

第 3 章

市役所の主な対応について

第3章 市役所の主な対応について

第3章 市役所の主な対応について

<u>第1節 市立学校</u>	4
<u>1 学校の臨時休業</u>	4
<u>2 学習生活の支援</u>	6
<u>3 学校の感染対策と運営体制等</u>	11
<u>第2節 保育所・放課後ルーム等</u>	20
<u>1 幼稚園・保育所</u>	20
<u>2 放課後ルーム</u>	23
<u>3 障害児通所支援事業所等</u>	24
<u>4 児童福祉施設等への運営支援</u>	27
<u>5 その他</u>	29
<u>第3節 社会福祉施設等</u>	32
<u>1 感染防止対策の徹底</u>	32
<u>2 施設等への支援</u>	38
<u>3 在宅高齢者・障害者の一時預かり事業</u>	48
<u>第4節 個人向け支援策</u>	49
<u>1 特別定額給付金・臨時特別給付金</u>	49
<u>2 住居確保給付金等</u>	53
<u>3 生活福祉資金</u>	55
<u>4 生活困窮者自立支援金等</u>	57
<u>5 子育て世帯への給付金及び支援（妊婦を含む）</u>	60
<u>6 保険料・保育料・手数料・税金減免関係</u>	69
<u>7 傷病手当金</u>	82
<u>8 各種相談窓口</u>	84
<u>9 納税・徴収の猶予</u>	86
<u>10 在宅生活に対する取組</u>	91
<u>11 その他</u>	93

第3章 市役所の主な対応について

<u>第5節 事業者向け支援策</u>	98
<u>1 支援策</u>	98
<u>2 その他</u>	123
<u>第6節 職員・組織・庁舎</u>	126
<u>1 職員体制（勤務体系含む）</u>	126
<u>2 庁舎における感染防止策・業務の運用</u>	136
<u>3 イベント等</u>	143
<u>4 その他</u>	156
<u>第7節 財政対応（補正予算・補助金・歳入確保等）</u>	159
<u>1 補正予算・補助金・歳入確保等</u>	159
<u>2 その他</u>	162

第1節 市立学校

1. 学校の臨時休業

臨時休業及び分散登校の実施

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

保健体育課・指導課

【経緯】

令和2年2月28日付け元文科初第1585号「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」に基づき、同日各学校へ令和2年3月2日～3月25日までの臨時休業の実施について保健体育課より通知。臨時休業後の教育活動及び、臨時休業及び分散登校、学年閉鎖、学級閉鎖等の実施に当たっては、文部科学省からの通知及びQ&A、厚生労働省、千葉県の通知等を教育委員会各課より各学校へ通知するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、船橋市保健所、船橋市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会等の関係機関等の相談・助言を受けながら、地域の感染状況に応じた臨時休業等を実施していく必要が生じてきた。

【実施内容】

令和2年2月28日、全国一斉の臨時休業に合わせ各学校に臨時休業することを通知。指導課より卒業式、臨時休業中の児童生徒の指導について通知。その後も、千葉県内、船橋市内の感染状況から始業式実施後の臨時休業が決定。臨時休業期間は、週1回登校日を設け、分散登校を行い児童生徒の健康状態の把握に努めるとともに課題を提供し学習の機会とした。

令和2年5月7日～5月31日まで市内感染状況を鑑み臨時休業等が延長することを指導課から通知。令和2年6月1日以降は、令和2年5月作成「学校生活における感染症対策について」を基準とした感染症対策を講じた上で段階的に教育活動を再開。

学校再開後の臨時休業等の判断は、船橋市保健所、船橋市医師会等と協議した上で、各学校へ通知。感染の拡がり懸念される範囲によって、学級・学年・学校閉鎖等の措置を講じるよう各学校に通知するとともに、放課後ルーム、船っ子教室等の関係各課に対して情報提供を行った。

【成果・課題等】

教育委員会内で連携し通知を速やかに行い、学校現場の混乱が最小限となるように務めた。感染状況に応じて、船橋市保健所や、船橋市医師会等の専門家の意見を交え、関係課と調整したことで、感染対策はもとより、効果的な時期に、効率的な対応ができた。また、小学校の臨時休業期間中の、児童の預け先については、放課後ルーム、船っ子教室等の関係課と情報共有することで、児童及び保護者が安心できるものとした。

令和2年6月学校再開以降は、「学校生活における感染症対策について」を基準に、学校

第3章 市役所の主な対応について

全体で感染対策に取り組んだ。家庭における健康観察、検温の実施、登校後の健康観察を丁寧
に実施し、各学校単位での感染状況の把握を行った。その後、学校で実施する疫学調査が
スムーズにでき、学級閉鎖等の判断が適切な時期に行えることにつながった。

学校が安全な教育活動の場となるように、感染症発生時の報告や感染拡大防止の学級閉
鎖等の措置が適切に実施できるように整備していく。

臨時休業

(1 波)

【課名等】

船橋市立看護専門学校

【経緯】

緊急事態宣言の発出を受け、通常授業を継続した場合、本校学生が新型コロナウイルス感
染症に罹患するリスクが高くなるものと考え休業措置をとった。

【実施内容】

令和2年4月6日から5月25日まで学校を臨時休業とし、全学年の学生を自宅学習（課
題学習）とした。5月26日より分散登校を開始した。

【成果・課題等】

第1波の期間はオンラインの環境が整っていなかったため、課題の提示はすべて郵送で
行った。学生との連絡は情報系PCを用いてメールか、電話で行ったが、情報系PCが各教
員にないこと、電話回線が1つしかないことで、速やかな指導ができない時もあった。特
に、入学したばかりの1年生はカリキュラムに関するオリエンテーションもないまま臨時
休業となったので、課題への取り組みが大変だったという意見があった。5月から開始する
3年生の臨地実習も臨時休業のために実施できず、事例学習などの自宅学習となったため、
実際の看護が行えなかった。

第3章 市役所の主な対応について

2. 学習生活の支援

学校 ICT 化の推進

(1・2・3・4・5・6・7・8 波)

【課名等】

船橋市総合教育センター

【経緯】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、GIGA スクール構想の 1 人 1 台端末の整備が前倒しされた。

【実施内容】

令和 2 年度中に市立の小・中・特別支援学校の全児童生徒に 1 人 1 台端末を整備した。なお、一部リース契約となるため、令和 3 年度以降も費用が発生している。

【成果・課題等】

成果としては、新型コロナウイルス感染症拡大時による臨時休業などの際にオンライン配信した授業を、1 人 1 台端末を使って学習することで学びの保障につながった。

課題としては、次の感染症流行時にもスムーズに ICT を活用した学びが推進できるように毎日の 1 人 1 台端末の持ち帰りを全小・中・特別支援学校へ推進していく。

【実績等】

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
導入台数	49,921 台	0 台	0 台	0 台
金額	1,339,395,000 円	513,684,000 円	513,684,000 円	513,684,000 円

船橋市修学旅行等キャンセル補助

(2・3・4・5・6・7・8 波)

【課名等】

指導課

【経緯】

コロナ禍における修学旅行の実施については、児童生徒の健康、安全を最優先に考慮し、修学旅行を市として中止の決定をした。決定を受け、修学旅行の延期や中止、行先の変更など係る経費について、補助金の交付を決定した。

【実施内容】

令和 2 年 10 月に船橋市修学旅行中止に伴うキャンセル料等補助金交付要綱を施行し、新型コロナウイルス感染症の感染防止又は感染拡大防止のために中止、延期又は行先の変更をしたことにより生じたキャンセル料等を市が補助した。

令和 3 年 10 月に船橋市修学旅行及び校外学習中止等に伴うキャンセル料等補助金交付要

第3章 市役所の主な対応について

綱を施行し、新型コロナウイルス感染症の感染防止又は感染拡大防止のために中止、延期又は行先の変更をしたことにより生じたキャンセル料等を市が補助した。

令和4年7月に船橋市修学旅行及び校外学習中止等に伴うキャンセル料等補助金交付要綱を施行し、新型コロナウイルス感染症の感染防止又は感染拡大防止のために中止、延期又は行先の変更をしたことにより生じたキャンセル料等を市が補助した。

【成果・課題等】

コロナ禍における修学旅行及び校外学習の実施については、多額キャンセル料が発生したため、児童や生徒の保護者負担額を市として補助することができた。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助額	25,591,714 円	23,102,657 円	553,837 円	なし

船橋市立高等学校修学旅行等キャンセル補助（市立船橋高等学校）

（4・5・6 波）

【課名等】

市立船橋高等学校

【経緯】

コロナ禍における修学旅行の実施については、生徒の健康、安全を最優先に考慮し、修学旅行を市として中止の決定をした。決定を受け、修学旅行の延期や中止、行先の変更などに係る経費について、補助金の交付を決定した。

【実施内容】

令和4年1月に船橋市立高等学校修学旅行及び校外学習中止等に伴うキャンセル料等補助金交付要綱を施行し、新型コロナウイルス感染症の感染防止又は感染拡大防止のために中止、延期又は行先の変更をしたことにより生じたキャンセル料等を市が補助した。

【成果・課題等】

コロナ禍における修学旅行及び校外学習の実施については、多額のキャンセル料が発生したが、保護者負担額を市の補助金により補填することができた。

【実績等】

令和3年度：3,609,375 円

第3章 市役所の主な対応について

日本語指導が必要な児童・生徒に翻訳機貸与

(2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

指導課

【経緯】

船橋市に在籍する日本語指導を要する児童生徒が急増し、日本語を十分に理解できない児童生徒、保護者への対応に学校は苦慮していることが課題となっていた。特に、日本語指導員等が派遣されない時間の対応が課題とされた。日本語指導を要する児童生徒の増加に伴い、家庭学習でも活用が図れる翻訳機の導入に至る。

【実施内容】

市立小・中・特別支援学校に在籍する日本語指導を要する児童生徒に翻訳機を貸与し、コロナ禍において在宅での学習支援を行う。また、教師や児童生徒同士の学習支援やコミュニケーションを円滑に図る。

【成果・課題等】

翻訳機を導入し、日本語指導を要する児童生徒に貸与し、家庭学習を含めた学習支援体制を整えたことにより、教師や児童生徒同士のコミュニケーションを円滑に図れたことが成果である。このように日本語指導員や日本語指導協力員の指導と翻訳機の活用を組み合わせることにより、支援体制の充実が図れている。課題については、翻訳機の取り扱い方に課題が見られ、修理する機器も年々増加している。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸与数	237台	205台	226台	224台

家庭学習支援のための環境整備

(2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

船橋市総合教育センター

【経緯】

令和2年度は、緊急事態宣言に伴う臨時休業の際にも子どもたちの学びを止めないため、自宅に端末やインターネット環境がない児童生徒に対し、学校のPC及びタブレットと、SIM付きモバイルWi-Fiルータの貸出を行った。令和3年度からは1人1台端末が整備されたため、国の補助金を活用してモバイルWi-Fiルータを購入し、インターネット環境のない児童生徒へ貸与した。

【実施内容】

令和2年度は、自宅に端末やインターネット環境のない小学校6年生や中学校3年生の

第3章 市役所の主な対応について

児童生徒を中心に、端末の貸し出し及び通信環境の整備を行った。1人1台端末がまだ整備されていなかったため、パソコン室のPCや学校のタブレットを活用し、通信面でSIM付きモバイルWi-Fiルータを整備した。令和3年度からは、自宅にインターネット環境のない児童生徒に対してモバイルWi-Fiルータの貸与を行っている。

【成果・課題等】

令和2年度は、学習の積み残しができない小学校6年生と中学校3年生に対し学びを止めずに教育課程を修了させることができた。現在は、この取組が不登校対応や日本語指導等の活用にも広がっている。今後は、さらにオンラインを活用した教育を広めていく必要がある。

【実績等】

モバイルWi-Fiルータ（リース）及び移動通信サービス契約

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
台数	1,780台	1,780台	—	—
金額	88,110,000円	17,622,000円	—	—

モバイルWi-Fiルータ購入

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
台数	—	4,410台	—	—
金額	—	27,166,000円	—	—

オンライン授業・ハイブリッド授業

(6・7波)

【課名等】

船橋市立看護専門学校

【経緯】

専修学校は本来対面授業が原則であるが、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて、学生が集合して授業を実施することは感染拡大のリスクを高めることから、オンライン授業を開始した。

【実施内容】

校内のICT環境を整え、第6波の頃よりオンライン授業を取り入れた。濃厚接触者で体調に異常がないものは自宅でオンライン授業が受けられるように整え（登校している者は対面、自宅はオンラインのハイブリッド方式）、学習権利を担保した。

【成果・課題等】

オンライン・ハイブリッド授業では、自宅のWi-Fi環境が整っていないと途中で中断することもあった。その都度教員が電話で対応し、オンライン授業を継続した。また、毎回録画をして学校のサーバーに保存したため、通信環境の影響でオンライン授業に出席できな

第3章 市役所の主な対応について

かった学生は、登校時に学校で録画した授業を見られるようにした。教員が出席状況を確認し、授業に参加していない者は欠席とした。校内にオンライン授業専用の部屋を設け、講師にもオンライン授業を実施して頂いたが、対面と違って反応が見えないことから、オンライン授業を否定的にとらえる講師もいた。学生からはオンライン授業には慣れたものの、学習意欲のモチベーションが保てないという声も聞かれた。

3. 学校の感染対策と運営体制等

「学校給食における感染対策について」の作成

(1 波)

【課名等】

保健体育課

【経緯】

令和2年4月に保健所作成後、国・県の通知を受け、改訂を行う。

【実施内容】

市内小中特別支援学校の実状から、再開にあたっての問題点を挙げ、文部科学省からの通知に合わせた方法の検討を行ったうえで、課題をまとめ、保健体育課が保健所に相談し、回答助言を得た。

保健所が「学校給食における感染症対策について」を作成。以後、国・県の通知を受け、保健所の指導のもと保健体育課が改訂を行い、各校へ周知。各校で通知に沿った児童生徒、教職員の衛生管理、給食指導の衛生管理、給食指導について検討した。

また、給食業務従事者の衛生管理、給食管理の方法を検討し、給食を実施した。

【成果・課題等】

国・県の通知を、保健所の指導を受けながら、市内小中特別支援学校の実状に合うように作成したこと。

給食の再開準備

(1 波)

【課名等】

保健体育課

【経緯】

令和2年2月28日付け文部科学省の一斉臨時休業の通知を受け、3月2日から3月25日まで市内小中特別支援学校が一斉臨時休業となり、その後、緊急事態宣言が発出（4月7日から5月6日、5月7日から5月25日まで）され、5月31日まで、臨時休業が続いた。

4月の学校再開の計画に合わせ、給食の再開の方法の検討、準備作業を進めるが、学校再開中止のため、給食も中止。5月も同様に中止。6月1日からの学校再開に合わせ、給食再開の準備を進めた。

【実施内容】

市内小中特別支援学校の実状から、再開にあたっての問題点を挙げ、文部科学省からの通知に合わせた方法の検討を行ったうえで、課題をまとめ、保健体育課が保健所に相談し、回答助言を得た。保健所が「学校給食における感染症対策について」を作成、保健体育課が各

第3章 市役所の主な対応について

校へ周知した。各校では、指導助言および通知に沿った児童生徒、教職員の衛生管理、給食指導について検討した。また、給食業務従事者の衛生管理、給食管理の方法を検討し、準備を進めた。

再開に向け、最大の課題とされたのは、中学校のランチルームでの給食の受け取り、喫食の際の「密集」「密閉」をいかに回避するか、ということであった。そのほか、調理委託事業者の清掃作業、食物アレルギー対応について保護者と学校の確認、中学校の事前申し込み等が課題とされた。

【成果・課題等】

小中ともに、調理工程、配膳方法等に配慮した献立を作成し、中学校はA・Bの2献立の給食の提供を1献立の提供に変更、蓋つきの使い捨て弁当箱を使用し、教室での喫食に切り替えたため、6月から給食を再開することができた。

保健所の指導助言を受けながら、国県の通知に沿うように検討することが肝要。

感染症対策としての網戸設置

(1・2波)

【課名等】

施設課

【経緯】

学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業にて、網戸の設置も認められたことから、修繕にて網戸設置が可能であることの旨を各学校宛に通知し、要望のあった学校に網戸を設置することとした。

【実施内容】

要望のあった学校に網戸を設置した。

【成果・課題等】

網戸の設置により、虫を侵入させずに窓をあけて換気をすることができるようになった。

【実績等】

実施校数	実施教室数	総事業費
68校	927教室	17,127,110円

学校生活における新型コロナウイルス感染症対応について

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

保健体育課

【経緯】

当初は厚生労働省、文部科学省、千葉県から発出される新型コロナウイルス感染症対策に関連する通知を各学校へ送付していたが、学校での児童生徒及び教職員の新規感染者数の増加に伴い、各学校での感染症対策、児童生徒、家庭での健康観察等の対応方法を整えていく必要性が生じてきた。

また、学校での感染拡大の防止と合わせて、安心して教育活動が行えるように、船橋市保健所等の関係機関の意見も踏まえながら、市でマニュアルを作成し、学校での感染症対策の方法を整理していく必要性が生じた。

【実施内容】

千葉県「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」を基に、船橋市保健所等の関係機関からの助言を受けながら、船橋市版の学校における感染症対策マニュアルの作成を進めた。

令和2年5月には、「学校生活における感染症対策マニュアル」を教育委員会で作成。市内各小・中・特別支援学校・市立高校へ配布し、船橋市ホームページへの掲載を行った。以降、文部科学省、千葉県から発出される感染対策ガイドラインを参考にしながら、船橋市の感染状況を鑑みた上で、船橋市保健所、船橋市医師会等と協議しながらその都度改訂を行った。市作成のマニュアルを参考として、各学校で感染症対策を講じながら教育活動を実施していくよう周知徹底を図った。

市作成マニュアルについて、学校現場及び保護者等からの問い合わせがあった際には、丁寧に対応し、理解を図るよう努めた。

また、マスク着用は熱中症対策が優先であり、体育の授業時の取り扱いについて明記した。給食は小中学校で黙食の実施をしていたが、中学校のランチルーム給食再開時は、パーテーションを活用しながら対面での喫食を可とするなど段階的な緩和を実施した。

令和5年2月15日付け千葉県を通じて、同3月13日以降のマスク着用の考え方の見直し等が示されたことから、速やかに各学校に通知するとともに、令和5年4月1日からのマスクの取り扱いを加え、マニュアルの改訂を行った。

令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類に移行されたことを受け、市作成マニュアル「学校生活における感染症対策マニュアル」は廃止とした。

【成果・課題等】

船橋市ホームページに掲載したことで、関係機関、学校、保護者との共通理解を図ることができ、学校における感染症対策が継続的に取り組めた。また、千葉県「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」の改訂に合わせ、「学校生活における感染症対策マニ

第3章 市役所の主な対応について

マニュアル」も随時改訂を行うことで感染状況に合わせたマニュアルとすることができた。

感染者情報の把握と相談体制の整備

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

保健体育課

【経緯】

学校は児童生徒等が集団生活を営む場であるため、児童生徒及び教職員に感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動にも影響を及ぼすことから、学校保健安全法施行規則第18条による第一種の感染症が確認できた場合は、各学校から市教育委員会への報告をすることとなっている。

これに伴い、感染者、濃厚接触者、感染疑いのためのPCR検査実施者を船橋市保健所、県教育委員会へ報告していたが、感染者数の増加により、教育委員会内で学校関係の感染者の把握を行うとともに相談体制を整備する必要性が生じてきた。

【実施内容】

船橋市保健所との協議の中で、すべての児童生徒及び教職員の健康観察の記録を各学校でまとめ、症状がある児童生徒等、PCR検査受検者を教育委員会へ報告をすることとなったことから、学校が教育委員会に報告する基準及びPCR検査を受けた後の流れについて、各学校に周知を行った。

令和2年6月以降の学校再開後より、感染者、感染の疑いがある者、学級閉鎖の情報について船橋市保健所、県教育委員会、市関係機関へ報告を開始する。併せて文部科学省への報告も行った。学校からの感染者把握については、令和2年7月6日より専用携帯での対応とし、相談体制を整え、保健体育課で聞き取りを行うとともに、把握した情報については、教育委員会及び学校関係課と共有を行った。(地域子育て支援課・教育総務課、生涯スポーツ課等)。

令和4年1月27日より、感染拡大に伴い、各学校での積極的疫学調査を実施することとなり、船橋市保健所、船橋市医師会等と相談のうえ、各学校に感染者の情報等の聞き取りを行うこととなった。各学校で感染者や体調不良者の状況による疫学調査を行い、学校医、保健体育課への相談を行った後、早期の学級閉鎖などの感染拡大防止策を講じた。

【成果・課題等】

各学校からの報告を教育委員会で実施したことにより、各学校、地域の実情が把握でき、学校での感染対策に取り組む体制づくりが行えた。また、船橋市保健所、学校医など専門機関と随時相談できたことで、学校での感染拡大防止が適切なタイミングで開始することができた。感染拡大に対する児童生徒及び保護者の不安解消にもつながった。

第3章 市役所の主な対応について

学校保健特別対策事業費補助金を活用した感染症対策用消耗品の購入

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

保健体育課

【経緯】

令和2年2月28日付け文部科学省の一斉臨時休業の通知を受け、3月2日から3月25日まで市内小中特別支援学校が一斉臨時休業となり、その後、緊急事態宣言が発出（4月7日から5月6日、5月7日から5月25日まで）され、5月31日まで、臨時休業が続いた。

学校再開にあたり集団感染のリスクを低減するため、保健衛生用品（マスク、消毒液、体温計等）を整備する必要があると、学校保健特別対策事業費補助金を活用し、当該用品の購入及び整備を進めていくこととなった。

【実施内容】

学校保健特別対策事業費補助金を活用し、感染症対策用消耗品の整備を進めた。

【成果・課題等】

計画的に感染症対策用消耗品の整備を進めることができた。

【実績等】

・主な購入品

手指用アルコール消毒液、マスク、サーキュレーター、パーテーション、CO2 モニター、非接触温度計、フェイスシールド、ニトリルグローブ等

学生および教職員の健康観察・行動記録、外来者の健康観察

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

船橋市立看護専門学校

【経緯】

学生および教職員の健康観察・行動記録、外来者の健康観察を実施することで、体調不良者が学内に留まらないようにする必要があった。

【実施内容】

全期間において、各自で1日2回の検温、症状の観察、行動記録を毎日記録した。

【成果・課題等】

実習施設からの要望もあり、全期間において健康ファイルへの記録を継続した。行動記録については特に「会食は4人まで」の規定や、人混みへの外出について臨床から厳しく問われるため、記載内容の詳細を確認する必要があった。実習に行かない学年は週に1回教員が記載内容を点検したが、記載漏れの学生への指導が煩雑であった。

健康観察と合わせて、校内ではマスク着用、手指消毒、換気を徹底した。食事は校内で分

第3章 市役所の主な対応について

散して黙食で摂るようにした。

外部講師は来校時に手指消毒を促し、検温して記録した。対面で着席する机にはアクリル板を設置した。

感染者の発生した学校施設の消毒作業の業務委託による実施

(2波)

【課名等】

保健体育課

【経緯】

市の施設において感染者が発生した場合、全市的に専門の業者に委託して消毒作業を行うこととしていた。このため、感染者の発生した学校施設について、すでに市の管理する他の施設の消毒業務を行っていた業者に委託し消毒作業を実施することとした。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した学校について、当該感染者の活動範囲にかかる消毒作業を業務委託により実施した。

作業は噴霧器を用いる方法及び消毒液を使用しての拭き取りによる方法とした。

【成果・課題等】

学校再開直後の対応として、専門の業者による作業を行ったことは児童、保護者及び教職員の安心につながったものとする。

一方、当時においても感染者が出た場合の対応として必ずしも専門の業者を入れる必要はないとの文部科学省通知があり、全市的な対応としても、上記2校の実施後、原則施設の職員等が消毒作業を実施することとなった。

次の感染症発生時に同様の対応が必要かどうかについては、国等からの情報提供や全市的な対応を踏まえて慎重に検討する必要がある。

【実績等】

実施校数	歳出額
2校	1,078,000円

学校臨時休業対策費補助金

(2・3波)

【課名等】

保健体育課

【経緯】

令和2年3月～5月の市立小・中・特別支援学校一斉臨時休業に伴う学校給食の提供停止により発注済み食材の大部分がキャンセルとなった。発注済み食材にかかる違約金等は学校臨時休業対策費補助金の対象ではあったが、船橋市では納入事業者と食材キャンセルにかかる違約金等の取り決めはしておらず、また、業者ごとに影響額も異なるため違約金額の算定が困難であることから、当初は当該キャンセルに係る違約金等対応は難しいと考え、キャンセル不可のもの（取り寄せ品など）・長期保存可のもの（キャンセル対象外）に関してのみ賄材料費支払いを行っていた。

その後、給食関係業者への聞き取りおよび補助金の積極的活用に係る国からの協力依頼などを受け、6月に学校給食が再開されるまでの間に学校給食用の食材保管等の設備にかかる維持管理費や配送員の人件費等を負担していた業者に対し、その負担額を補助することとなった。

【実施内容】

市立小・中・特別支援学校の臨時休業に伴う学校給食の中止により、既に発注されていた食材のキャンセルによって発生した負担額（設備維持管理費や配送員人件費等）を事業者に補助した。

【成果・課題等】

令和2年3月分発注のあった79業者のうち半数以上から補助金申請があり、学校の再開時には給食用物資納入の登録業者が減ることなく給食提供が再開できた。

このことから、令和2年3月分の食材キャンセルによって事業者に生じた経費（人件費、設備の減価償却費等）負担軽減という観点において成果が得られたものとする。

【実績等】

対象事業者数	補助実績額（合計）
45 業者	31,407,107 円

学校トイレの清掃・消毒業務委託

(2・3波)

【課名等】

保健体育課

【経緯】

県の新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン（令和2年5月18日

第3章 市役所の主な対応について

版)において、学校トイレの清掃・消毒については、便からウイルスが検出されることがあることから、手袋着用等の感染症対策を講じた上で教職員が実施することが望ましいとされた。このため、同ガイドラインに沿って教職員がトイレ清掃を行うこととなり、教職員の負担が非常に大きいものとなっていた。ガイドラインは徐々に児童生徒が清掃を行うことができるように改訂されたが、当時の感染者発生状況を鑑み、令和2年度内においては引き続き教職員が実施する対応をとった。これに対し、トイレの箇所数が多く、教職員の負担が相対的に高い学校のトイレ清掃・消毒業務の一部を専門の業者に委託することで、教職員の負担軽減及び感染リスクの低減を図ったものである。

【実施内容】

トイレの箇所数の多い学校を対象とし、一定数を越えた箇所数分トイレについて、①床掃き掃除、モップ拭き、②便器・洗面器の洗剤による洗浄（周りの壁を含む）、③便器（流水レバー含む）、洗面器（蛇口など）、ドアノブ・個室の鍵の消毒、④ごみ箱・汚物入れのごみの回収、学校指定保管場所への運搬等について、専門の清掃業者に委託した。

【成果・課題等】

実施対象校へのアンケートの結果、教職員の負担軽減につながったとの回答が9割を超えたことから、期待したとおりの成果が得られたものとする。

【実績等】

実施校数（延べ）	実施箇所数（延べ）	支出額計
57 校	19,530 か所	64,234,170 円

感染者が発生した際の学校施設消毒作業業務委託の実施

(3 波)

【課名等】

市立船橋高等学校

【経緯】

市の施設において感染者が発生した場合、全市的に専門の業者に委託して消毒作業を行うこととしていた。このため、学校内において感染者の発生した際に、すでに市の管理する他の施設の消毒業務を行っていた業者に委託し消毒作業を実施することとした。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した学校について、当該感染者の活動範囲にかかる消毒作業を業務委託により実施した。

作業は噴霧器を用いる方法及び消毒液を使用しての拭き取りによる方法とした。

【成果・課題等】

学校再開直後の対応として、専門の業者による作業を行ったことは生徒、保護者及び教職員の安心につながったものとする。

第3章 市役所の主な対応について

一方、当時においても感染者が出た場合の対応として必ずしも専門の業者を入れる必要はないとの文部科学省通知があり、全市的な対応としても、その後は原則施設の職員等が消毒作業を実施することとなった。

次の感染症発生時に同様の対応が必要かどうかについては、国等からの情報提供や全市的な対応を踏まえて慎重に検討する必要がある。

【実績等】

令和2年度：985,600円

学校給食用食材料費の補てん

(7・8波)

【課名等】

保健体育課

【経緯】

コロナ禍における急激な物価高騰に伴い、栄養バランスや量を保った学校給食を提供していくために必要な給食用食材料費の予算不足が懸念される中、新たに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な取組みとして「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設された。これを受け、本交付金を活用し、コロナ禍において物価高騰等に直面する保護者等の負担を増やすことなく従前どおりの給食を提供するため、学校給食の食材料費に係る物価高騰分の予算を補てんすることとした。

【実施内容】

小・中・特別支援学校の学校給食用食材料費について、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を提供するとともに保護者負担額の増とならないよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して物価高騰分の食材料費予算を補てんした。

【成果・課題等】

小・中・特別支援学校合わせた令和4年度分給食用食材料費予算（補填後）の執行率は約99%と非常に高くなっていることから、物価高騰に対応した給食食材料費として必要な予算を措置することができた。また、コロナ禍における急激な物価高騰に直面する保護者等の負担を増やすことなく従前どおりの給食の提供をすることができた点において成果が得られたものとする。

【実績等】

補填対象期間：令和4年7月～令和5年3月分

	小学校	中学校	特別支援学校
補填額実績	30,033,018円	18,338,310円	614,623円

第3章 市役所の主な対応について

第2節 保育所・放課後ルーム等

1. 幼稚園・保育所

新型コロナウイルス感染症に係る私立幼稚園への周知等の実施

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

学務課

【経緯】

関係部署（千葉県、保健所）等からの周知をうけて、市内私立幼稚園へ周知等を行った。

【実施内容】

市内私立幼稚園へメール、至急の場合には電話で周知等を行った。

【成果・課題等】

市内私立幼稚園への周知等を行うことで新型コロナウイルス感染症の感染対策、拡大防止に効果があった。

感染症対策に係る物品購入及び修繕

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

保育運営課（旧 公立保育園管理課）

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、公立保育園における感染症対策物品の需要増大に対応するため、また、感染症対策をより徹底できる環境を整えるため、国又は千葉県の補助制度である地方創生臨時交付金、保育対策総合支援事業費補助金、子ども子育て支援事業費交付金及び子ども子育て支援事業費補助金を活用し、感染症対策に係る物品購入及び修繕を行った。

【実施内容】

物品購入においてはマスクの購入やコットベットの導入等、修繕においては手洗い場の新規設置やトイレのドライ化等感染症対策として有効となる内容を実施した。

【成果・課題等】

マスク等の購入や手洗い場等の整備により、感染症対策を徹底するための環境を整えることができ、職場で働く保育士や利用する園児の保護者に安心感を与えることができた。

次の感染症発生時においても、感染症対策物品の需要増大等に対応するため、迅速に物品購入等の検討を行う。

第3章 市役所の主な対応について

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金額	70,408,794 円	31,849,125 円	57,320,209 円

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育所等の臨時休園

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

保育運営課（旧 保育認定課）

【経緯】

保育所等に登園することは家庭に比べて感染リスクが高いこと、万が一、感染者が発生した場合には、園に関わる多くの方に感染が拡大する恐れがあることから、保育所等を臨時休園（令和2年4月21日（火）から令和2年5月31日（日）まで）。※保育施設の利用が不可欠な状況にある保護者は手続きにより利用可。

以降も、施設の感染状況にあわせた園（クラス）の休園を随時実施。

【実施内容】

- ・保育所等の一斉休園
- ・感染拡大の程度にあわせた登園自粛期間の設定
- ・施設の感染状況にあわせた園（クラス）の休園決定

【成果・課題等】

●事務処理にかかる時間

コロナ禍当初からしばらくの間は、市保健所として全件把握・報告の方針であり、1件発生ごとに漏れなく感染連絡を受けていたので、担当係はもとより課全体が電話対応に相当の時間を奪われた。

また、感染連絡を受けた後は、すべて保健所に報告し、その疫学調査を待ってから相手方へ対応方針や休園の必要有無を伝達するという運用だったため、感染拡大期には1件の処理が長く時間がかかり、時間外勤務が急増した。

紆余曲折を経て、最終的な事務の運用は、「一定数以上の感染者が発生し、それらが同一集団等の関わりがある場合に限り報告を求める」としたことで、報告が相当減り、ようやく事務負担を落ち着かせることができた。

今後同様の事態となる場合には、都度保健所に働きかけずとも事務が処理できるスキームを感染早期に設けることに努めるべき。

●民間事業者等への対応

民間事業者（保育所等）に指示・方針を出す担当課としては、感染症が生命の危険を含む重大な健康被害を起こす可能性のあるものでありながら、その対策を示す国通知

第3章 市役所の主な対応について

にたびたび「市町村により適切に判断」という記載があることで、その具体化に心労が絶えなかった。事業者及び保育所利用者からの問い合わせも絶えなかった。

●国への要望

保育施設が、他の施設と違い「原則開所」という運用であるため、危険な感染症の拡大期においても開け続ける前提にあることが対策を難しくしていると思われる。閉所するときに仕事を休む保護者への減収保障・企業への理解啓蒙や、開所のときの感染責任を施設や市町村に求めない指針等を、国レベルであらかじめ明確にされることが望まれる。

【実績等】

基本的に、「休園の決定」と記す決裁1つにつき1園の休園を決定していた（例外あり）ことから、決裁数により事務実績とする。

なお、休園に至らない感染連絡への対応も膨大であった。

・令和3年度 144件

うち、135件は第四四半期のもの。同四半期より事務量が急増し、担当係は混乱に陥った。

・令和4年度 217件

うち、184件は上半期のもの。

第3章 市役所の主な対応について

2. 放課後ルーム

小学校休業期間の放課後ルーム運営（放課後児童健全育成事業）

(1 波)

【課名等】

地域子育て支援課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症により、小学校が休業となった。（令和2年3月～5月）医療従事者などの保護者が多くおり、児童を安全・安心に預かる場所の確保が急務となったため、平日と土曜日の8時から19時まで、放課後ルームを開所することとした。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症により、小学校が休業となった（令和2年3月2日～5月31日）期間は、平日と土曜日の8時から19時まで、放課後ルームを開所することとした。児童ホームや放課後子供教室（教育総務課）は臨時休業となったため、該当する職員はルームの応援体制として従事。また、既存ルームで密が懸念される場合は、小学校の協力を得て空き教室を借りたり、教職員にも見守りを依頼したりして、運営を行った。

【成果・課題等】

・令和2年3月2日（月）から小学校が臨時休業となることが決定したため、急遽2月29日（土）に「臨時放課後ルーム」の受付を行うことを決定し、子育て支援部内の職員に手伝いを依頼し、市内21箇所の児童ホームにおいて、医療従事者など、保護者の就労による児童の居場所確保をはかるために、申請受付を行った。3月中に550人の登録があったが、3月1日までに409人の登録が確認できたため、臨時受付は一定の効果があった。今後については、申請受付をオンライン申請にすることで、保護者の利便性や課での書類の煩雑さが緩和されると思われる。

・臨時放課後ルームでは、既存の放課後ルームと同様に、保護者の就労要件が必要なことと、料金が発生することを伝えて募集を行った。本来は、既存の基幹系システムにおいて登録することで料金の設定が可能となるが、放課後ルーム以外の「臨時放課後ルーム」という新たな料金設定が出来ないため、料金の金額や登録後の識別方法に課題があった。結果的には、国からの100%の補助金があったため、基幹系システムに登録をすることなく、書類上の処理だけで利用が可能となったが、次回対応する時は、料金徴収システムの検討が課題である。

【実績等】

令和2年登録人数	3月	4月	5月
臨時放課後ルーム	550人	567人	573人
放課後ルーム	4,788人	5,617人	5,595人

※臨時放課後ルームは当初6,000円の利用料を想定して募集したが、国から補助金があり、0円となった。放課後ルームはおやつ代実費2,000円とした。（5月は発注無しのため0円）

3. 障害児通所支援事業所等

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業補助金

(1・2・3波)

【課名等】

療育支援課

【経緯】

令和2年2月27日に示された小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休業の要請（臨時休業）に伴い、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない児童がいる世帯において放課後等デイサービスの利用が増加することが考えられることから、障害福祉サービス等報酬の増加による地方負担及び利用者負担の増加について国庫補助を行うことが厚生労働省から示された。

【実施内容】

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休業の要請等に伴い、追加的に生じた放課後等デイサービスの提供に係る利用者負担を補助すること及び新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が通所できない場合に、放課後等デイサービス事業所が行う代替的支援に係る利用者負担を補助する。

【成果・課題等】

本補助金は、代替的支援（オンラインによる支援等）を利用した分や休業日単価によるかかりまし分等に係る利用者負担額について補助を行うものだったが、利用者負担額が既に上限月額に達している対象者が多く、休業日単価によるかかりまし分の補助の対象者は多くなかった。代替的支援の利用分に係る補助については、利用者の負担が軽減されたことにより、利用者が切れ目なく必要な支援を受けることができ、有効であったと考えられる。

本補助金のようにかかりまし分の利用者負担額を補助するという補助金が初めてだったため、補助額の算出方法や支払い方法について不明瞭な部分が多く、どのように補助金を交付するかについて検討するための時間がかかった。

一方で、国や県に対し交付申請を行う期間は緊急を要するため期限が短いことが多く、担当が在宅勤務で書類を揃えることができない場合など、別の職員が担当することもあったため、職員間での情報共有が非常に重要であった。

次の感染症発生時においては、今回の例があるため補助の方法について検討に要する時間は短くなると考えるが、複数の職員で対応することが予想されるため、事前に国や県への交付申請の方法、補助金交付までの流れを把握しておくことが有効と考える。

【実績等】

提供年月	令和2年3月	令和2年4月～令和3年2月
金額	350,834 円	2,643,670 円

障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金

(1・2・3波)

【課名等】

療育支援課

【経緯】

令和2年3月に国が、障害福祉サービス等施設・事業所においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、感染経路の遮断や感染者が確認された場合の的確な対応を講じる必要があるとし、障害福祉サービス等施設・事業所における新型コロナウイルス感染症対策の徹底等を目的に事業実施することとなった。本市においては、市内事業所に事業実施した場合の活用に関する意向調査を行った結果、必要性があると判断し、国の要綱に基づき、事業実施をすることとなった。

【実施内容】

市内の障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援事業所等が、新型コロナウイルス感染症対策として購入した衛生用品の購入費の補助を行う。

【成果・課題等】

衛生用品の購入費用等について、本事業による補助を行うことにより、障害福祉サービス等施設・事業所が新型コロナウイルス感染症対策を行うことができたと考えられるため、事業実施の目的は果たすことができたと考えられる。

次の感染症発生時においても、同様の国の補助事業があれば、申請に係る事務手続きの簡略化や補助金交付までのスピード感が求められると考える。

【実績等】

	令和元年度	令和2年度
事務所数	16 事業所	26 事業所
金額	276,804 円	2,654,186 円

障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

療育支援課

【経緯】

令和2年5月に国が、新型コロナウイルス感染症による影響が広がる中、障害福祉サービス等事業所は、通常とは異なる特別な形でのサービス提供や関係者の緊密な連携により支援を継続する等、利用者の日常生活を支えており、このような取組を行う障害福祉サービス等事業所を支援することを目的に事業実施することとなった。本市においては、市内事業所に事業実施した場合の活用に関する意向調査を行った結果、必要性があると判断し、国の

第3章 市役所の主な対応について

要綱（令和2年4月1日から適用）に基づき、事業実施をすることとなった。

【実施内容】

市内の障害福祉サービス事業所等で必要な障害福祉サービス等を継続するため、新型コロナウイルス感染症による通常のサービス提供時では想定されない経費の補助を行う。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症による通常のサービス提供時では想定されない経費（人件費、衛生用品購入費用等）について、本事業による補助を行うことにより、必要な障害福祉サービス等を継続することができたと考えられるため、事業実施の目的は果たすことができたと考えられる。

次の感染症発生時においても、同様の国の補助事業があれば、申請に係る事務手続きの簡略化や補助金交付までのスピード感が求められると考える。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事務所数	—	7事業所	12事業所
金額	—	1,087,000円	1,598,000円

※令和2年度は実施したが、対象事業者がなし

4. 児童福祉施設等への運営支援

母子生活支援施設運営費補助金

(4・6・7・8波)

【課名等】

こども家庭支援課

【経緯】

厚生労働省から「令和2年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等（令和2年度補正予算分）分）の国庫補助について」の通知があり、「令和2年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等（令和2年度補正予算分）分）交付要綱」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱」により、母子生活支援施設における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るとともに、オンラインの整備や職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する必要があったため、実施に至った。

また、令和3年度においては、厚生労働省から「令和3年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等（令和3年度補正予算分）分）の国庫補助について」の通知があり、「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」及び「社会的養護従事者処遇改善事業実施要綱」により、母子生活支援施設における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るとともに、従事者の処遇改善の実施が必要であったため、実施に至った。

【実施内容】

母子生活支援施設が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援を行い、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、オンライン整備費やマスクの購入費等を補助した。

また、社会的養護を担う母子生活支援施設に従事する者の処遇改善を行うための費用を補助した。（令和4年2月～9月分賃金より実施、令和4年10月以降の処遇改善は児童養護施設措置費等国庫負担金で実施。）

【成果・課題等】

マスク、アルコール消毒、ポリ手袋等を事前に準備することで、母子生活支援施設の入所者が感染した際、施設内のアルコール消毒を行い、マスク等で予防を行うことで、施設内での感染拡大を防止することに繋がられた。また、オンライン学習環境を整備することでも感染拡大防止に繋がられた。

また、社会的養護を担う母子生活支援施設に従事する職員の賃上げが実施され、令和4年2月より月額9,000円の引き上げに繋がられた。

第3章 市役所の主な対応について

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設数	1施設	1施設	1施設
金額	3,565,000円	781,000円	1,099,000円

5. その他

子育て関連施設等に対する衛生・防護用品の備蓄

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

こども政策課

【経緯】

令和2年4月7日、各種衛生・防護用品は国内需給が逼迫しており、各社会福祉施設等で確保することが難しいことから、感染が発生した社会福祉施設等において継続した支援が行えるよう、都道府県等（指定都市・中核市含む）において衛生・防護用品の備蓄と当該施設等への迅速な供給に努める旨、厚生労働省より通知があった。

また、令和2年5月29日、感染が発生した社会福祉施設等においては感染拡大を防ぐことができるよう、厚生労働省から都道府県等（指定都市・中核市含む）に対して衛生・防護用品を配布し、必要に応じて市から各社会福祉施設等へ衛生・防護用品を供給できるよう厚生労働省より通知があった。

【実施内容】

国から配布された衛生・防護用品について、本市の子育て関連施設へ緊急時に配布できるよう備蓄を行った。

配布は定期的に行われ、最終的にマスク 1,895 箱（50 枚入り）、ビニール手袋 940 箱（100 枚入り）を備蓄した。

スペースと保管状況の観点から、高根小学校の空き教室に保管した。

【成果・課題等】

国内需要が逼迫したことにより行ったものであるが、ある程度状況が改善されると、不要な物品になってしまう実態があった。

緊急時に即時の配布を行うには、対象の施設数が非常に多いため、国からの配布だけでは難しい。

【実績等】

令和5年末まで、配布が必要になる場面が無く、当初想定した配布は行わなかった。
なお、使用期限が迫っていることから、令和5年12月に各施設へ配布希望を伺い、回答のあった施設へ配布を行っている。

親子で遊ぼう！「ふなばし親子@ホームチャンネル」

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

地域子育て支援課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、市施設が長期休館となったことを契機に、休館中にできる子育て支援の方策の一つとして、令和2年3月から事業を開始した。

【実施内容】

主に親子が家庭で楽しめる親子遊び等の動画配信（YouTube（船橋市））の実施。
途中から児童ホームも加わり、工作等の動画配信の実施（2週間に1回程度で配信）。

【成果・課題等】

動画配信は、コロナ禍の外出制限をきっかけに始めたものであるため、配信当初は一定の需要や反響があったが、社会活動等の再開に伴い、再生回数に見られるように、著しく需要が落ち込んだ。

動画需要は減っているものの、各施設の日頃の努力により消毒等の感染対策を講じていることもあり、直接の施設利用者は増加（回復）しているため、定期的な動画配信は停止している。

次の感染症発生時は、一方的な配信だけではなくオンラインでのやりとり等さらなる工夫をしなければ今回と同程度の提供しかできないと考えている。

【実績等】

	令和元・2年度	令和3年度	令和4年度
子育て支援センター 配信回数	19回	14回	9回
児童ホーム 配信回数	13回	14回	10回
総再生回数	36,566回 (令和4年9月6日時点)	18,431回 (令和4年9月6日時点)	—

子育て支援センターオンライン事業（オンライン子育てカフェ@（アット）ホームふなばし）

（4・5・6・7・8波）

【課名等】

地域子育て支援課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の状況を踏まえ、子育て中の親子の孤立化を防ぐため、また、新しい生活様式への対応が求められていることから、南本町及び高根台子育て支援センターにてオンラインを活用し、事業を実施した。

【実施内容】

子育て支援センターオンライン事業（オンライン子育てカフェ@（アット）ホームふなばし）として以下の事業を行った。

1. オンライン交流会 月2回（各センター月1回） 30分程度
2. オンライン遊びの会 月1回程度 20分程度
3. オンラインのつどい・講座 月1回程度（講座は年に1、2回） 30分程度
4. オンライン子育て相談 月～土 最大50分程度

【成果・課題等】

子育て中の親子が外出を控える中で、他の親子との交流や子育て情報の交換、子育て相談の場として、オンライン事業（オンライン子育てカフェ@（アット）ホームふなばし）を開始した。

行動制限の緩和に伴い、来所での事業参加が増え、オンライン事業への参加者数は減少した。直接ふれあう事業の重要性を改めて感じる一方、次の感染症発生時にオンライン事業を行う場合は、内容や質を落とさない工夫を行いたい。

なお、来所につながるきっかけのひとつになるものと考えられるため、オンライン子育て相談は今後も継続して行う。

【実績等】

南本町・高根台子育て支援センターオンライン事業参加者数

令和3年度（5月～3月）	令和4年度（4月～3月）
324人	252人

第3節 社会福祉施設等

1. 感染防止対策の徹底

介護サービス事業所等に対する衛生用品の配布

(2・3・4・5波)

【課名等】

高齢者福祉課・介護保険課

【経緯】

<不織布マスクについて>

令和2年5月29日、感染が発生していない社会福祉施設等において安心してサービス提供ができるよう、厚生労働省から都道府県等（指定都市・中核市含む）に対して不織布マスクを配布し、必要に応じて市から各社会福祉施設等へ不織布マスクを供給できるよう厚生労働省より通知があった。

<使い捨て手袋について>

令和2年9月29日、感染症対策に限らず、社会福祉施設等において日常的に排泄ケア等で必須となる使い捨て手袋が入手困難であるという現場からの意見や、世界的な需給状況等の状況から、今後のサービス提供に支障を及ぼさないよう、厚生労働省から都道府県等（指定都市・中核市を含む）に対して使い捨て手袋を配布し、必要に応じて市から各社会福祉施設等へ使い捨て手袋を供給できるよう厚生労働省より通知があった。

【実施内容】

介護サービス事業所等に対して不織布マスクを配布した。また、日常的に排泄ケア等を必須とする介護サービス事業所等に対して使い捨て手袋を配布した。

【成果・課題等】

介護サービス事業所等に対して入手困難となっている衛生用品を配布したことから、各介護サービス事業所等におけるサービス提供の継続を支援することができた。

厚生労働省から配布される衛生用品が大量であることから、介護サービス事業所等へ配布するまでの間、一時的な保管場所を確保することが困難であったため、庁内等でのスペース確保に関して全庁的に広く協力を求める必要がある。

【実績等】

配布実績（令和2年10月～令和3年12月）

不織布マスク	使い捨て手袋
737,150 枚	3,001,600 枚

障害福祉サービス事業所等に対する衛生用品の配布

(2・3・4・5・6波)

【課名等】

障害福祉課

【経緯】

＜不織布マスクについて＞

令和2年5月29日、感染が発生していない社会福祉施設等において安心してサービス提供ができるよう、厚生労働省から都道府県等（指定都市・中核市含む）に対して不織布マスクを配布し、必要に応じて市から各社会福祉施設等へ不織布マスクを供給できるよう厚生労働省より通知があった。

＜使い捨て手袋について＞

令和2年9月29日、感染症対策に限らず、社会福祉施設等において日常的に排泄ケア等で必須となる使い捨て手袋が入手困難であるという現場からの意見や、世界的な需給状況等の状況から、今後のサービス提供に支障を及ぼさないよう、厚生労働省から都道府県等（指定都市・中核市を含む）に対して使い捨て手袋を配布し、必要に応じて市から各社会福祉施設等へ使い捨て手袋を供給できるよう厚生労働省より通知があった。

【実施内容】

障害福祉サービス事業所等に対し、安心してサービス提供ができるよう不織布マスクを配布した。また、日常的に排泄ケア等を必須とする障害福祉サービス事業所等に対し、サービス提供に支障を及ぼさないよう使い捨て手袋を配布した。

【成果・課題等】

入手が困難となっている衛生用品について、障害福祉サービス事業所等に対し配布したことから、各事業所等におけるサービス提供の継続を支援することができた。

課題としては、事業所等によって使い捨て手袋のサイズの需要に偏りがあることが確認できたため、国から配布される際には市としてもSではなくM、Lを中心に要望する必要がある。

【実績等】

衛生用品配布実績

	第2波期 (R2.7~11)	第3波期 (R2.12 ~ R3.3)	第4波期 (R3.4~6)	第5波期 (R3.7~12)	第6波期 (R4.1~6)
マスク	150,000 枚	206,800 枚	66,800 枚	199,000 枚	69,000 枚
手袋	56,000 枚	198,500 枚	75,000 枚	235,000 枚	364,000 枚

感染が発生した障害福祉サービス事業所等に対する衛生・防護用品の配布

(2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

障害福祉課

【経緯】

令和2年4月7日、各種衛生・防護用品は国内需給が逼迫しており、各社会福祉施設等で確保することが難しいことから、感染が発生した社会福祉施設等において継続した支援が行えるよう、都道府県等（指定都市・中核市含む）において衛生・防護用品の備蓄と当該施設等への迅速な供給に努める旨、厚生労働省より通知があった。

加えて、令和2年5月29日、感染が発生した際の社会福祉施設等においては感染拡大を防ぐことができるよう、厚生労働省から都道府県等（指定都市・中核市含む）に対して衛生・防護用品を配布し、必要に応じて市から各社会福祉施設等へ衛生・防護用品を供給できるよう厚生労働省より通知があった。

【実施内容】

感染が発生した際の障害福祉サービス事業所等に対して衛生・防護用品を運搬し、迅速に供給を行った。

【成果・課題等】

感染が発生した障害福祉サービス事業所等へ衛生・防護用品を直接持ち込むことで、迅速に感染防止対策を行うことができた。事業所等からも助かる、安心するとのお声を多数いただいた。

課題としては、感染拡大時になると衛生・防護用品を頻繁に放出することとなり、衛生・防護用品の備蓄場所と事業所等を往復する運搬部隊を設けると通常業務に支障を来すこととなった。備蓄場所を市内に複数箇所設置することや運搬部隊の人員体制を整備する必要がある。

【実績等】

衛生・防護用品配布実績

不織布 マスク	ガウン (不織布)	ガウン (プラ)	フェイス シールド	手袋 S	手袋 M	手袋 L
1,400 枚	4,655 枚	440 枚	1,325 枚	1,000 枚	1,200 枚	1,000 枚

キャップ (不織布)	キャップ (プラ)
900 枚	400 枚

感染が発生した介護サービス事業所等に対する衛生・防護用品の配布

(3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

高齢者福祉課・介護保険課

【経緯】

令和2年4月7日、各種衛生・防護用品は国内需給が逼迫しており、各社会福祉施設等で確保することが難しいことから、感染が発生した社会福祉施設等において継続した支援が行えるよう、都道府県等（指定都市・中核市含む）において衛生・防護用品の備蓄と当該施設等への迅速な供給に努める旨、厚生労働省より通知があった。

また、令和2年5月29日、感染が発生した社会福祉施設等においては感染拡大を防ぐことができるよう、厚生労働省から都道府県等（指定都市・中核市含む）に対して衛生・防護用品を配布し、必要に応じて市から各社会福祉施設等へ衛生・防護用品を供給できるよう厚生労働省より通知があった。

【実施内容】

感染が発生した介護サービス事業所等に対して衛生・防護用品を運搬し、迅速に供給を行った。

【成果・課題等】

感染が発生した介護サービス事業所等へ衛生・防護用品を直接持ち込むことで、迅速に感染防止対策を行うことができる。介護サービス事業所等からも助かる、安心するとのお声を多数いただいた。

感染症拡大時には、連日にわたり複数の介護サービス事業所等を回ることとなり、衛生・防護用品の備蓄場所と介護サービス事業所等を何度も往復しなければならなかった。また、1日で回りきれるように調整するには人員の確保が困難だった。備蓄場所の確保にも苦慮した。

【実績等】

配布実績

不織布マスク	ガウン (不織布)	ガウン (プラ)	フェイス シールド	手袋S	手袋M	手袋L
55,500 枚	74,390 枚	7,950 枚	12,534 枚	26,700 枚	84,500 枚	24,400 枚

ゴーグル	キャップ (不織布・プラ)
877 個	26,100 枚

船橋市緊急ショートステイ中間保護事業業務委託

(3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

地域包括ケア推進課

【経緯】

身元不明の徘徊高齢者や虐待を受けた高齢者を一時的に保護する緊急ショートステイ事業において、保護先である高齢者施設に対し、新型コロナウイルス感染症の陰性証明が必要となり、保健所でPCR検査等を実施し、結果が判明するまでの間、一時的に保護することに同意が得られた高齢者施設と1泊10万円の委託契約を締結した。

【実施内容】

保健所のPCR検査の検査結果待ちの間、一時的に保護を行う。

【成果・課題等】

緊急ショートステイ事業を利用するためには、受け入れる高齢者施設が、保健所からの陰性証明を必要とし、結果判明までの約1日の間、保護した高齢者を一時的に保護する施設が必要となった。

令和4年度から、結果が迅速に判明するPCR検査が開始され、市内医療機関で検査ができるようになったことにより、令和5年度をもって当事業は終了となる。

しかし、新型コロナウイルス感染症が5類となった現在も、緊急ショートステイ事業を利用する際に、陰性証明を必要とする高齢者施設もあることから、今後とも高齢者施設に対し、対応策を協議していく。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績額	200,000 円	1,000,000 円	利用なし	利用なし

利用者向け新型コロナウイルスワクチンの職域接種

(5波)

【課名等】

障害福祉課

【経緯】

障害者本人のワクチン接種に関しては、入所施設は施設内接種、それ以外の方は個別接種や集団接種で対応していたが、障害特性により接種が受けられない方がいた。社会福祉法人大久保学園から職域接種の余剰分を障害者分に回せるとの申し出があったため、とよとみみらい館で障害者用の集団接種を行った。

【実施内容】

第3章 市役所の主な対応について

対象者 : 市から接種券を送付している障害者
(市内の障害福祉サービス等の利用者)

接種ワクチン: モデルナ製

実施時期 : 1回目(令和3年7月28日、30日、8月1日)
2回目(令和3年9月5日、12日、10月12日)

【成果・課題等】

本事業で合計286人の方に2回分のワクチンを接種する場を設けることができた。
障害特性により個別接種や集団接種が難しい方が一定数いるため、今後感染症が発生した場合もニーズがあれば同様に障害者用の集団接種を行うことを検討したいが、接種場所等調整できるかが課題である。

緊急ショートステイ事業に伴うPCR検査

(5・6・7・8波)

【課名等】

地域包括ケア推進課

【経緯】

身元不明の徘徊高齢者や虐待を受けた高齢者を一時的に保護する緊急ショートステイ事業において、保護先である高齢者施設から新型コロナウイルス感染症のPCR検査の陰性証明が必要となることから、市内の医療機関(2箇所)でPCR検査を実施する。

【実施内容】

現在、緊急ショートステイ事業を高齢者施設に依頼する際に、PCR検査による陰性証明が必要となる場合、検査を実施する。

【成果・課題等】

緊急ショートステイ事業に協力してくれる高齢者施設の不安を軽減するための効果的な事業である。

【実績等】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	7件	16件	3件
金額	196,600円	450,400円	85,800円

2. 施設等への支援

市内の事業所等に向けたマスクの優先販売・配布

(1 波)

【課名等】

介護保険課（代表でマスク販売業者とのやり取り）

【経緯】

新型コロナウイルス感染拡大防止にあたり、全国規模でマスク等の衛生用品が不足する状況が続いている中で、令和2年3月頃に、市内でマスクの製造販売を行う事業者から、優先的なマスクの販売が可能であると船橋市あてに協力申し出があった。

介護事業所などの事業所等においてもマスク不足の状況は続いていたため、市としてもこの協力を受けることにした。

マスク販売業者の希望が、一括購入及び納品場所を一か所に限定するという内容であったため、市（各課）が関係する事業所等に事前にマスクの必要数を調査して、とりまとめの上、販売業者に一括発注する次第となった。

【実施内容】

各課がそれぞれ市内の事業所等にマスクの必要数を調査し、集計。販売要望個数の合計数が一番多かった介護保険課が、マスク販売業者と連絡をとり、すべての課の必要分を一括で注文発注。

要望総数が予定よりも多かった為、納品時期を4月と5月の2回に分けて販売・配布。

【成果・課題等】

当初の想定よりも事業所等からのマスクの要望数が多くなり、納品時期を2回に分けることにはなってしまったが、事業所等からの要望のあったマスクの数はすべて販売・配布することができた。

しかしながら、納品時期を2回に分けたことで、原材料費の高騰により1回目よりも2回目の値段が高くなってしまい、販売に際しては当初の案内と違いが生じたことは反省しなければならない。（税込1箱2,090円が1箱2,200円に増加）

次の感染症発生時においても、マスク不足に陥る事態は考えられるので、市としては備蓄数も踏まえて、迅速にマスクを配布できる体制の整備は必要となる。また、今回はマスク販売業者の方から協力の申し出があった為、販売・配布を行うことができたが、次回に備えて、購入ルートの確保も必要になるのではないかと考える。

第3章 市役所の主な対応について

【実績等】

課名	購入箱数	購入額
介護保険課・高齢者福祉課	5,383 箱	11,566,500 円
包括支援課	60 箱	132,000 円
障害福祉課	1,146 箱	2,464,000 円
地域福祉課	20 箱	44,000 円
保育認定課	2,134 箱	4,590,300 円
公立保育園管理課	500 箱	1,076,350 円
地域子育て支援課	465 箱	1,001,000 円
療育支援課	228 箱	490,050 円
合計	9,936 箱	21,364,200 円

市内備蓄マスクの配布

(1 波)

【課名等】

介護保険課

【経緯】

令和2年3月、介護事業所あてにマスクの不足数について調査を行った結果、「訪問介護」「通所介護」「認知症対応型共同生活介護」の3種別において、特に不足が見られていることが判明した。

また、国通知において、訪問系サービスはマスク等の感染防止対策を徹底した上でサービスを提供することを求められており、サービス提供を断る選択肢が想定されていないことから、「訪問介護」「訪問看護」「小規模多機能型居宅介護（看護小規模含む）」の事業所に市の備蓄しているマスクを配布することにした。

【実施内容】

配布対象事業所に個別に事前連絡した上で、職員が事業所へ持参。受け渡しの際に、受領証に印または署名をもらい確認を行った。

【成果・課題等】

介護保険部門に割り当てられた分はすべて配布することができた。

しかしながら、すべての事業所に配布することができたわけではない為、一部の事業所から追加の要望や苦情は発生していた。今後については、市としての備蓄数の調整は必要になってくる。

また、万が一に備えて、各事業所においても一定数の備蓄をしておくことの必要性を周知する必要性はあると思われる。

第3章 市役所の主な対応について

【実績等】

サービス名	事業所数	配布枚数
訪問介護	36 事業所	4,960 枚
訪問看護	6 事業所	420 枚
小規模多機能型居宅介護（看護含む）	2 事業所	240 枚

船橋市障害者支援施設北総育成園

新型コロナウイルス感染症対応のための対策本部の設置

(1 波)

【課名等】

障害福祉課

【経緯】

令和2年3月27日に、船橋市障害者支援施設北総育成園（以下「北総育成園」という。）の職員に新型コロナウイルス感染症陽性反応が出たことが判明し、全職員と発熱のあった利用者にPCR検査を実施したところ、多数の陽性者が出た。そのため施設内の感染拡大の防止、利用者の健康管理、利用者への生活介護等支援の維持を目的に令和2年3月31日に北総育成園に対策本部を設置した。

その後、利用者全員の陰性が確認されたため、令和2年5月14日に施設内に設置していた対策本部の活動は終了した。

また、当初陰性だった職員のPCR検査を行い、新たな陽性者が発生していないこと、北総育成園の通所者や家族等が全て陰性であることを確認し、令和2年6月4日に北総育成園における新型コロナウイルス感染症にかかる対策を全て終了した。

【実施内容】

感染拡大防止対策

(1)施設内ゾーニング (2)防護具着用等の感染症対策 (3)衛生用品等の物資の供給
施設運営支援

(1)食事の調達・運搬 (2)清拭・入浴 (3)廃棄物処理 (4)消毒 (5)洗濯

【成果・課題等】

① 医療の確保

新型コロナウイルス感染症への対応については、感染症専門の医師や感染管理認定看護師による支援が必要だった。施設内のゾーニングや施設内で療養する利用者への医療の提供に対する専門的知見を船橋市内で具体的にどのように提供していくかが課題である。

第3章 市役所の主な対応について

② 介護人材の確保

感染リスクを考えて、他法人からの人材確保が困難であり、介助経験のある市職員派遣のための調整が困難だった。

当初陽性と判定された職員が3週間以上は復帰できないばかりか、新たに陽性化する職員や体調を崩す職員がいて、集団発生から3週間程度は介助スタッフの数が足りない状況での支援を行わなければならなかった。

応援職員を派遣するにあたっては、派遣職員の宿泊先も感染リスクを理由に断られる状況で、人数の確保だけでなく職員の生活環境や労務管理についても検討が必要である。派遣終了後については、家庭や職場に安心して戻れるように、健康観察とPCR検査の実施、またそのための待機場所の確保についても必要となる。

③ 物資調達の中継地の確保

職員が感染することで、物資の発注や在庫管理のための人材も不足するが、問題はそれだけでなく、業者に直接施設へ物資を搬入することを断られることがあるということも想定しておく必要がある。

発注した物資を別の中継地である施設で受け取り、そこから施設内に搬入することになるが、そのために搬入チームを編成する必要がある。

④ 防護具等の備蓄

集団感染が発生した場合に備えた防護具や衛生用品等の備蓄を各施設で行っておくべきである。少なくとも、市など他からの支援が入るまでに必要な最低3日程度の備蓄をしておくとうい。

⑤ 情報共有

物理的に場所が分散していること、①対策本部内 ②船橋市 ③千葉県（障害福祉事業課・疾病対策課・広報課） ④香取保健所 ⑤北総育成園 ⑥さざんか会と様々な機関から集まっていることなどから、情報共有の難しさがあった。集団感染発生現場の情報環境を整え、現地情報を正確につかむことが大切である。

集団感染発生当初の混乱期においては、現場からの情報取得の部署をできるだけ絞り、現場の負担を軽減する配慮も必要である。

⑥ 引継ぎ

介助スタッフ3名、事務スタッフ2名の5名ひとチームで毎週月曜日に交代するサイクルで派遣をしたが、班ごとの引継ぎの時間が少なく、前チーム・後ろチームが連絡を取りながら、現地活動をする状況となった。現地への派遣職員を定期的に入れ替えていくのであれば、引継ぎの時間を十分にとる必要がある。千葉県職員や社会福祉法人さざんか会の職員は、丸一日業務を一緒に行い、引継ぎを行っていたため、同様の引継ぎ体制が望ましい。

障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金

(1・2・3波)

【課名等】

障害福祉課

【経緯】

令和2年3月に国が、障害福祉サービス等施設・事業所においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、感染経路の遮断や感染者が確認された場合の的確な対応を講じる必要があるとし、障害福祉サービス等施設・事業所における新型コロナウイルス感染症対策の徹底等を目的に事業実施することとなった。本市においては、市内事業所に事業実施した場合の活用に関する意向調査を行った結果、必要性があると判断し、国の要綱に基づき、事業実施をすることとなった。

【実施内容】

市内の障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援事業所等が、新型コロナウイルス感染症対策として購入した衛生用品の購入費の補助を行った。

【成果・課題等】

衛生用品の購入費用等について、本事業による補助を行うことにより、障害福祉サービス等施設・事業所が新型コロナウイルス感染症対策を行うことができたと考えられるため、事業実施の目的は果たすことができたと考えられる。

次の感染症発生時においても、同様の国の補助事業があれば、申請に係る事務手続きの簡略化や補助金交付までのスピード感が求められると考える。

【実績等】

	令和元年度	令和2年度
事業所数	55 事業所	123 事業所
金額	2,687,102 円	38,023,879 円

介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金

(1・2・3・4波)

【課名等】

介護保険課

【経緯】

令和2年5月に国が、新型コロナウイルス感染症による影響が広がる中、介護サービス事業所等は、通常とは異なる特別な形でのサービス提供や関係者の緊密な連携により支援を継続する等、利用者の日常生活を支えており、このような取組を行う介護サービス事業所等を支援することを目的に事業実施することとなった。本市においては、必要性があると判断し、国の要綱（令和2年4月30日から適用）に基づき、事業実施をすることとなった。

第3章 市役所の主な対応について

【実施内容】

市内の介護サービス事業所等で必要な介護サービス等を継続するため、新型コロナウイルス感染症による通常のサービス提供時では想定されない経費の補助を行った。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症による通常のサービス提供時では想定されない経費（人件費、衛生用品購入費用等）について、本事業による補助を行うことにより、必要な介護サービス等を継続することができたと考えられるため、事業実施の目的は果たすことができたと考えられる。なお、令和3年度より当補助金事業の実施主体は千葉県となった。

【実績等】

	令和2年度
事業所数	54事業所
金額	48,851,000円

就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金

(1・2・3・4波)

【課名等】

障害福祉課

【経緯】

新型コロナウイルスの影響を受け、生産活動が停滞し、減収している就労継続支援事業所への救済策として、令和2年5月に令和2年第2次補正予算の中で国の補助メニューとしてとして計上された。

それを受け市内事業所に利用希望に関する意向調査を行った結果、必要性があると判断し、国の要綱に基づき、事業実施をすることとなった。

救済策であることから、補助は減収要件などの最低限の要件を満たした事業所に対し、令和2年11月から概算払方式で先立って行われ、令和3年5月までに精算する形で完了した。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を踏まえ、生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所に対し、その再起に向けて必要な費用を助成した。

【成果・課題等】

補助を行った10事業所において、事業継続のために必要な材料仕入や備品の購入等に本補助金を充当し、資金繰りの円滑化に寄与することができた。

次の感染症発生時においても、国の補助要件に基づいて実施する事業となるが、減収中の事業所に対する補助となり、資金繰りが悪化しているケースがほとんどであるため、補助要件の簡略化や補助金交付までによりスピード感を持った対応が求められると考える。

第3章 市役所の主な対応について

【実績等】

	令和2年度
事業所数	10事業所
金額	4,613,591円

障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

障害福祉課

【経緯】

令和2年5月に国が、新型コロナウイルス感染症による影響が広がる中、障害福祉サービス等事業所は、通常とは異なる特別な形でのサービス提供や関係者の緊密な連携により支援を継続する等、利用者の日常生活を支えており、このような取組を行う障害福祉サービス等事業所を支援することを目的に事業実施することとなった。本市においては、市内事業所に事業実施した場合の活用に関する意向調査を行った結果、必要性があると判断し、国の要綱（令和2年4月1日から適用）に基づき、事業実施をすることとなった。

【実施内容】

市内の障害福祉サービス事業所等で必要な障害福祉サービス等を継続するため、新型コロナウイルス感染症による通常のサービス提供時では想定されない経費の補助を行った。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症による通常のサービス提供時では想定されない経費（人件費、衛生用品購入費用等）について、本事業による補助を行うことにより、必要な障害福祉サービス等を継続することができたと考えられるため、事業実施の目的は果たすことができたと考えられる。

次の感染症発生時においても、同様の国の補助事業があれば、申請に係る事務手続きの簡略化や補助金交付までのスピード感が求められると考える。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業所数	12事業所	28事業所	68事業所
金額	5,606,240円	15,172,000円	16,042,000円

船橋市介護施設等陰圧装置等整備費補助金

(3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

高齢者福祉課

【経緯】

介護施設等において、新型コロナウイルスの感染が疑われる入所者が発生した場合に備え、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に簡易陰圧装置を据えるとともに簡易なダクト工事等に必要な経費を補助する千葉県の基金のメニューが創設された。

【実施内容】

本市から各法人へ制度の周知と希望する法人への補助をおこなった。

【成果・課題等】

簡易陰圧装置を設置することで感染拡大のリスクを低減することに寄与した。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助実施施設数	21施設	5施設	3施設

生産活動拡大支援事業補助金

(5・6波)

【課名等】

障害福祉課

【経緯】

新型コロナウイルスの影響を受け、生産活動が停滞している就労系障害福祉サービス事業所への救済策として、令和2年度に国の補助メニューとして実施された機能強化事業補助金の後継補助金という位置づけで令和3年12月に国の補正予算として計上された。

それを受け市内事業所に利用に関する意向調査を行った結果、必要性があると判断し、国の要綱に基づき、事業実施をすることとなった。

補助は令和4年5月に完了し、翌年度は国の補助メニューからも除外されたため、令和3年度限りで本市の事業も終了となった。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により生産活動が停滞している就労継続支援事業所に対し、新たな生産活動への転換や、販路開拓、生産活動に係る感染防止対策の強化に係る費用の一部を助成した。

【成果・課題等】

補助を行った2事業所においては、新たな生産活動への転換のために必要な機材の導入

第3章 市役所の主な対応について

を行った。

その結果、新規の取引先や顧客の拡大へつなげることができた。

次の感染症発生時においても、国の補助要件に基づいて実施する事業となるが、活用を希望する事業所が限られる点や、新規事業への転換という、業態によっては限定的にもなる要件となるため、より多くの事業所が活用できる補助金の制度設計が課題と考える。

【実績等】

	令和3年度
事業所数	2事業所
金額	256,419円

船橋市ゾーニング環境等整備支援事業費補助金

(6・7・8波)

【課名等】

高齢者福祉課

【経緯】

介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、ゾーニング環境等の整備に係る費用の一部について補助する千葉県基金のメニューが創設された。

【実施内容】

本市から各法人へ制度の周知と希望する法人への補助をおこなった。

【成果・課題等】

2方向から出入りできる家族面会室が設置されることで、コロナ禍においても家族との面会ができる環境を整えることに寄与した。

【実績等】

	令和3年度	令和4年度
補助実施施設数	3施設	なし

船橋市介護サービス事業所等事業費補助金

(7・8波)

【課名等】

高齢者福祉課・介護保険課

【経緯】

国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金についての通知があり、その推奨事業メニューの中の事業者支援の一環として開始した。

第3章 市役所の主な対応について

【実施内容】

令和4年度は原油価格及び食材料費の高騰により影響を受けている市内介護サービス事業所等に対し、燃料費と食材料費について補助金を交付、令和5年度は食材料費についてのみ補助金を交付した。

【成果・課題等】

令和4年度は申請に必要な添付書類として、決算額等がわかるものを求めているが、事業者によっては用意するのが負担だったことから、令和5年度は補助方法を見直し、添付書類も簡素化した。

【実績等】

	令和4年度
補助件数	170件
金額	39,920,000円

3. 在宅高齢者・障害者の一時預かり事業

介護者不在障害者支援事業費

(4・5・6・7・8波)

【課名等】

障害福祉課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった人は、陰性が確認されてもその後の発症は否定できず、感染の心配などから、各事業所が単体で受け入れるには困難な状況となっていた。

また、集団感染が発生した北総育成園において、他の事業所から応援職員を派遣してもらうことが困難だった経験を踏まえ、感染リスクの高い障害者を支援するためには、あらかじめ人材面の協力体制を構築することが不可欠であると判断した。

そのため、新型コロナウイルス感染症対策事業として、家族等の介護者が新型コロナウイルス感染症により入院し不在となり、陰性の濃厚接触者となった障害者が在宅での生活が困難となった場合に備え、社会福祉法人大久保学園の申し出を受け、同法人が運営する「とよとみみらい」にて受け入れる体制を構築した。なお、受け入れにあたっては、同法人の体制を基本に、市内他法人からも応援職員を派遣する体制も併せて構築した。

【実施内容】

<支援体制>

社会福祉法人大久保学園の職員を主軸に、協定を締結した市内事業所から応援職員を募集、事前登録制をとる。

<保健所との連携>

健康観察はとよとみみらいで行い、保健所に報告することを想定。症状が悪化した場合の受診・入院調整を保健所と連携して対応する。

費用は、国のサービス継続支援事業を活用する。市は応援職員の旅費や危険手当を支給する。

【成果・課題等】

令和3～4年度に予算計上をしたが、船橋市で対象者が発生しなかったため実績はなかった。令和5年度以降については実績が無かったことから予算計上をしていない。

第4節 個人向け支援策

1. 特別定額給付金・臨時特別給付金

特別定額給付金

(1・2・3波)

【課名等】

地域福祉課

【経緯】

令和2年4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、緊急事態宣言の下で、人々が一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服すべく、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、国民一人あたり10万円を支給することとなった。

【実施内容】

家計支援を目的に、基準日（令和2年4月27日）時点で市の住民基本台帳に登録されている者を対象に、一律で10万円を支給するもの。

【成果・課題等】

国の閣議決定や通知を受け、全国の各自治体が実施する事業ではあったが、想定した対象者に対して、個別に書類を送り、周知等を行ったことにより、住民一人あたり10万円の給付金の支給をすることができ、目的を達成することができたと考える。

課題としては、国からは迅速な支給等を求められ、支給時期を如何に早められるかを検討する必要がある、そのためには対象世帯に対する通知等の発送の準備の方法や振込の準備期間をどう設定するかなどを検討することに加え、従事する職員の確保等の迅速な体制整備が求められる。

【実績等】

支給実績

給付人数	給付世帯数	給付額
642,606 人	306,302 世帯	64,260,600,000 円

令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

(5・6波)

【課名等】

地域福祉課

【経緯】

令和3年11月19日閣議決定「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を受け、令和3年11月26日付内閣府からの通知「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」により、国の交付金である「令和3年度子育て世帯等臨時特別給付金」の内容が示された。

上記閣議決定及び内閣府の通知を受けて、本市も新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対する支援を行うこととした。

本給付金給付事業は自治事務と位置付けるものであるが、財源については、国庫補助であることから、国が示す事業実施についての要領等に沿って事業を実施した。

【実施内容】

世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯及び令和3年1月以降の収入が減少し住民税非課税相当の収入となった家計急変世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給するもの。

【成果・課題等】

国の閣議決定や通知を受け、全国の各自治体が実施する事業ではあったが、想定した対象世帯に対して、個別に書類を送り、周知等を行ったことにより、10万円給付金の支給をすることができ、目的を達成することができたと考える。

課題としては、国からは迅速な支給等を求められ、支給時期を如何に早められるかを検討する必要があり、そのためには対象世帯に対する通知等の発送の準備の方法や振込の準備期間をどう設定するかなどを検討することに加え、従事する職員の確保等の迅速な体制整備が求められる。

【実績等】

支給実績

対象世帯			支給世帯数
①	住民税非課税世帯	令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯	59,552世帯
②	家計急変世帯	予期せず令和3年1月から12月までの家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯	593世帯

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

(6・7・8波)

【課名等】

地域福祉課

【経緯】

令和3年11月19日閣議決定「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を受け、令和3年11月26日付内閣府からの通知「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」により、国の交付金である「令和3年度子育て世帯等臨時特別給付金」の内容が示された。

上記閣議決定及び内閣府の通知を受けて、本市も新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対する支援を行うこととした。

本給付金給付事業は自治事務と位置付けるものであるが、財源については、国庫補助であることから、国が示す事業実施についての要領等に沿って事業を実施した。

【実施内容】

世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯及び令和4年1月以降の収入が減少し住民税非課税相当の収入となった家計急変世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給するもの。

【成果・課題等】

国の閣議決定や通知を受け、全国の各自治体が実施する事業ではあったが、想定した対象世帯に対して、個別に書類を送り、周知等を行ったことにより、10万円給付金の支給をすることができ、目的を達成することができたと考える。

課題としては、国からは迅速な支給等を求められ、支給時期を如何に早められるかを検討する必要があり、そのためには対象世帯に対する通知等の発送の準備の方法や振込の準備期間をどう設定するかなどを検討することに加え、従事する職員の確保等の迅速な体制整備が求められる。

【実績等】

支給実績

対象世帯			支給世帯数
①	住民税非課税世帯	令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯	6,955世帯
②	家計急変世帯	予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯	193世帯

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

(7・8波)

【課名等】

地域福祉課

【経緯】

内閣に設置された「物価・賃金・生活総合対策本部」により、物価高騰などに対応するための対応が検討された結果、対応の一つとして、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえた対策として本給付金の実施を決定し、その後、これらの対応のために予備費を支出することが閣議決定された。

上記対策本部や閣議決定を受けて、本市も電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増で、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対する支援を行うこととした。

本給付金給付事業は自治事務と位置付けるものであるが、財源については、国庫補助であることから、国が示す事業実施についての要領等に沿って事業を実施した。

【実施内容】

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を活用し、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯当たり5万円を支給するもの。

【成果・課題等】

国の閣議決定や通知を受け、全国の各自治体が実施する事業ではあったが、想定した対象世帯に対して、個別に書類を送り、周知等を行ったことにより、5万円給付金の支給をすることができ、目的を達成することができたと考える。

課題としては、国からは迅速な支給等を求められ、支給時期を如何に早められるかを検討する必要がある、そのためには対象世帯に対する通知等の発送の準備の方法や振込の準備期間をどう設定するかなどを検討することに加え、従事する職員の確保等の迅速な体制整備が求められる。

【実績等】

支給実績

対象世帯			支給世帯数	支給額計
①	住民税 非課税世帯	令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯	59,916 世帯	2,995,800,000 円
②	家計急変 世帯	予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯	650 世帯	32,500,000 円

2. 住居確保給付金等

住居確保給付事業

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

地域福祉課

【経緯】

住居確保給付金は、生活困窮者自立支援法の規定に基づく制度で、新型コロナウイルス感染症流行前から実施していたが、従前は離職又は廃業により住居を喪失した又は住居を喪失するおそれのある者が対象であったところ、感染症の影響により営業自粛・休業する企業が増加したことを受け、令和2年4月20日付けで制度が改正され、本人の責めに帰すべき理由や都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮した者が新たに対象となり、申請者が急増した。

【実施内容】

住居確保給付金は、従前「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」で申請を受け付けていたが、申請数が急増したことから、令和2年4月27日に市直営の臨時窓口を開設し、対応することとした。その後予算を確保し、令和2年6月30日に臨時窓口の運営を委託に切り替えた。

申請数は徐々に減っていったことから、臨時窓口は令和4年度末をもって廃止した。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の影響により急増した給付金の申請に対応するため、まずは速やかに直営で臨時窓口を設置し、その後予算を確保して、委託に移行することで、支給が大きく遅れることなく、事務処理することができた。

一方、多くの申請に対応するため、国の通知に基づき、本来作成すべき支援プランを省いたことから、支給中・支給後の相談支援は行き届かない部分があった。

今回のような事態が発生した場合は、速やかに給付金を支給するために、今回と同様、臨時窓口の開設等早急に体制を強化する必要がある。また給付金の支給だけでなく、寄り添った相談支援も行えるように、相談員の増員を行えるようにすることが望ましい。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初支給決定件数	734件	165件	52件
給付額	171,790,100円	65,298,900円	13,433,100円

住宅ローン減税の適用要件弾力化

(6・7・8波)

【課名等】

市民税課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症等の影響の緩和を図るため地方税法の一部が改正されたことに伴い、住宅借入金等特別控除(以下:住宅ローン減税)の適用要件の弾力化を含む条例改正を行った。(令和3年1月1日施行)

具体的には、令和2年12月31日までに入居した場合に控除期間を13年とする住宅ローン減税の特例措置について、一定の要件を満たす場合は、控除の適用期間を1年間延長し、令和3年12月31日までの入居をその対象とするものである。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年12月31日までに入居できない場合でも、一定の要件を満たしたうえで令和3年12月31日までに入居した場合は、特例措置の対象とした。

【成果・課題等】

上記措置について、市ホームページ及び広報紙等で市民等に周知したことで制度の適用に繋がった。

次の感染症発生時においても、国・県等からの通知、法改正等を基に、多くの方が制度を利用できるようその時代のニーズに合った方法で市民等に周知する。

【実績等】

	令和4年度	令和5年度
対象者数	31名	298名

3. 生活福祉資金

生活福祉資金の特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）

(1・2・3・4・5・6・7波)

【課名等】

地域福祉課

【経緯】

船橋市社会福祉協議会では、以前より千葉県社会福祉協議会の委託事業として、生活福祉資金貸付事務を行っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）について、特例措置が設けられ、令和2年3月より特例貸付を実施することとなった。

【実施内容】

生活福祉資金の特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）

緊急小口資金：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯へ上限20万円の貸付を行った。

総合支援資金：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、単身世帯は上限月15万円、2人以上世帯は上限月20万円の貸付を行った（貸付期間原則3か月以内）。また、令和2年7月に総合支援資金延長として3か月の追加、令和3年2月には総合支援資金再貸付として3か月の追加を行った。

【成果・課題等】

特例貸付開始当初より船橋市社会福祉協議会では、委託元の千葉県社会福祉協議会と連絡を密に取り合いながら対応を行った。また、窓口相談や電話相談、直接面談での申請書類の作成等を職員総出で相談室の増設をしながら対応をしたが、相談者多数のため迅速に対応しきれず、委託元から郵送での対応も可との通知がなされた後は、郵送での対応も行い、迅速に貸付が行われるように申請書類の確認等を行った。

同様の事案が発生した際は、相談者との直接面談を継続する状況であるならば、相談室や人員の確保等の相談対応の環境整備や貸付が行われなかった方々へのフォローが手薄となっていたことが課題となる。

【実績等】

コロナ特例貸付決定数及び決定金額（令和2年3月から令和4年9月まで）

相談件数 45,518件

第3章 市役所の主な対応について

	緊急小口資金	総合支援資金		
		初回	延長	再貸付
決定件数	5,112 件	3,083 件	1,018 件	1,577 件
決定金額	995,328,000 円	1,575,680,000 円	537,870,000 円	825,210,000 円

4. 生活困窮者自立支援金等

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

(4・5・6・7・8波)

【課名等】

地域福祉課

【経緯】

国の通知により、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給することとなり、本市も同事業を行うに至った。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対して、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行っていたが、新型コロナの影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在している。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために支給するもの

支給額（月額） 単身世帯 60,000 円、2人世帯 80,000 円、3人以上世帯 100,000 円

支給期間 3 か月間

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、数度の申請期限の延長や制度拡大、延長再支給があったため、未申請者への勧奨なども行った。臨時的に支給された「臨時福祉給付金」や「特別定額給付金」等については、支給管理システムを構築し、コールセンターや審査事務、窓口業務などを委託することが多かったが、自立支援金については、封筒印刷以外、すべて自前で行うこととした。

申請期限の延長などにより、兼務職員の配置が変則的になるなど職員配置に苦慮した。

【実績等】

支給実績

	令和3年度	令和4年度
支給件数	1,245 件	1,411 件
支給額計	199,540,000 円	

【課名等】

地域福祉課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、物価高騰の影響による家計への負担軽減と生活の基盤となる食に対する支援として、市独自に「おこめ券」を配布した。

配布対象については、物価高騰で特に影響が大きいと思われる低所得者や、食べ盛りの子どもがいる子育て世帯、親元を離れ単身で頑張っている若い世代など幅広い世帯とした。

【実施内容】

令和4年9月1日時点で船橋市に住民登録があり、かつ、次のいずれかに該当する世帯へ、1世帯当たり、おこめ券10枚セット（お米10kg相当）を送付した。

①住民税非課税等の世帯（令和3年度または4年度「非課税世帯等への臨時特別給付金」の支給対象世帯）

②令和4年度の住民税均等割のみ課税されている世帯

③18歳以下の子どもがいる世帯：令和4年度の学齢が高校3年生相当以下の子どもがいる世帯が対象

（子どもの誕生日は、平成16（2004）年4月2日～令和4（2022）年9月1日）

④29歳以下の単身世帯：令和5年3月31日時点で29歳以下の方が対象

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、物価高騰の影響が広く、急激に日常生活に及んでいることから、幅広い世帯を対象とし、迅速に支援できることを念頭に置き、幅広い世帯を対象として事業を実施した。

迅速に配布できるよう、対象者から申請等の手続きを必要としないものを検討し、事前案内を郵送の上、対象世帯へおこめ券を特定記録郵便にて郵送した。

本事業は、市の単独事業でありながら、市の約半数の世帯を対象に、実務開始から約3カ月で市販の商品券を配布するといった前例のない事業であり、税情報の取扱いやおこめ券の調達など対応に苦慮した点が多数あった。

今後同様の事業を実施する場合には、税情報や、契約事務に精通した人材確保が望まれる。

第3章 市役所の主な対応について

【実績等】

配布実績

対象世帯			配布世帯数
①	住民税非課税世帯等	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の対象世帯 (令和3年度及び令和4年度)	60,411 世帯 (③④を除く)
②	令和4年度均等割のみ課税世帯		4,655 世帯 (①③④を除く)
③	子育て世帯	令和4年度の学齢が高校3年生相当以下の子ど もがいる世帯が対象	60,856 世帯
④	29歳以下の単身世帯	令和5年3月31日時点で29歳以下の方が対象	27,269 世帯 (③を除く)
合計			153,191 世帯

第3章 市役所の主な対応について

5. 子育て世帯への給付金及び支援（妊婦を含む）

妊娠している人へマスク配付

(1・2波)

【課名等】

地域保健課

【経緯】

令和2年4月8日付厚労省通知【「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」における妊婦へのマスクの配布に係るご協力をお願いについて】の通知を受け実施した。

【実施内容】

令和2年4月22日以降に妊娠届出を行った妊婦に対しては母子手帳交付時にて、4月22日以前に妊娠届出を行った妊婦に対しては郵送にてマスクを配布した。

【成果・課題等】

マスクの供給が足りず、購入することができない時期であったため、マスクを配布することで、手持ちがあまりない方にとっては安心につながったと考えられるが、来庁者や訪問等で妊婦(もしくは産後の母)が配布したマスクをしている姿は見かけることはなかったため、効果があったとは言い切れない。

【実績等】

延べ5090人の妊婦にマスクを配布した。

令和2年度子育て世帯臨時特別給付金

(1・2・3波)

【課名等】

子育て給付課(旧 児童家庭課)

【経緯】

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」令和2年4月7日閣議決定)において、「子育て世帯に関しては、児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。」とされ、国が令和2年度補正予算成立させた。「子育て世帯の方々に迅速に給付金をお届けできるよう」児童手当(本則給付)の受給者に積極支給を行った。また、公務員については申請による支給を行った。

【実施内容】

令和2年6月5日付けで通知を発送、6月18日までに拒否がない場合に、6月30日に振り込んだ(積極支給)。その後、公務員対象で申請の受付開始、順次振り込んだ。児童1人あたり1万円、対象児童は令和2年4月分の児童手当本則給付(特例給付でない)対象の児童で、受給者は児童手当受給者。なお、令和2年3月31日で対象児童でなくなった高校1

第3章 市役所の主な対応について

年生相当年代も対象となった。

【成果・課題等】

- この給付金以降、児童手当の支給口座を、各種給付金の支給口座として使用するようになった。
- この給付金以降、積極支給またはプッシュ型という呼称で、申請不要で各種給付金を支給するようになった。
- この給付金以降、早い時期に支給することが求められるようになったが、この給付金については専決での予算成立であったため、他市とほぼ同時期での支給となった。5月1日専決、6月末第1回目支給。
- 急ぎ実施すべき業務であったが、早い時期の応援があったので、おおむね順調に事業を実施できた。
- 全国の市町村がほぼ同時期に通知を発送したため、印刷業者の確保に時間を要したが、国の示す期限に間に合った。

【実績等】

	対象児童数	延受給者数
一般受給者（一般＋施設）	69,357 人	43,290 人
公務員受給者	5,897 人	3,465 人
合計	75,254 人	46,755 人

合計支給額：752,540,000 円

令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金

(1・2・3波)

【課名等】

子育て給付課（旧 児童家庭課）

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給する。

なお、基本給付については再支給を実施した。

【実施内容】

下記支給要件を満たし、0歳から18歳到達後最初の3月31日まで（一定の障害を持つ場合は20歳未満まで）の児童を養育するものに対し、1世帯5万円、2子目以降1人増えるごとに3万円を支給した。

第3章 市役所の主な対応について

<対象者>

①基本給付

- (1) 令和2年6月分の児童扶養手当を受給される方
- (2) 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

②追加給付

- (4) (1)、(2)の対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した方

【成果・課題等】

ニュースで先行して報じられたことから、給付金のお問い合わせに対し、詳細な説明ができるまでお待ちいただくこととなった。

【実績等】

基本給付

支給要件	世帯数	支給額	再支給額	合計
① 児童扶養手当受給者	2,790 世帯	178,290,000 円	178,210,000 円	356,500,000 円
② 公的年金給付等受給者	211 世帯	13,580,000 円	13,580,000 円	27,160,000 円
③ 家計急変者	169 世帯	10,640,000 円	10,640,000 円	21,280,000 円
計	3,170 世帯	202,510,000 円	202,430,000 円	404,940,000 円

追加給付

支給要件	世帯数	支給額
④ ①,②の家計急変者	1,263 世帯	63,150,000 円

令和2年度準要保護世帯等臨時特別給付金

(1・2・3波)

【課名等】

子育て給付課（旧 児童家庭課）

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の影響による、子育ての負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、準要保護世帯等（経済的に厳しい子育て世帯）に対し給付金を支給した。

第3章 市役所の主な対応について

【実施内容】

下記対象者（①～④）に対し、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を支給した。

＜対象者＞

- ①船橋市の就学援助制度の準要保護対象世帯（6月に認定資格がある方）
- ②就学援助制度の対象者と同等の収入水準で0歳～高校生等のいる世帯（6月中に住民基本台帳に記録されている方）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、就学援助制度の対象者と同水準になっている0歳～高校生等のいる世帯（申請時点で住民基本台帳に記録されている方）
- ④0歳～高校生等のいる生活保護受給世帯（6月分を受給している方）

【成果・課題等】

- ひとり親世帯臨時特別給付金の再給付発表に伴い、準要保護世帯等臨時特別給付金でも再給付を行った。
- ひとり親世帯臨時特別給付金と対象者が重複するケースが多く、誤支給を防ぐ確認作業に時間を要した。

【実績等】

支給要件	世帯数	支給額	再支給額	合計
① 準要保護対象世帯	896 世帯	80,860,000 円	80,730,000 円	161,590,000 円
② ①と同等の収入水準	774 世帯	57,360,000 円	56,800,000 円	114,160,000 円
③ 家計急変世帯	609 世帯	45,900,000 円	45,850,000 円	91,750,000 円
④ 生活保護受給世帯	102 世帯	9,090,000 円	9,090,000 円	18,180,000 円
計	2,381 世帯	193,210,000 円	192,470,000 円	385,680,000 円

出産前 PCR 検査・感染した妊婦へのケア支援

(2・3・4・5・6・7・8 波)

【課名等】

地域保健課

【経緯】

国より、新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業について通知があり、ウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援、不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査に対する実施体制を整えた。

【実施内容】

- ・ウイルスに感染した妊産婦で育児への不安感が強く、継続的な支援が必要な場合に助産師による訪問・電話での寄り添った支援を実施する。

第3章 市役所の主な対応について

- ・ウイルス感染に対し不安を抱える妊婦に、分娩前にPCR検査を実施し、不安解消を図る（保健センターでの検査実施、償還払い）

【成果・課題等】

分娩前PCR検査については、症状が無くても検査を受けることができ、分娩前の感染に対する妊婦の不安が減少し、安心感に繋がった。また、償還払いにも対応したため、里帰り中など、市外の病院に通院する妊婦等に対しても費用の負担を減少させることができた。

寄り添い型支援については、サービスの利用まで繋がるケースはなかったが、常日頃より保健師等が育児に不安を抱える妊産婦に対してフォローを実施している。感染の有無に関わらず、妊産婦に対して寄り添いながら支援を行うことが重要である。

- ・寄り添い型支援・・・実績なし

- ・分娩前PCR検査（保健センター実施分）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
検査実施数	172回	11回	0回	1回

- ・分娩前PCR検査（償還払い）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
償還払い件数	9回	8回	14回	3回

令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

（4・5・6波）

【課名等】

子育て給付課（旧 児童家庭課）

【経緯】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給した。

【実施内容】

下記対象者（①②）に対し、対象児童1人あたり5万円を支給した。①は申請不要の積極支給、②は申請による支給。

- ①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方

- ②①のほか、対象児童（令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する方※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象

- ・令和3年度分の住民税均等割が非課税である方
- ・家計急変者

【成果・課題等】

○申請不要の積極支給を行ったことは受給者にとって良かった。

第3章 市役所の主な対応について

- ニュースで先行して報じられたことから、給付金のお問い合わせに対し、詳細な説明ができるまでお待ちいただくこととなった。
- 申請不要の積極支給を行ったが、支給後に要件がなくなった（非課税→課税など）場合に返還を求める必要が生じた。
- 積極支給対象外の方への通知など、案内の送付に対するご意見を多く頂戴した。

【実績等】

対象児童数	支給額
6,238 人	311,900,000 円

令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

（4・5・6波）

【課名等】

子育て給付課（旧 児童家庭課）

【経緯】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給した。

【実施内容】

下記対象者（①～③）に対し、対象児童1人あたり5万円を支給した。

<対象者>

- ①令和3年4月分児童扶養手当受給者の方
- ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る。
- ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

【成果・課題等】

- 給付金のご案内を全戸配布したことについて、対象とならない方からご意見を多く頂戴した。

【実績等】

対象児童数	支給額
4,518 人	225,900,000 円

令和3年度子育て世帯臨時特別給付金

(5・6波)

【課名等】

子育て給付課（旧 児童家庭課）

【経緯】

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」令和3年11月19日閣議決定）において、「新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者(中略)に1人当たり10万円相当の給付を行う。具体的には、子供1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとし、その際、中学生以下の子供については、(中略)児童手当の仕組みを活用することで、「プッシュ型」で年内に支給を開始する。」とされた。10万円相当の給付のうち、上記の5万円（先行給付）の残りの5万円相当（追加給付）については、当初はクーポンでの給付とされていたが、後に急遽現金でかつ先行給付と同時に支給してもよいとされた。

基準日より後に離婚等で現に児童を養育しているにも関わらず給付金を受け取っていない児童手当受給者に対して、支援給付金として、支給することとされた。

なお、令和4年3月31日までに出生した児童も対象であったことから、令和4年度に一部繰越を行った。

【実施内容】

下記対象者に児童1人あたり10万円を支給した。

<対象者>

- ① 令和3年9月分の児童手当を受給された方（特例給付の受給者は除く）
- ② 令和3年9月分の児童手当の受給対象ではない、令和3年9月～令和4年3月に出生した新生児の児童手当受給者、または、基準日時点で高校生相当年齢の児童を養育している方も対象（いずれも特例給付相当の所得者は除く）
- ③ 基準日時点では婚姻していたが、その後、離婚等により受給要件が備わった、かつ配偶者から給付金を受領等していない方。その他これらに準ずる方。

【成果・課題等】

- ニュースで先行して報じられたことから、給付金のお問い合わせに対し、詳細な説明ができるまでお待ちいただくことになった。
- 国の方針が変わる、または決まらないなど、市区町村の方針の決定に時間を要した。
- DV被害者や、基準日以降の離婚等の児童手当受給者への支給の対処が後から決まった。
- 対象とならない方から、支給要件に対して多くご意見を頂戴した。
- 児童手当と同様の所得制限があり所得超過の場合、給付金は受給できなかった。このことについてご意見を多く頂戴した。

第3章 市役所の主な対応について

【実績等】

	支給対象児童数	金額
中学生以下	72,558 人	1 人当たり 100,000 円
高校生等	12,335 人	
支援給付金	74 人	
合計	84,967 人	8,496,557,074 円

(繰越分)

支給対象児童数	支給額合計 (1 人当たり 100,000 円)
247 人	2,470,000 円

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

(6・7・8波)

【課名等】

子育て給付課（旧 児童家庭課）

【経緯】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童扶養手当受給世帯等以外の住民税非課税相当の子育て世帯に対し、対象児童1人につき5万円の特別給付金を支給した。

【実施内容】

下記対象者(①②)に対し、対象児童1人あたり5万円を支給した。①は積極支給、②は申請による支給。

①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方

②①のほか、令和4年4月分から令和5年3月分までのいずれかの月の分の児童手当もしくは特別児童扶養手当受給者又は、令和4年3月31日時点で平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した子の養育者であって、以下のいずれかに該当する方

※ 令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象

- ・ 令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方（家計急変者）

【成果・課題等】

○申請不要の積極支給を行ったことは受給者にとって良かった。

○ニュースで先行して報じられたことから、給付金のお問い合わせに対し、詳細な説明

第3章 市役所の主な対応について

ができるまでお待ちいただくこととなった。

○申請不要の積極支給を行ったが、支給後に要件がなくなった（非課税→課税など）場合に返還を求める必要が生じた。

○積極支給対象外の方への通知など、案内の送付に対するご意見を多く頂戴した。

【実績等】

対象児童数	支給総額
6,217 人	310,850,000 円

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

（6・7・8波）

【課名等】

子育て給付課（旧 児童家庭課）

【経緯】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給した。

【実施内容】

下記対象者（①～③）に対し、対象児童1人あたり5万円を支給した。

＜対象者＞

- ① 令和4年4月分児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る。
- ③ 令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

【成果・課題等】

○申請不要の積極支給を行った受給者にとって良かった。

○ニュースで先行して報じられたことから、給付金のお問い合わせに対し、詳細な説明ができるまでお待ちいただくこととなった。

○申請不要の積極支給を行ったが、支給後に要件がなくなった（非課税→課税など）場合に返還を求める必要が生じた。

○積極支給対象外の方への通知など、案内の送付に対するご意見を多く頂戴した。

【実績等】

対象児童数	支給額
4,114 人	205,700,000 円

第3章 市役所の主な対応について

6. 保険料・保育料・手数料・税金減免関係

船橋市認可外保育施設利用料減免補助金

(1・5・6波)

【課名等】

保育入園課

【経緯】

国の緊急事態宣言を受け認可外保育施設利用者に登園自粛を要請し、登園自粛に係る認可外保育施設の利用料の補助を行うこととなった。

【実施内容】

認可外保育施設の利用者を対象に、新型コロナウイルス感染症に伴って登園自粛した分の利用料を日割りで補助する。

【成果・課題等】

①令和2年4月～6月、②令和3年8月～9月、③令和4年1月～3月の3回にわたって、児童・家族の感染、濃厚接触、登園自粛、休園など様々なパターンに対して、登園しなかった期間の確認を行い、日数に応じた利用料の補助を行った。

国の緊急事態宣言は令和2年4月7日だったが、認可外保育施設にまで登園自粛を要請するのか、補助制度を創設するとしたらどのような仕組みとするのか等の検討に時間を要し、実際に認可外保育施設及び利用者への通知は令和2年5月7日となった。

【実績等】

<減免額>

	令和2年度	令和3年度
減免金額	15,055,880 円	4,960,865 円

保育料の減免

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

保育入園課

【経緯】

国の通知及び子ども・子育て支援法施行規則第58条が改正されたことを受け、新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合に係る保育料の減免に関する要綱の制定を行い、保育料の減免を行うこととなった。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため児童が感染、濃厚接触となり登園できなかった日及び市からの要請により保育所が休園となった日等の保育料を減免する。

第3章 市役所の主な対応について

【成果・課題等】

令和2年3月から令和5年3月まで、児童・家族の感染、濃厚接触、登園自粛、休園など様々なパターンに対して、登園しなかった期間の確認を行い、日数に応じた減免手続きを行った。

迅速に減免を行い、還付を行うよう努めたが、休園日数の確認や還付先の確認などに時間を要したため、次の感染症発生時に同じような対応をすべきことになった際には事務フローを明確にし、減免から還付までの手続きをスムーズに行える仕組みとなるよう留意する。

<減免>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
減免金額	9,931,280 円	300,277,200 円	225,446,160 円	37,778,130 円

証明書発行手数料の免除（戸籍住民課）

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

戸籍住民課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策を検討した際に、他市において市民や市内事業者が融資や貸付を受ける際に必要となる住民票等の証明書発行手数料を無料にする取組事例があったことから、緊急対策パッケージの一環として開始した。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、市民や市内事業者が融資や貸付等を受ける際に必要となる住民票等の証明書の発行手数料を無料にする。

【成果・課題等】

各融資・貸付事業を利用するために多くの方に証明書の取得をいただいたところである。新型コロナウイルス感染症が令和5年度に第5類に引き下げられた後でも、手数料免除としている対象事業が継続しているものがあることから、免除の終期については各事業の動向を踏まえ対応していきたい。

課題としては、接触の機会の低減を図るのであれば、各種証明書をコンビニ交付で取得することが適当であるが、コンビニ交付の場合有料となるため、無料交付のために窓口への来庁が必要となることが挙げられる。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
免除件数	8,518 件	3,123 件	3,064 件	548 件
免除金額	2,573,400 円	947,700 円	929,400 円	166,800 円

各種申請に係る証明手数料の免除（税務課）

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

税務課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策を検討した際に、市民や市内事業者が融資や貸付を受ける際に必要となる住民票等の証明書発行手数料を無料にする取組事例が他市においてあったことから、緊急対策パッケージの一環として開始した。

【実施内容】

市民や事業者が新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策等の申請をする場合に必要となる各種証明書を窓口及び郵送で申請した際に、発行手数料を無料にする。

【成果・課題等】

成果：新型コロナウイルス感染症の影響で日常生活の維持が困難となった市民及び事業者への一助となった。

課題：新たな制度や貸付制度等の申請が開始されるたびに、対象の手続きとして認めるべきかの判断が生じた。

手数料が免除となる対象の手続きを限定的または全般的など、あらかじめ範囲を決めておくことで各窓口での混乱は避けられると考える。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
免除件数	3,517件	1,482件	3,598件	793件
免除金額	1,055,100円	444,600円	1,079,400円	237,900円

納付証明書の証明手数料の免除

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

国保年金課

【経緯】

令和2年4月24日から、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策の申請に係る証明書の発行手数料を戸籍住民課、税務課で免除したことに伴い、納付証明書についても同様の申請に基づくものは免除することとなった。

船橋市手数料条例

＜手数料の免除＞第10条第2項

市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を免除することができる。

第3章 市役所の主な対応について

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症に伴う各種緊急対策の申請に係る証明書の発行手数料を免除した。

【成果・課題等】

必要な方に必要な免除ができた。

今後は、市に申請するものは、証明書不要にした方が窓口申請のための来庁もなくなり、感染対策にもなると考えるが、市としての統一見解が必要であるため、まとめて置いた方がよい。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
免除件数	35件	9件	12件	0件
金額(1件あたり300円)	10,500円	2,700円	3,600円	0円

後期高齢者医療保険料納付証明書手数料の免除

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

国保年金課

【経緯】

令和2年4月24日から、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策の申請に係る証明書の発行手数料を戸籍住民課、税務課で免除したことに伴い、後期高齢者医療保険料納付証明書についても同様の申請に基づくものは免除することとなった。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症に伴う各種緊急対策の申請に係る証明書の発行手数料を免除した。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、証明書の発行手数料の免除を実施することができた。

次回同様の事態発生時にあたっては、関係課と協議し、可能な限り迅速な対応を行えるよう努める。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
免除件数	3件	3件	2件	0件
金額(1件あたり300円)	900円	900円	600円	0円

介護保険料納付証明書の手数料の免除

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

介護保険課

【経緯】

令和2年4月24日から、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策の申請に係る証明書の発行手数料を戸籍住民課、税務課で免除したことに伴い、介護保険料納付証明書についても同様の申請に基づくものは免除することとなった。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、納付者が融資や貸付等を受ける際に必要となる納付証明書の発行手数料を無料にする。

【成果・課題等】

無料化の終期については他制度の動向を踏まえ対応していきたい。

【実績等】

該当なし。

65歳以上の介護保険料の減免

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

介護保険課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）において、感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者を対象に保険料の免除等を行うこととなり、同月9日付で厚生労働省老健局介護保険計画課から減免の基準等が示され、同年6月に要綱（船橋市介護保険料徴収猶予及び減免取扱基準）を改正し実施した。

【実施内容】

新型コロナウイルスの影響で主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合か、事業収入等の減少が見込まれた場合（詳細条件あり）に介護保険料を減免した。

【成果・課題等】

国が設計および財政支援した減免制度であり、基本的には国内各保険者で同様の制度が運用された。また、国民健康保険等でも同様の措置が取られ、当市でも横の連携を取りながら申請者対応を行った。特に令和2年度当時の経済活動の減速は著しいものがあり、小売・飲食・タクシー・製造・不動産等、幅広い業種の従事者から申請があり、時宜に合った制度であったと言える。実施最終年度の4年度までに実績が著しく減少したのも、その役目を終えたものとして理解できる。

第3章 市役所の主な対応について

【実績等】

実施年度	対象年度	決定件数 (件)	減免額 (円)
令和2年度	令和元年	292	2,854,720
	令和2年	322	17,941,510
令和3年度	令和3年度	217	10,197,640
令和4年度	令和4年度	56	3,048,740

国民健康保険料減免・徴収猶予

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

国保年金課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の影響の対応に伴い、国から各保険者に対して保険料の徴収猶予制度の周知も含め適切に運営するよう通知があり、これを受けて、「取扱要領」を制定し、ホームページ等で公開して徴収猶予制度の概要の広報を図った。(令和2年6月1日)

また、保険料の減免について、国から新型コロナウイルス感染症の影響で収入が下がった方等に対して保険料の減免を行った場合の財政措置の基準が示されたことから、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免の申請受付を開始した。保険料減免の財政措置は令和2年度分までとされていたが、その後、令和3年度相当分及び令和4年度相当分の保険料についても財政措置の基準が示されたことから(令和3年3月12日付、令和4年3月14日付)継続実施した。本減免制度は財政措置の終了と共に令和4年度相当分の保険料を以って終了した。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯には保険料の全部を免除し、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯には保険料の一部を減免した。また、徴収猶予については、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により主たる生計維持者の収入が前年と比較し減収すると見込まれた場合について、納期限から最長6か月後の末日までを猶予した。

【成果・課題等】

国の通知に沿って、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減ってしまった方たちに減免や徴収猶予をする事ができたが、窓口申請は、国保年金課のみとし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、できる限り郵送での申請とした。そのことにより、申請に伴う必要書類の有無の確認や内容審査に時間が必要となり減免決定通知書の送付に時間がかかった。

第3章 市役所の主な対応について

今後の実施にあたっては、人員や優先順位、申請方法について検討が必要。

【実績等】

<減免>各年度3月31日時点

令和2年度

相当年度	減免決定件数	減免額
令和元年度	549 件	19,324,030 円
令和2年度	685 件	114,795,650 円
合計	1,234 件	134,119,680 円

令和3年度

相当年度	減免決定件数	減免額
令和2年度	118 件	3,942,810 円
令和3年度	459 件	62,480,230 円
合計	577 件	66,423,040 円

令和4年度

相当年度	減免決定件数	減免額
令和3年度	0 件	0 円
令和4年度	135 件	18,946,280 円
合計	135 件	18,946,280 円

<徴収猶予>

相当年度	決定件数	猶予額
令和2年度	35 件	7,115,320 円
令和3年度	6 件	720,940 円
令和4年度	6 件	2,133,290 円
合計	47 件	9,969,550 円

後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

国保年金課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の影響への対応に伴い、国から後期高齢者医療制度の保険者

第3章 市役所の主な対応について

である各都道府県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）あてに、保険料の徴収猶予及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免に関する通知があった。

これを受けた千葉県広域連合が取扱要綱を制定し、千葉県内各市町村の後期高齢者医療担当課が申請窓口となり実施した。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯は、同一世帯に属する被保険者の保険料の全部を免除した。

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯は、同一世帯に属する被保険者の保険料の一部または全部を免除した。

保険料減免の財政措置は、令和元年度相当分及び令和2年度相当分までとされていたが、その後、令和3年度相当分及び令和4年度相当分についても財政措置の基準が示されたことから継続実施した。

本減免制度は令和4年度相当分を最後に、令和5年12月8日を以て受付終了とした。

徴収猶予については、収入が減少するなどの事情により、保険料の納付が一時的に困難と認められる場合、6か月以内の期間に限り徴収を猶予することとした。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、保険料の減免を実施することができた。

要綱、取扱基準等の制定ならびに減免決定の判断は広域連合が行うものだが、申請受付にあたり、収入の減少または減少が見込まれることがわかる書類等の提出が必要であり、必要書類の有無の確認等に時間を要した。

次回同様の事態発生時にあたっては、担当内での早急な意識共有化により、決められた人員で可能な限り迅速な対応を行えるよう努める。

【実績等】

<減免>

令和2年度

相当年度	減免決定件数	減免額
令和元年度	51 件	565,700 円
令和2年度	60 件	4,756,200 円
合計	111 件	5,321,900 円

第3章 市役所の主な対応について

令和3年度

相当年度	減免決定件数	減免額
令和元年度	24 件	299,000 円
令和2年度	25 件	2,168,900 円
令和3年度	44 件	2,801,800 円
合計	93 件	5,269,700 円

令和4年度

相当年度	減免決定件数	減免額
令和元年度	2 件	10,300 円
令和2年度	2 件	132,900 円
令和3年度	15 件	1,479,100 円
令和4年度	36 件	2,792,100 円
合計	55 件	4,414,400 円

令和5年度

相当年度	減免決定件数	減免額
令和4年度	2 件	22,700 円
合計	2 件	22,700 円

<徴収猶予>

実績なし

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする
国民年金保険料免除・納付猶予及び学生納付特例

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

国保年金課

【経緯】

令和2年4月23日付、厚生労働省年金局事業管理課長より「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る臨時特例手続きについて」通知があり、これを受けて令和2年5月1日から令和2年2月以降の免除申請受付を開始した。

周知方法としては日本年金機構及び市のホームページ、広報に掲載し、免除申請の受付期限は随時延長され、令和4年度分までの申請が可能となっている。

第3章 市役所の主な対応について

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減収したこと及び令和2年2月以降の所得等の状況から見て当年中の所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる方を対象に実施。（対象期間は令和2年2月から令和4年度分だが、申請日から2年1か月遡りができる為、現在（令和6年3月時点）も継続中）

【成果・課題等】

国民年金事務は国からの法定受託事務であり、受付したものを船橋年金事務所へ進達し、日本年金機構にて審査している。通常の免除申請の所得基準は前年所得だが、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例では、前年の最も少なかった月の所得を基準とした計算方法の為、通常であれば却下の対象者が全額免除の承認結果を得ることが可能となった。

国民年金保険料の免除申請は2年1か月遡ることが出来るため、現在（令和6年3月時点）も令和4年度分までは受け付けているが、通常の免除申請書に加えて「簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）」の記入も必要な為、受付に時間がかかってしまう。

令和4年5月からは通常の免除の電子申請が開始されており、次回以降は「簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）」についても、電子申請が可能になると申請側は便利になり、受付側も事務負担軽減にもつながる為、船橋年金事務所を通じて日本年金機構へ申し入れていきたい。

【実績等】

船橋市の窓口で受付した件数【令和5年3月31日時点】

	令和元年度分	令和2年度分	令和3年度分	令和4年度分
免除猶予	391件	666件	439件	203件
学生納付特例	15件	39件	48件	17件

※審査及び承認事務は日本年金機構が行っており、正確な件数及び免除額は市では把握していない。

副食費実費徴収金の減免

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

保育運営課（旧 公立保育園管理課）

【経緯】

国の通知を受け、緊急事態宣言発令期間や濃厚接触者等に該当し保育所等を欠席した場合、保育料が日割り計算されることに合わせて、公立保育園で徴収している副食費実費徴収金についても日割り計算にて対応することとした。

第3章 市役所の主な対応について

【実施内容】

公立保育園の副食費実費徴収金（月額 4,500 円）について、新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者、臨時休園やクラス閉鎖、緊急事態宣言の発令による登園自粛等における欠席期間について、日割り計算にて徴収を行った。

【成果・課題等】

陽性者や濃厚接触者等、登園出来ない日数に応じて徴収を行わない対応については、保護者にとって有益であったと感じている。また、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、登園自粛を促す上で、有効かつ必要であったと感じている。

次の感染症発生時においても、同様の対応が求められることが考えられるため、マニュアルを作成する等し、円滑に業務を行いたい。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	6,247 件	7,343 件	2,857 件
減免金額	18,094,250 円	8,820,630 円	3,401,100 円

※件数は、月ごとに1件として計上（毎月徴収を行っているため、園児1名に対し年間最大12件）

軽自動車税（環境性能割）の臨時的軽減措置の延長

（2・3・4・5波）

【課名等】

市民税課

【経緯】

令和元年10月1日以降、自動車取得税が廃止され環境性能割が導入された際、消費税率引き上げに伴う臨時的特例措置として、令和元年10月から令和2年9月末までに購入された軽自動車につき、税率1%分を軽減する制度が設けられた。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、自動車需要を支える観点（令和2年度）や自動車産業の厳しい状況下を踏まえた、自動車取得時等にかかるユーザー負担の大幅な軽減（令和3年度）等の理由から税制改正により二度の延長が行われ、令和3年12月31日までに取得したものが対象とされた。

【実施内容】

期間中に取得した軽自動車に対して適用する環境性能割の税率を1%軽減する。

【成果・課題等】

本来1年間の臨時的特例措置であった制度が、新型コロナウイルス感染症の影響により、延長された期間内での取得であれば適用することができた。

次の感染症発生時においても、国等からの通知、法改正等を基に適切に対応していく。

第3章 市役所の主な対応について

【実績等】

	令和2年度 (令和2年10月～令和3年1月分)	令和3年度 (令和3年2月～12月分)	計
軽減金額 (延長分)	7,208,900 円	15,917,400 円	23,126,300 円

固定資産税等における令和3年度の土地に係る特別な据置き措置及び固定資産税等における令和4年度の商業地に係る上昇幅を半分に抑制する特別な措置

(4・5・6・7・8波)

【課名等】

資産税課

【経緯】

政府は、令和3年度税制改正において、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度（令和2年度）の税額に据え置く特別な措置を講じることとした。

また、令和4年度税制改正においても、景気回復に万全を期すため、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を2.5%（通常の半分）に抑制する措置を講じることとした。

それらのことにより、地方税法が改正されたため、船橋市市税条例及び船橋市都市計画税条例の一部を改正した。

船橋市市税条例等の改正後、令和3年度は、固定資産税の税額が増加する全ての土地について、前年度（令和2年度）の額に据え置く措置を実施し、令和4年度は、商業地に係る固定資産税等の税額の上昇幅を2.5%に抑制した。（通常は5.0%）

【実施内容】

- ・令和3年度 固定資産税等の税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く措置を実施した。
- ・令和4年度 商業地に係る固定資産税等の上昇幅を通常の半分である2.5%に抑制した。（通常は5.0%）

【成果・課題等】

上記の土地の特別な措置について、令和3年度及び令和4年度の各年度に、4月にホームページを制作し、納税通知書に同封している『固定資産税・都市計画税のお知らせ』に制度の内容を掲載して4月上旬に納税通知書とともに納税義務者に対して通知する等して、制度の周知を行った。

なお、令和3年度、令和4年度の各年度とも、固定資産税等の納税通知書を通知する4月

第3章 市役所の主な対応について

前に十分な課税計算テストを実施。地方税法の改正内容に対応することができた。

次の感染症発生時においても、関係する部署と連携を密に行い、条例改正及び納税義務者に対する制度の周知を行えるように留意したい。

【実績等】

地価上昇等より据置き対象額

	令和3年度
固定資産税	約3.9億円
都市計画税	約1.0億円

商業地に係る抑制対象額

	令和4年度
固定資産税	約1.6億円
都市計画税	約0.4億円

イベントの中止等によるチケット払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除

(6・7・8波)

【課名等】

市民税課

【経緯】

地方税法の一部改正に伴い市税条例の改正を行った。令和2年4月8日千葉県より「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）について（通知）」の送付があり、適切に対応するよう通知があった。これを受け、条例改正（新型コロナウイルス感染症の影響により、中止等された文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、その払戻請求権を令和2年2月1日から令和3年12月31日までに放棄した場合、「寄附金税額控除」の対象とする特例を創設）を行った。（令和3年1月1日施行）

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止等された文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、その払戻請求権を令和2年2月1日から令和3年12月31日までに放棄した場合、「寄附金税額控除」の対象とした。

【成果・課題等】

中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻しを受けない（放棄する）ことを選択された方は、その金額分を「寄附」と見なし、税優遇（寄附金控除）を受けられる制度について、市ホームページ及び広報等で市民等に周知した。

次の感染症発生時においても、国・県等からの通知、法改正等を基に、多くの方が制度を利用できるようその時代のニーズに合った方法で市民等に周知する。

7. 傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給（国民健康保険）

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

国保年金課

【経緯】

国内の感染拡大を防止するため、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であるとして、国民健康保険に加入している被用者について、国より傷病手当金の支給を検討するよう通知があった。同時に傷病手当金を支給した場合の財政措置の基準が示されたことから支給を行うこととなった。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国民健康保険に加入している被用者（給与の支払を受けている方）が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができなかった期間に傷病手当金を支給。

①対象者

国民健康保険に加入している被用者のうち、令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない方。

②支給対象となる日

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間（最長1年6か月）のうち、労務に就くことを予定していた日。

③支給額

$(\text{直近の継続した3月間の給与収入の額の合計額} \div \text{就労日数}) \times 2/3 \times \text{支給対象日数}$

【成果・課題等】

窓口申請は国保年金課のみとし、郵送での申請可としたが、申請に伴う書類に勤務先事業所の詳細な証明が必要であり、書類の確認や内容審査に多くの時間が必要となった。また、支給額計算から通知作成まですべて手作業なこともあり、申請から支給決定まで約2か月と時間がかかった。

今後の実施にあたっては、人員や優先順位、申請方法について検討が必要。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	11件	55件	280件	35件
支給額	760,425円	2,593,381円	9,911,001円	1,077,416円

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給（後期高齢者医療制度）

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

国保年金課

【経緯】

国内の感染拡大を防止するため、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であるとして、後期高齢者医療制度に加入している被用者について、国より傷病手当金の支給を検討するよう通知があった。それを受け、千葉県後期高齢者医療広域連合が支給を行うこととした。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、後期高齢者医療制度に加入している被用者（給与の支払を受けている方）が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができなかった期間に傷病手当金を支給。

① 対象者

後期高齢者医療制度に加入している被用者のうち、令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない方。

② 支給対象となる日

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間（最長1年6か月）のうち、労務に就くことを予定していた日。

③ 支給額

（直近の継続した3月間の給与収入の額の合計額÷就労日数）×2/3×支給対象日数

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症に感染した等により労務に服することができず給与収入が減少してしまった被保険者に対し、生活の補助となる手当金を支給することができた。

申請に伴う書類に勤務先事業所の詳細な証明が必要であり、書類の確認等に多くの時間が必要となったことから、今後の実施にあたっては、人員や業務手順、案内について検討が必要。

なお、実際の実施判断は千葉県後期高齢者医療広域連合において行う。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	1件	6件	15件	2件
支給額	92,040円	522,896円	570,633円	31,894円

8. 各種相談窓口

SNS 相談@船橋

(2・3・4・5・6・7・8 波)

【課名等】

地域保健課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、失業、休業、住居喪失等の自殺リスク要因を受ける世代（10 代学生、20～50 歳代の働き世代）若年層及び働き世代を支援対象として開始した。

そのような世代の日常的なコミュニケーションツールは SNS であり、対面や電話での相談が苦手な人でも SNS であると相談のハードルが下がり、相談しやすくなることが期待される。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で各種相談窓口が縮小している状況下で、3 密を避け実施可能な SNS 相談の役割は大きく、また、電話が止められてしまった人が公共の WIFI 環境等を活用して無料相談ができるなどのメリットもある。

【実施内容】

相談者の抱える様々な不安や悩み、希死念慮に合わせた相談を実施し、適切な相談窓口の紹介や具体的な対応方法の提供を行う。

【成果・課題等】

令和 2 年 7 月から開始し、現在まで友だち登録者は増えており、相談件数についても概ね 2,000 件前後で推移し、新型コロナウイルス感染症の流行に関わらず、現在も SNS 相談を利用している方はいる。

令和 5 年 11 月末時点の年齢別の利用者人数を確認すると、最も多いのは 50 歳代となっており、次いで 40 歳代、30 歳代、20 歳未満、20 歳代となっている。このことから、当初の目的である新型コロナウイルス感染症により自殺リスク要因を受ける世代のフォローアップができていると考える。

アンケート結果からは、「とにかく誰かに相談したかった」「SNS なら相談できると思った」といったような SNS を活用した相談窓口ならではの利用しやすさがよいといった意見が多かった。

課題としては、まだ SNS を活用した相談事業は歴史が浅く、相談体制やルール等も委託業者によっては様々であり、事業の形が確立されていないことがあげられる。何か問題が発生した際は委託会社と協議しながら対応していく必要があると考える。

第3章 市役所の主な対応について

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談成立件数	1,776 件	2,255 件	1,934 件
決算額	14,674,000 円	16,538,000 円	12,647,000 円

※決算額は千円未満切り上げ

9. 納税・徴収の猶予

軽自動車税種別割の課税上の取扱いについて

(1・4・6・8波)

【課名等】

市民税課

【経緯】

軽自動車の保有関係手続は軽自動車検査協会が窓口となっているが、軽自動車税の賦課期日が4月1日のため、廃車等の手続きが年度末に集中している。感染症拡大防止の観点から、窓口での申請手続が集中する傾向を回避するため、令和2年3月に総務省から発出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための軽自動車税種別割の課税上の取扱いについて」により、課税上の取扱いに係る留意事項が示された。これにより、手続きが4月以降であっても3月中に事由が発生したものとみなし課税処理を行った。

【実施内容】

3月中に廃車や使用停止を伴う所有権変更が行われ、かつ、15日以内に所定の手続きがなされたものについて、提出された書類等に基づき課税処理を行った。

【成果・課題等】

県や軽自動車検査協会から提供される書類等が当市に届く時期が当初課税処理後のため、課税取消処理や、納税通知書発送委託業者へ該当の納税通知書引抜処理を依頼する。課税取消処理が漏れてしまうと、誤って納税通知書を送付してしまうことに繋がってしまうため、書類等の確認漏れや取消処理後に入力ダブルチェックなどが必須である。

感染症発生時には、今後も窓口混雑緩和のため、本件のような通知が示されることが有り得るため、国の動向に注視する。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初課税処理後に課税 取り消しを行った件数	25件	31件	40件	45件

新型コロナウイルスの影響による場合の猶予制度の適用

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

債権管理課

【経緯】

「新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の取扱いについて」（令和2年4月30日付総税企第64号総務省自治税務局企画課長通知）にて、令和2年4月30日に地方税

第3章 市役所の主な対応について

法等を改正し、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例について創設された旨の通知があり、感染症等に係る徴収猶予の特例の適用を始めた。

※対象期別：令和2年2月1日～令和3年1月31日までの間に納期限が到来する地方税（令和2年9月4日に対象期別の期日が令和3年1月31日から令和3年2月1日に改正されている。）

また、「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者への対応等について」（令和3年1月15日付総税企第11号自治税務局長通知）にて、上記の特例が終了後も感染症の影響により引き続き納税が困難な方に対して、従来の猶予制度である徴収の猶予（地方税法第15条）及び換価の猶予（地方税法第15条の5及び同法第15条の6）の対象となることについて積極的に説明するなど柔軟かつ適切な対応が求められることについて通知された。

【実施内容】

徴収猶予の特例の猶予期間内は、リーフレットや市ホームページ、広報、デジタルサイネージ等で周知徹底し、申請者の置かれた事情を配慮し特例の猶予を適用するなど柔軟な対応を行った。

また、創設された対象期別の特例が終了後も、感染法上の位置づけが「2類相当」から「5類相当」に移行する日（令和5年5月8日）まで、本市ではコロナの影響による場合の徴収猶予に係る適用要件を定め、柔軟かつ適切な対応を行った。

【成果・課題等】

令和2年4月7日に千葉県1回目の緊急事態宣言を受け、課内会議を行い給与・預金差押え中止の方針を決めるなど、情勢に応じて課としての取組方針について適宜打ち合わせを行い、速やかに職員に周知・共有していたため、令和2年4月30日付総務省通知についても、徴収猶予の特例等について迅速に案内を行うことができた。

また、次の感染症発生時に備えて、課内のOJT研修などを通して猶予制度等について職員の理解をもっと深めていきたい。

【実績等】

猶予許可実績比較

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
猶予許可件数	2,048件	292件	67件
猶予許可金額 (延滞金除く)	554,095,942円	46,200,864円	24,713,389円

※集計基準等の差異によって、必ずしも他の媒体の集計値と一致しない可能性がある。

下水道使用料の納付が困難な方々に対する支払いの猶予

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

下水道総務課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する公共料金について、支払いの猶予をする等の柔軟な措置の実施の検討をするよう国より通知があったため、下水道使用料の支払い猶予及び延滞金の減免について検討を行った。

【実施内容】

当初は、申請をする事で令和2年3月～11月賦課分の下水道使用料について令和2年12月31日まで支払いを猶予し、猶予したことにより発生する延滞金の減免を行った。その後、感染症について収束がみられないことから、当分の間、支払いの猶予及び延滞金減免を継続する事とし、対象月は令和2年3月賦課分以降、支払い猶予期間は申請より6か月の間とした。

【成果・課題等】

当初は制度の適用期間を見通すことが困難であったため、令和2年12月31日までの期間を考えていたが、感染症の収束が見込めないことから、実施期間を延長したことで、申請者数が増えたため一定の成果があったと考える。

次の感染症発生時においても下水道使用料の支払いが困難となる方々に対し同様の制度の適用は必要であると考えが、現在、下水道使用料は千葉県企業局が徴収しており、千葉県水給水区域の下水道使用者については上水道料金と合わせて徴収していることから、千葉県企業局の上水道料金の対応も踏まえて制度を運用することが必要である。

また、猶予期間終了後も引き続き支払いが困難な方々がいるため、猶予期間については状況を見ながらの検討が必要であると考え。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数	21件	31件	5件	1件

下水道事業受益者負担金の納付が困難な方々に対する徴収の猶予

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

下水道総務課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する公共料金について、支払いの猶予をする等の柔軟な措置の実施の検討をするよう国より通知があったため、

第3章 市役所の主な対応について

水道事業受益者負担金の徴収猶予について検討を行った。

【実施内容】

施行規則の負担金徴収猶予基準に基づき、申請をする事で令和2年度支払分より徴収を1年間猶予した。

【成果・課題等】

下水道事業受益者負担金については、新たに下水道が供用開始になった地域の方に一度だけ賦課されるものであるため、対象件数は少ないが、次の感染症発生時においても支払いが困難となる方々に対し同様の制度の適用は必要であるとする。

次の感染症発生時には発生時期によって、制度の適用時期等を検討する必要がある。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数	2件	1件	0件	0件

水洗便所化改造工事資金貸付金の償還が困難な方々に対する徴収の猶予

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

下水道総務課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する公共料金について、支払いの猶予をする等の柔軟な措置の実施の検討をするよう国より通知があったため、船橋市水洗便所化改造工事資金貸付金の徴収猶予について検討を行った。

【実施内容】

船橋市水洗便所化改造工事資金貸付規則第13条第1項の災害その他やむを得ない事由の1つとして認め、償還方法を変更(=徴収猶予)できるものとした。

船橋市水洗便所化改造工事資金貸付規則第13条第2項に規定される水洗便所化改造工事資金貸付金償還方法変更申請書で申請受付を行った。

【成果・課題等】

水洗便所化改造工事資金貸付金は、下水道法・船橋市下水道条例で定められた3年以内の公共下水道接続義務において、下水道工事資金を一度に全額支払うことが難しい方を対象に、費用の一部について、貸付を行うもの。

対象件数は少ないが、次の感染症発生時においても償還が困難となる方々に対し同様の制度の適用は必要であるとする。

次の感染症発生時には、発生時期によって制度の適用時期等を検討する必要がある。

第 3 章 市役所の主な対応について

【実績等】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
申請件数	1 件	0 件	0 件	0 件

第3章 市役所の主な対応について

10. 在宅生活に対する取組

電子書籍サービス事業

(3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

西図書館

【経緯】

指定管理者の自主事業として開始を予定していた電子書籍サービスであったが、新型コロナウイルス感染症の影響によって、利用者が図書館に来館せずに提供を受けられる電子書籍サービスに対するニーズが一層高まった。

このことから、当初提供を予定していたビジネス系新聞・雑誌記事等に加え、語学や料理などの実用書、児童書などのコンテンツを加え、電子書籍の充実を図る必要性が生じた。

【実施内容】

令和2年11月、当初提供予定だったコンテンツに加えて2,130点のコンテンツ使用契約を締結、令和3年1月15日から、指定管理者の自主事業として電子書籍サービスを開始した(以降、現在まで継続)。

【成果・課題等】

利用者が図書館に来館せずとも、インターネットを通じて“いつでも”“どこでも”検索・貸出・返却・閲覧が可能な電子書籍を利用できるようになったことで、利用者の利便性が向上し、接触機会を減らし感染リスクの低減に繋げることができた。

また、令和3年6月から電子書籍サービスの利用登録のWeb申込みを開始することで、図書館資料利用券を発行済の方であれば来館せずに登録・利用が可能になり、更に利便性が向上した。電子書籍サービスは新型コロナウイルス感染症収束後も継続実施しており、次の感染症発生時にも感染リスクを低減しつつ、市民の生涯学習に寄与することが期待できる。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規登録者数	5,572人	4,075人	2,081人
総登録者数	5,572人	9,599人	11,611人
貸出点数	12,931点	17,000点	12,172点
予約点数	4,866点	4,124点	2,095点
コンテンツ数	9,916点	11,269点	11,737点

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（特例法）の施行に伴う
郵便投票の実施

(5・7・8波)

【課名等】

選挙管理委員会事務局

【経緯】

投票は原則投票所に行かないと投票することができないが、身体に重度の障害がある者で一定の要件を満たすものについては、例外的に、郵便等により自宅で投票を行うことができるという規定が公職選挙法第49条で定められている。

しかし、新型コロナウイルスの感染により、宿泊施設や自宅で外出自粛要請を受けた者については、法第49条の対象外であるため、選挙期間中に自粛要請を受けている者は投票をすることが実質困難であった。その状況に鑑み、国が、自粛要請を受けている選挙人（特定患者等選挙人）に郵便等による投票方法を認める法律（特例法）を施行した。

この施行に伴い、全国の自治体で特例法による郵便投票を実施するに至った。

【実施内容】

特定患者等選挙人であることが確認され、その自粛期間が選挙期間にかかる見込まれる者から投票用紙の請求があった場合、特例法に基づき、郵便等による投票を実施した。

【成果・課題等】

特定患者等選挙人であることの確認に時間を要することが懸念されていたが、事前に保健所本部及び宿泊療養施設等と調整し、選挙事務の円滑化に努めた。取組期間内に4つの選挙が執行されたが、請求のあった全ての選挙人に対し、投票用紙を交付することが出来た。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、今後執行される選挙において当該特例法が適用されることは無いが、新たな感染症の拡大等により、特例法が施行された場合は保健所等関係機関と密な連携を図り、滞りなく選挙事務を遂行する。

【実績等】

特例郵便等投票者数

令和3年衆議	令和4年参議	令和5年県議	令和5年市議
5件	16件	2件	1件

第3章 市役所の主な対応について

11. その他

医療的ケア児等に対する衛生用品の配布

(1波)

【課名等】

保健総務課・障害福祉課・療育支援課

【経緯】

令和2年3月13日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から「医療的ケアを必要とする児童のご家庭への手指消毒用エタノールジェル及び容器の送付について」という通知があり、医療的ケア児においては、基礎疾患や様々な合併症により感染しやすいこと、また重症化する傾向にあることから適切に感染予防に取り組む必要があるため、各種衛生用品が入手しにくい状況を踏まえ、政府において保有している在庫を活用し、各都道府県から医療的ケア児がいる家庭に配布するように指示があった。

【実施内容】

国や県から配布のあったエタノールジェルやマスク、市の備蓄の消毒用エタノールについて、医療的ケア児等のいる家庭に配布した。

※医療的ケア児等…在宅で生活している医療的なケアが必要な障害児者や重症心身障害児者

【成果・課題等】

配布する当時は各課が把握している医療的ケア児等の情報を集約しておらず、対象者の抽出に時間がかかってしまった。今後このような医療的ケア児等への優先的な供給があった際にスムーズに対応できるようにするため、事前に医療的ケア児等の情報を集約しておくことが必要と考えられる。

また、医療的ケア児等の中でも消毒用エタノールやマスクの配布を優先すべき医療的ケア内容の順番を事前に検討しておくことで、限られた物資を有効的に活用できると考えられる。

【実績等】

	人数	マスク (県提供)	手指消毒用エタノール (市備蓄)
保健総務課 (旧 地域保健課)	52人 (難病22・小慢30)	1人当たり25枚	1人当たり1本 (カネパス500ml)
障害福祉課	9人	1人当たり25枚	1人当たり1本 (カネパス500ml)
療育支援課	3人	1人当たり25枚	1人当たり1本 (カネパス500ml)

※医療的ケア児等のうち人工呼吸器40名に対し消毒用エタノールジェルも同時配布

第3章 市役所の主な対応について

新型コロナウイルス感染症発生に伴う定期予防接種の期間延長の取り扱いについて

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

健康づくり課

【経緯】

厚生労働省健康局健康課からの通知（「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について」）を受けて開始

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、規定の接種時期に定期接種を受けることができなかったものについて、本来の接種期限を超過していても定期接種を受けることが出来ることとした。

【成果・課題等】

予防接種法の規定による定期の予防接種については、ワクチンで防げる感染症の発生及び蔓延を防止する観点から非常に重要であり、感染しやすい年齢を考慮して感染症ごとに接種時期を定めて実施している。

特に乳児の予防接種を延期すると感染症に罹患するリスクが高い状態となることから、基本的には定期予防接種のスケジュールに沿って接種を受ける必要がある。

しかし、今後新たな感染症が発生した時に、予防接種のための受診による感染症への罹患のリスクが、予防接種を延期することによるリスクよりも高いと考えられる場合等は、規定の期限までに予防接種を受けられなかった方に対する配慮が必要になってくると考える。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
接種件数	260件	445件	233件	238件	1,176件

解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の市営住宅の一時使用

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

住宅政策課

【経緯】

令和2年4月7日付け、国住備第10号により、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により住宅の退去を余儀なくされる者に対する公営住宅の目的外使用について対応するよう国から通知があり、検討を行った。

【実施内容】

解雇・雇止めにより、住居の退去を余儀なくされる者に対し、一定期間における一時的な居住の場を確保するため、市営住宅の一時使用を許可する。

第3章 市役所の主な対応について

【成果・課題等】

国からの通知の後、ただちに要綱を整備し市営住宅の一時的な供給についての準備をすることができた。

一時使用期間中（6 か月）に仕事が見つけられず、期間の更新（追加で6 か月）となる入居者がいたため、次の感染症発生時には、福祉部局とも連携し、対象者の今後の生活についても留意していく必要がある。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用許可件数	0 件	2 件	1 件	0 件

新型コロナウイルス感染症拡大の中で頑張る方々に対する応援メッセージの募集

(1・2・3・4・5・6・7・8 波)

【課名等】

政策企画課

【経緯】

感染拡大の防止に向けた取り組みが長期間にわたりつつある状況をふまえ、新型コロナウイルス感染症拡大の中で頑張る方々に感謝や応援の気持ちを伝え、力づけるため、応援メッセージの募集を開始した。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症対策に最前線で尽力している医療・福祉に従事する方々や公衆衛生の維持に携わる方々、外出や営業の自粛を余儀なくされている方々、小・中学校などの臨時休業により不安を抱えた子どもたちなど、新型コロナウイルスの様々な影響を受けている方々に対する応援メッセージを募集し、いただいたメッセージは随時市ホームページや広報ふなばし等により広く公表した。また、市ホームページにおけるメッセージの公表開始について、医療・福祉施設や市内事業者等に対して周知を行った。

【成果・課題等】

開始年度は多くのメッセージをいただいたものの、感染症対応が長引くにつれ件数が減少した。また、新たにいただいたメッセージは、随時ホームページに追加していたものの、対象の方が閲覧しなければメッセージを届けることが出来ていない状況であった。感謝や応援をしている方が多くいるということを伝えることが重要であると考え、次の感染症発生時に実施する場合には、継続的に募集することよりも、対象の方々へ応援や感謝の気持ちをより伝わりやすくすることに重点を置き、例えば期間を区切った上で募集し、より効果的な方法で届けることを検討すべきと考える。

第3章 市役所の主な対応について

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
応援メッセージ受付件数	367件	34件	5件

コロナに負けるな！ふなばしキャッシュレス！最大20%戻ってくるキャンペーン

(5波)

【課名等】

商工振興課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症対策による時短営業や外出自粛等の影響で、停滞している消費を活性化するとともに、生産性向上及び感染対策のため、地方創生臨時交付金を活用して事業を実施することとした。

【実施内容】

市内の店舗において、キャッシュレス決済を行った消費者に対し、決済金額の一部をポイント還元することにより、消費を喚起し、新型コロナウイルス感染症で影響を受けている市内事業者を支援するとともに、キャッシュレス決済を普及させ、非接触型の「新しい生活様式」への対応促進を図った。公募型プロポーザルにより PayPay 株式会社を選定、令和3年12月1日～31日で、決済金額の最大20%をポイント還元（付与上限：3,000円/回、15,000円/期間）した。

【成果・課題等】

キャンペーン期間中においては、前月比で500%を超える決済がされており、対象店舗では一定の経済効果があったと考えている。しかしながら、スマートフォンを持っていない方や操作が苦手な高齢者などは恩恵にあずかれないという意見もあった。

キャッシュレス決済などの非接触方式の決済手段は、感染症対策としても一定の効果があると思われるが、全世代への普及が進むには時間を要すると思われる。

【実績等】

期間中の決済額	ポイント還元総額	期間中の決済回数
8,671,675,551円	1,545,272,377円	3,324,084回

女性のためのより添い支援サロン

(5・6・7・8波)

【課名等】

市民協働課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけに社会との絆・つながりが薄くなり、不安を抱える女性や、より添った支援が必要にも関わらず、支援が届いていない女性がいる。

そうした女性に対し、NPO等の知見や能力を活用して、居場所づくりを行い、別途行っている生き方相談業務などより添った支援につなげることを目的として事業を開始した。

【実施内容】

令和3年12月から、女性を対象に交流会「ゆるっとサロン」を定期的で開催した。
令和4年4月から、「ゆるっとサロン」のほか、女性を対象に交流会「交流サロン」を定期的で開催した。

「ゆるっとサロン」は、職場や人間関係など、毎回テーマを決めて、子育て・家庭・仕事についてお互い話をする。

「交流サロン」は、ぬり絵や折り紙をして楽しく時間を過ごす。

会場は男女共同参画センターを使用した。

【成果・課題等】

参加者アンケートでは「非常に良かった」「良かった」と答えた方が多く好評であり、参加者の居場所づくりとして効果があった。また、交流会の中で相談事業の周知を行っており、より添った支援につなげられたと考える。

次の感染症発生時においても、不安を抱える女性や支援が必要な女性の居場所づくりが必要と考えられることから同様の事業の実施を検討する。実施にあたっては、実施団体と協議するとともに感染症流行の状況に留意する。

【実績等】

ゆるっとサロン開催実績

	令和3年度	令和4年度
参加者数	11名	20名
開催数	4回	6回

交流サロン開催実績

	令和4年度
参加者数	14名
開催数	6回

第5節 事業者向け支援策

1. 支援策

事業者向け臨時相談窓口（中小企業診断士、社会保険労務士、家賃支援給付金）

（1・2波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症関連の補助金として、国や県、市の各種助成制度が用意されたが、制度が難解かつ申請書類の作成が煩雑であり、市内事業者が制度を活用できるよう相談業務を行った。

【実施内容】

中小企業診断士による相談では、各種助成金に係る制度の説明や申請書類作成時のポイント等対面相談を行い、アドバイスをするとともに、資金繰り等の相談についても対応した。

社会保険労務士による相談では、雇用調整助成金等に係る申請の援助及び、感染症の拡大防止に係る雇用の諸問題に対し、相談に応じた。

家賃支援給付金等新たな助成制度が始まった際には、中小企業診断士による相談事業を再び行った。

【成果・課題等】

相談時業を行うことで市内事業者の不安解消や各種助成金の申請の後押しができた。

次の感染症発生時においても、相談事業は必要と思われるが、期間や頻度、開催場所については精査が必要と思われる。

【実績等】

	相談件数
中小企業診断士による相談	53 件
社会保険労務士による相談	13 件
家賃支援給付金等臨時相談	18 件

テレワーク導入支援補助金

（1・2・3波）

【課名等】

商工振興課

【経緯】

緊急事態が宣言された中で、新型コロナウイルス感染症拡大対策として在宅勤務等を可

第3章 市役所の主な対応について

能とするテレワークの導入に取り組む市内中小企業者への費用負担を支援するためテレワーク導入支援補助金を実施した。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症拡大対策として、テレワーク環境を整備・強化し、テレワークを行った中小企業者に対し、導入費用の一部を補助。

《補助率》

対象経費の3分の2以内

《上限額》

40万円

《補助対象経費》

パソコン、タブレット端末等のハードウェア（プリンター・スキャナー等の周辺機器を含む）、通信制御機器装置（ルーター、無線LAN機器等）、ソフトウェア、設置・設定費用、専門家委託経費、ソフトウェア・クラウドのサービス料、パソコン及びネットワーク保守費用

【成果・課題等】

緊急事態宣言下でテレワークの推進が呼びかけられる中で、コロナ禍における事業者の事業継続や感染症の拡大防止の一定の効果があったものとする。また、当該補助金を利用した事業者からはテレワークを実施することで対面による感染リスクを回避することができたとの声を頂いた

【課題】

緊急事態宣言下のため4月までの遡りを認め運用を行った。また、国等の補助金申請が複雑なことから、本市においては申請の簡略化を図り、計画申請を省略し、実績に基づいた交付申請とした。そのため補助対象とならない物品等の申請も多くあり、書類の訂正等に多くの時間を費やした。

【実績等】

	令和2年度
交付件数	382件
執行額	95,240,000円

テナント賃料助成金(令和2年4～6月分)

(1・2・3波)

【課名等】

商工振興課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上が減少し、事業の継続が困難になっている事業者が多数いる中で、事業継続を支援することを目的として、固定費である賃料を助

第3章 市役所の主な対応について

成することとした。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う売上減少により、事業継続が困難となっている事業者を支援するため、一事業者につき最大 30 万円（月額家賃の 2/3、一月あたり 10 万円を上限とする）の賃料を助成した。対象月は令和 2 年 4 月から 6 月。受付期間は令和 2 年 4 月 27 日から令和 3 年 3 月 15 日。

【成果・課題等】

事業継続が困難となり、収入が減少した事業者に対して固定費である賃料を支援したことは、一定の助成効果があったものと考えている。

また、感染拡大防止の観点から窓口混雑緩和のため、原則郵送またはオンライン申請とし、さらに提出書類を簡便化したことにより、事業者が申請しやすくなったとともに、審査時の確認項目が減り、可能な限り素早い助成を行うことができた。

また、事務処理量が多く既存の職員配置では対応困難であったことから、最大 12 人工（当課 4 人工、他課兼務職員 2 人工、緊急雇用会計年度任用職員 6 人工）による事務局を構成し対応したことも、素早い助成に繋がった。

今後、多くの申請件数が見込まれるような事業については、申請者及び事務処理双方の負担軽減から、書類は極力簡便化やオンライン申請などにすることが望ましいと考える。

【実績等】

交付事業者数	3,888 事業者
総交付額	886,692,000 円

産後ケア事業を委託している医療機関への資材品の配布

(1・2・5 波)

【課名等】

地域保健課

【経緯】

令和 2 年 4 月 10 日付厚労省通知【「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第 3 弾－」に係る産後ケアを実施する施設に対する財政措置について】及び、令和 2 年 5 月 13 日付【「令和 2 年度母子保健衛生費国庫補助金交付要綱（令和 2 年度補正予算分）の発出について】の通知を受けて実施した。

【実施内容】

産後ケアを委託している事業者に対し、希望を確認の上、感染拡大防止対策を行うための資材を配布した。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症流行下において、里帰り出産予定であった方が里帰りできな

第3章 市役所の主な対応について

くなり、協力を得られる予定だった妊婦も孤立してしまう状況になった。不安を抱えた妊婦（特に初産婦）にとって、産後ケア事業を利用できることは安心感につながり、帰宅してからの育児に自信をもつきっかけになった。退院直後でなければ産後ケアの利用ができない時期はあったが、新型コロナウイルスが病棟で流行しているため産後ケアの受け入れを中止した施設はなかったため、医療資材の配布は効果的だったと考えられる。

令和2年4月、令和2年10月、令和3年11月に産後ケアを委託している事業者に対し、産後ケア事業を行う上で必要な感染拡大防止対策に係る資材の希望状況について確認し、医療資材（マスク・手袋・消毒用アルコール・フェイスシールド等）を配布した。

生活困窮者支援活動団体補助金

(1・2・3・4・5・6波)

【課名等】

地域福祉課

【経緯】

国は、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、令和4年4月26日に閣議決定を行い、令和4年度予備費を利用して、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金のうち、「生活困窮者自立支援の機能強化事業」のメニューに、新たに「官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備」を追加し、各自治体が行う支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援に活用できるようになった。

同メニューは、令和5年度も継続することとなった。

【実施内容】

本市では、国の制度拡充を受け、令和4年第3回定例会において補正予算を計上し、「船橋市新型コロナウイルス感染症等の影響に対応する生活困窮者支援活動団体補助金」を創設して、コロナ禍における物価高騰の影響による支援ニーズの高まりにより、事業量の増加が認められる民間団体へ補助金を交付した。

同補助金は、令和4年度限りの実施予定だったが、国の補助メニューが令和5年度も継続することとなったことから、令和5年第2回定例会で再度補正予算計上して、令和5年度も実施することとなった。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応する生活困窮者支援活動団体補助金は、子ども食堂やフードバンクなど食料支援活動を行っている団体等、コロナ禍における物価高騰の影響により利用者が増加した生活困窮者支援団体を支援することに寄与した。

また補助金の交付に併せ、生活困窮者支援等官民連携プラットフォーム（船橋市、「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」、船橋市社会福祉協議会、ハローワーク船橋、民生児童委

第3章 市役所の主な対応について

員協議会、食料支援団体、（令和5年度から）船橋商工会議所で構成される会議体）を設置し、生活困窮者の状況について情報共有や支援体制の協議を行うことができた。

次の感染症発生時においても、生活困窮者が急増することは想定され、民間団体と適切に連携して支援を行っていく必要があることから、平時より連携体制を整えておくことが必要であり、プラットフォームは、継続して実施していく予定である。

【実績等】

	令和4年度
交付団体数	8団体
金額	1,767,000円

新型コロナウイルス感染症による事業所税の申告等に係る期限の延長について

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

市民税課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国税庁より「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」において、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告等が困難な納税義務者の為に、個別の申告期限延長の手続等についての取りまとめがあり、令和2年4月21日付で総務省自治税務局企画課から、千葉県を通じて通知を受けた。その中で「国税における取扱いを踏まえ、申告期限等の延長について事前の申請書等の提出を不要とするなど、柔軟に対応されるようご配慮願います。」という記載があった。

通知の内容を受け、国税に準じた対応で4月22日より当取組みを開始した。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、やむを得ない理由により事業所税の申告・納付等が期限内に行えない場合には、次のいずれかの手続きにより期限の延長を行うこととする。その際、申告期限及び納付期限は原則申告書の提出日とした。

(1)申告書等の提出時、所管の税務署に提出した「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の写しを添付する。

(2)申告書等の余白等に「新型コロナウイルス申告・納付期限延長申請」と入力。

【成果・課題等】

国からの通知が起点となっており、基本的には全国共通の対応であったため、法人とのやり取りで苦慮することはあまりなかった。

延滞金等の関係で他課にも影響を与えるため、申請状況はエクセル等で他課にも共有し、各課システムへの登録を適切に行うことが必要となる。

第3章 市役所の主な対応について

申請者側にとって恩恵の大きい制度に感じるため、今後も同様の取組を行う際には、各法人へのしっかりとした周知が大切になると考える。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数	32件	16件	3件	0件

新型コロナウイルス感染症による法人市民税の申告等に係る期限の延長について

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

市民税課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国税庁より「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」において、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告等が困難な納税義務者の為に、個別の申告期限延長の手続等についての取りまとめがあり、令和2年4月21日付で総務省自治税務局企画課から、千葉県を通じて通知を受けた。その中で「国税における取扱いを踏まえ、申告期限等の延長について事前の申請書等の提出を不要とするなど、柔軟に対応されるようご配慮願います。」という記載があった。

通知の内容を受け、国税に準じた対応で4月22日より当取組みを開始した。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、やむを得ない理由により法人市民税の申告・納付等が期限内に行えない場合には、次のいずれかの手続きにより期限の延長を行うこととする。その際、申告期限及び納付期限は原則申告書の提出日とした。

(1)申告書等の提出時、所管の税務署に提出した「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の写しを添付する。

(2)申告書等の余白等に「新型コロナウイルス申告・納付期限延長申請」と入力。

【成果・課題等】

国からの通知が起点となっており、基本的には全国共通の対応であったため、法人とのやり取りで苦慮することはあまりなかった。

延滞金等の関係で他課にも影響を与えるため、申請状況はエクセル等で他課にも共有し、各課システムへの登録を適切に行うことが必要となる。

申請者側にとって恩恵の大きい制度に感じるため、今後も同様の取組を行う際には、各法人へのしっかりとした周知が大切になると考える。

第3章 市役所の主な対応について

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数	918件	337件	270件	33件

セーフティネット（4号・5号・危機関連）保証認定

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

商工振興課

【経緯】

中小企業信用保険法第2条第5項第4号～同項6号までの規定に基づき、「特定中小企業者」の認定書の発行が可能となったことから申請者に対して認定書を発行した。

【実施内容】

市内事業者より申請及び疎明資料を受領し要件を満たした事業者に対し、認定書を交付した。

危機関連保証は令和3年12月31日で受付終了。

【成果・課題等】

「特定中小企業者」の認定により、通常の保証限度額とは別枠で保証されるセーフティネット保証制度を利用できることになるため、中小事業者への資金供給の円滑化を図ることができた。

また、市の独自施策として利子及び保証料補給の拡充も行い、市内中小事業者の資金繰りを支援した。

次の感染症発生時においても、迅速に認定書の発行が行えるよう留意する。

【実績等】

認定件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
セーフティネット保証4号	2,860件	414件	353件
セーフティネット保証5号	207件	59件	46件
危機関連保証	810件	60件	0件

マル経融資（新型コロナウイルス感染症関連）に係る利子補給

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

商工振興課

【経緯】

上記融資において、国の特別利子補給制度が適用されない事業者に対し、市で利子補給してほしいと商工会議所より要望があり、利子補給の拡充を行った。

【実施内容】

日本政策金融公庫にてマル経融資（新型コロナウイルス感染症関連）を受けた事業者のうち、国の特別利子補給制度の対象とならない事業者に対し、利子の全額補給を行った。

【成果・課題等】

国の特別利子補給制度の対象とならない事業者へ支援することにより、資金繰りの円滑化を図れた。

今回のマル経融資に関しては、3年後に金利が変更される融資であり、令和5年度時に煩雑な制度になってしまったため、次の感染症発生時には、将来の事務を見据えた制度設計の必要がある。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象件数	0件	1件	12件

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号による特定中小企業者対策資金を受けた場合、3年以内の借り入れに限り、利子及び信用保証料の全額補給

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

商工振興課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症により市内中小事業者は事業経営に大きな影響を受けており、資金繰り支援の必要性が生じた。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号による特定中小企業者対策資金を受けた場合、3年以内の借り入れに限り、利子及び信用保証料の全額補給を行った。

なお、利子補給においては令和3年度より融資利率を引き下げたことによって特定中小企業者対策資金の5年以内の借り入れに対し全額が補給対象となった。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症により事業経営に大きな影響を受けている市内中小事業者を

第3章 市役所の主な対応について

支援するため上記の取り組みを行った。

市が利子と信用保証料の両方を全額支援する例は、県内初となり、国が発表した同様の支援策が日本政策金融公庫に限られるのに対し、日頃から取引のある金融機関より最大2,000万円まで実質的な負担ゼロで借り入れることが可能となった。

なお、この経営支援策は、国が行った新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策「第2弾」の中にある「中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援」と併用することもでき、市内中小事業者の資金繰りを支援した。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象件数	418件	482件	595件

船橋市地方卸売市場事業者衛生用品購入給付金

(2波)

【課名等】

地方卸売市場総務課

【経緯】

卸売市場の機能を維持し、食品流通を持続させるため、マスク・消毒液等の感染症対策に要する費用の支援が必要と判断し、「船橋市地方卸売市場事業者衛生用品購入給付金」の給付を実施した。

【実施内容】

船橋市地方卸売市場事業者衛生用品購入給付金を給付した。

給付対象事業者：卸売業者、仲卸業者、関連事業者

給付額：従事者数一人当たり15,000円（上限：一事業者当たり120万円）

【成果・課題等】

給付金の創設と共に、場内業者へマスクの着用及び消毒の徹底を呼び掛け、場内の衛生管理の向上に繋げた。給付金の申請に不慣れな事業者が多いため、特設窓口を設置し、総務課職員による申請のサポートを行った。また、未申請者へ申請を促すアナウンスを行い、対象事業者の内、9割以上が当給付金を活用した。次の感染症発生時においても、場内事業者のニーズに応じ、必要な支援を迅速に行えるよう、今回の給付の流れを活用して行きたい。

【実績等】

申請期間	令和2年8月25日～10月31日
申請事業者	120事業者
対象従業員	1,032人
給付金額	15,480,000円

「#食べよう船橋」キャンペーン

(2波)

【課名等】

商工振興課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営状態が悪化している市内飲食店を支援するため、市内飲食店の利用を促すキャンペーンを実施する。

【実施内容】

外出を控えている方でも利用しやすいテイクアウト・出前に対応している飲食店等を募り、市ホームページ等で紹介した。

また、SNSで店舗には一押しメニューを、市民には食べた感想等を、それぞれハッシュタグ「#食べよう船橋」を付けて投稿してもらい、周知を図った。

【成果・課題等】

SNSなども活用した取り組みは、新聞にも取り上げてもらうなど反響もあり、消費者が外出を控えていたコロナ禍において、飲食店等への支援として一定の効果を上げたと考えている。

また、登録した飲食店を用いて、「タクシーを活用した飲食店支援事業（ふなばしデリタク）」を実施するなど、他の事業を実施する際にも活用することができた。

本事業は予算を要しなかった事業であり、感染症の流行など予算化段階では予想し難い状況であっても、素早く実施することができた。

【実績等】

登録店舗数	233 店舗
-------	--------

タクシーを活用した飲食店支援事業（ふなばしデリタク）

(2波)

【課名等】

商工振興課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症対策のため外出を控えることで、飲食店の利用が少なくなっており、この傾向が持続することが見込まれたため、飲食店の利用促進を図るとともに、配送には有償貨物運送の許可を受けたタクシーを活用し、飲食店、タクシー事業者が「新しい生活様式」に伴う人々の行動変化に対応するための支援とも位置付ける事業として実施することとした。

【実施内容】

飲食店の利用促進とタクシー事業者の事業継続支援のため、「#食べよう船橋」に登録し

第3章 市役所の主な対応について

た飲食店がタクシーを利用した宅配を実施する場合に、市がタクシー事業者に対し配達に必要な備品購入費と、1回の配送につき3キロメートル以内は1,000円、3キロメートルを超えた場合は1,000円を加算（9月から実施）し、2,000円の補助を行った。

【成果・課題等】

3か月間で約800件の利用があり、1日平均9件の計算になる。

感染拡大の影響を大きく受ける飲食店とタクシー事業者、また外出せずに済む利用者と3者にメリットのある事業であるが、Uber Eatsや出前館などデリバリーサービスがコロナ前に比べ浸透しているため、別の感染症発生時に同事業を行う必要性についてはあらためて検討が必要となる。

【実績等】

参加飲食店舗数	90店舗
助成したタクシー事業者数	8事業者
配送利用件数	794件

千葉県よろず支援拠点による市町村出張相談

(2波)

【課名等】

商工振興課

【経緯】

千葉県にて設置しているよろず支援拠点の各専門家による市町村への出張相談

【実施内容】

各種助成金の申請に関する助言や、事業に関する広報の仕方等、幅広いニーズに対して相談の場を設けた。

【成果・課題等】

事業に関する幅広いニーズに対し、相談の機会を設けられたことで、事業の継続を支援できた。

次の感染症発生時にも相談窓口の整備の必要は考えられるが、期間や場所等精査が必要と思われる。

【実績等】

相談件数	7件
------	----

キャッシュレス決済導入促進補助金

(2・3波)

【課名等】

商工振興課

【経緯】

キャッシュレスの導入は、インバウンド対策や、店舗の生産性向上につながるだけでなく、消費者との接触機会を減らすことから、新型コロナウイルス感染症対策としても有効である。一方で、決済手数料が発生することから、キャッシュレスを導入しないといった声も聞かれることから、キャッシュレス新規導入店舗に対し補助金を交付することにより、キャッシュレスの普及を図ることとした。

【実施内容】

市内店舗等へのキャッシュレス決済導入を促進させるため、公募により選定したキャッシュレス決済サービス「タイムズペイ」を、市内店舗が新たに導入した場合、初期導入費の無料化や一部決済ブランドの決済手数料率を優遇する支援を行った。

【成果・課題等】

キャッシュレス決済は、導入後も決済手数料がかかることから、導入を躊躇う事業もあり、想定よりは導入店舗数が伸びなかった。

しかしながら、昨今の自治体主導によるキャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンなどにより、徐々にではあるが、キャッシュレス決済の普及が進んできていると考えている。

キャッシュレス決済などの非接触方式の決済手段は、感染症対策としても一定の効果があると思われるが、全世代への普及が進むには時間を要すると思われる。

【実績等】

キャッシュレス導入店舗数	56 店舗
補助総額	1,120,000 円

事業継続支援助成金

(2・3波)

【課名等】

商工振興課

【経緯】

国の持続化給付金の要件は「令和2年1月～12月の間の各月の売上高減少率が前年同月比50%以上」となっており、同年1月以降に開業した者は対象外となっていた。また、売上高減少率の要件をわずかに下回る事業者も困窮している状況は変わらないことから、制度改善を要望する声が多く上がっており、また、テナント事業者以外への支援を求める声も多かった。

第3章 市役所の主な対応について

このことから、市が制度の狭間にある事業者の事業継続を支援するため、持続化給付金の対象外となる事業者を対象に支援金を交付することとした。

なお、事業者の固定費の大きな割合を占めるのが賃料と人件費となっている中、すでに本市では、事業継続支援を目的に賃料を対象とした助成を行っていたため、今回は従業員数に応じた助成とした。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、国の持続化給付金の給付対象とならない事業者（前年同月比の売上高減少率が、令和2年1月～12月の間の各月とも50%未満で、かつ令和2年1月～令和3年2月の間のいずれか一月が20%以上）に対し助成金（最大50万円）を交付し、制度の狭間にある事業者の事業継続を支援した。

【成果・課題等】

国の補助制度の狭間にある事業者を支援することにより、市独自の事業者支援として一定の効果があったと考えている。

また、感染拡大防止の観点から窓口混雑緩和のため、原則郵送またはオンライン申請とし、さらに、提出書類を簡便化したことにより、事業者が申請しやすくなったとともに、審査時の確認項目が減り、可能な限り素早い助成を行うことができた。

また、事務処理量が多く既存の職員配置では対応困難であったことから、最大9人工（当課3人工、他課兼務職員2人工、緊急雇用会計年度任用職員4人工）による事務局を構成し対応したことも、素早い助成に繋がった。

今後、多くの申請件数が見込まれるような事業については、申請者及び事務処理双方の負担軽減から、書類は極力簡便化やオンライン申請などにすることが望ましいと考える。

【実績等】

交付事業者数	839 事業者
総交付額	232,100,000 円

テナント賃料助成金（時短営業等協力分）

(3 波)

【課名等】

商工振興課

【経緯】

緊急事態宣言の発令に伴い千葉県が要請した、時短営業や休業に協力した飲食店の事業継続を支援するため、県が支出する協力金に先んじて、市が独自に賃料を助成することとした。

【実施内容】

緊急事態宣言発令に伴う千葉県の時短営業・休業要請に協力した飲食店の事業継続を支

第3章 市役所の主な対応について

援するため、県協力金とは別に賃料（一店舗・一月につき最大 10 万円（月額家賃の 2/3、一事業者あたり 3 店舗分まで））を助成した。対象月は令和 3 年 1 月から 2 月。受付期間は令和 3 年 1 月 20 日から 3 月 15 日まで。

【成果・課題等】

事業継続が困難となり、収入が減少した事業者に対して固定費である賃料を支援したことは、一定の助成効果があったものと考えている。

また、感染拡大防止の観点から窓口混雑緩和のため、原則郵送またはオンライン申請とし、さらに、提出書類を簡便化したことにより、事業者が申請しやすくなったとともに、審査時の確認項目が減り、可能な限り素早い助成を行うことができた。

また、事務処理量が多く既存の職員配置では対応困難であったことから、最大 7 人工（常勤職員 3 人工、緊急雇用会計年度任用職員 4 人工）による事務局を構成し対応したことも、素早い助成に繋がった。

今後、多くの申請件数が見込まれるような事業については、申請者及び事務処理双方の負担軽減から、書類は極力簡便化やオンライン申請などにすることが望ましいと考える。

【実績等】

交付事業者数	1,038 事業者
交付店舗数	1,172 店舗
総交付額	196,857,000 円

感染症 BCP 策定支援事業費補助金

(3 波)

【課名等】

商工振興課

【経緯】

新型コロナウイルス等の感染症発生時における市内中小企業者の経営の安定を図るため、感染症 BCP を策定又は改訂する際に要する経費補助を実施した。

【実施内容】

感染症が発生した際に事業者が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を迅速に図るため、感染症 BCP の策定・改定に要した費用を助成する。

《補助率》

対象経費の 3 分の 2

《補助上限額》

20 万円

《対象経費》

専門家の助言を受けるためのコンサルタント・アドバイザー等に支払った費用、

第3章 市役所の主な対応について

内部研修の実施に係る講師派遣等の費用、外部研修への参加費用

【成果・課題等】

中小企業者の BCP 策定が進んでいない中で、当該補助金の活用があり BCP の策定に繋がった。活用した事業者からは、感染症 BCP 策定により、緊急事態の際に速やかに対応ができ、最小限のダメージで抑えることができる。また、顧客や取引先からの信用の維持・向上に繋がるとの声を頂いた。

2 件以上の相談はなかった。補助金以前に BCP の必要性を訴えかける啓発をおこなっていくことが必要と考える。

【実績等】

	令和 2 年度
交付件数	2 件
執行額	400,000 円

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の
軽減措置

(3・4・5・6 波)

【課名等】

資産税課

【経緯】

政府は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講じることとした。

そのことにより、地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）が令和 2 年 4 月 30 日に施行されたため、船橋市市税条例及び船橋市都市計画税条例の一部を改正した。

船橋市市税条例等の改正後は、前年と比較して売上高が一定以上減少している中小事業者等について、令和 3 年 1 月から軽減に関する申告書の受理及び申告内容の審査を行い、軽減対象となる者に対して令和 3 年度の固定資産税及び都市計画税の軽減を実施した。

【実施内容】

厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る令和 3 年度の固定資産税及び都市計画税を、売上高の減少幅に応じて 0 または 1/2 の軽減を実施した。

【成果・課題等】

上記の軽減制度について、納税者に対して周知を図る必要があったため、令和 2 年 9 月 1 日号の『広報ふなばし』に制度に関する記事を掲載。また、ホームページは 11 月上旬に制作、12 月上旬には償却資産の申告の手引きに制度の内容を掲載して納税義務者に送付する

第3章 市役所の主な対応について

等して、軽減制度に関する十分な周知を行った。

また、中小企業庁と連絡を密に行って制度の理解を深めるとともに、軽減の申告書受理に向けた課内の協力体制を整えたことにより、令和3年度の固定資産税・都市計画税の課税前に申告書の受理及び申告内容の審査を終えることができた。

次の感染症発生時においても、関係する部署と連携を密に行い、条例改正、納税義務者に対する制度の周知及び制度運用に向けた体制作りを行えるように留意したい。

【実績等】

固定資産税

	令和3年度
適用件数	1,277 件
軽減税額	402,571,000 円

都市計画税

	令和3年度
適用件数	546 件
軽減税額	48,347,000 円

飲食店（キッチンカー）支援事業

(4・5波)

【課名等】

商工振興課

【経緯】

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置など新型コロナウイルス感染症の影響により、営業自粛による休業や営業時間の短縮のほか、外出を控える方が増えたことに伴う来客数の減少など、苦しい状況にあった飲食業を営む事業者や飲食店に食材を納入する農業生産者等を支援する取り組みが必要となった。

【実施内容】

市内で飲食業を営む事業者飲食店と食材を納入する農業生産者等を支援することを目的として、販売機会を創出するため、市役所本庁舎内の敷地を活用してキッチンカー等によるマーケットを開催した。運営は、「ふなばし朝市」「FUNAterrace フナテラス」等のイベントでキッチンカーを活用した実績のある船橋市観光協会が担い、市有地使用料を同協会が負担することで出店者へは無償で場所を提供した。

【成果・課題等】

この事業は、アフターコロナの観光事業への展開や飲食業における業態変更の動きも視野に入れた実証実験を兼ねて実施し、飲食店などを支援することに加え、話題性や、新たなにぎわいの創出などを目的に実施し、好評をいただいた。

第3章 市役所の主な対応について

感染拡大を防ぐ観点からは、人だかりができてしまう状態は望ましくないが、事業者支援につなげるためにはそれなりの売上が必要であるため、多くの職員が働く本庁舎での開催とした。

【実績等】

実施期間：令和3年3月8日～3月26日のうち、土日祝日を除く15日間

参加事業者数	9事業者
売上合計	3,020,670円

※1日3事業者（店舗）が日替わりで出店

マーケット開催事業

(4・5波)

【課名等】

商工振興課

【経緯】

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置など新型コロナウイルス感染症の影響により、営業自粛による休業や営業時間の短縮のほか、外出を控える方が増えたことに伴う来客数の減少など、苦しい状況にあった飲食業を営む事業者や飲食店に食材を納入する農業生産者等を支援する取り組みが必要となった。

【実施内容】

市内で飲食業を営む事業者飲食店と食材を納入する農業生産者等を支援することを目的として、販売機会を創出するため、市役所本庁舎内の敷地を活用してキッチンカー等によるマーケットを開催した。運営は、「ふなばし朝市」「FUNAterrace フナテラス」等のイベントでキッチンカーを活用した実績のある船橋市観光協会が担い、市有地使用料を同協会が負担することで出店者へは無償で場所を提供した。

【成果・課題等】

コロナ禍において飲食店などを支援することをはじめ、話題性や、新たなにぎわいの創出などを目的に実施し、好評をいただいた。

感染拡大を防ぐ観点からは、人だかりができてしまう状態は望ましくないが、事業者支援につなげるためにはそれなりの売上が必要であるため、多くの職員が働く本庁舎や保健福祉センターでの開催となった。

第3章 市役所の主な対応について

【実績等】

	イブニング マーケット	サンセット マーケット	イブニング マーケット in ウインター	飲食店等事業者 支援事業運営業務
開催 場所	船橋市役所本庁舎 北側通路付近	船橋市役所本庁舎 北側通路付近	船橋市役所本庁舎 北側通路付近	船橋市保健福祉 センター1階 ロビー
開催 日	R3.4.16～5.28 (開催日数:10日)	R3.6.16～7.20 (開催日数:10日)	R3.12.1～15 (開催日数:5日)	R3.10.22～11.12 (開催日数6日)

船橋市新型コロナウイルス感染症対策公共交通不便地域解消事業運行維持奨励金

(4・5・6・7波)

【課名等】

道路計画課

【経緯】

令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の影響で公共交通不便地域解消事業の継続が困難となっているバス事業者より支援の要望を受けていた。

そのような中、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の情報があり、バスの事業者の支援等に活用できることがわかったことから、令和2年度から令和4年度まで(令和2年度3月(令和3年度へ繰越明許)・令和3年度12月・令和4年度6月の各補正予算)、公共交通不便地域解消事業として運行している各路線について、バス事業者に維持奨励金を交付した。

【実施内容】

<支援目的>

令和2年度： コロナ禍における公共交通不便地域解消事業の維持

令和3年度： コロナ禍における公共交通不便地域解消事業の維持

令和4年度： コロナ禍及びエネルギー価格高騰にともなう公共交通不便地域解消事業の維持

<申請受付期間>

令和2年度： 令和3年4月～8月

令和3年度： 令和4年1月～3月

令和4年度： 令和4年7月～10月

【成果・課題等】

公共交通不便地域解消事業を実施している路線バス事業者に補助金を交付することで、運行維持を図ることに寄与した。

第3章 市役所の主な対応について

次の感染症発生時においても、公共交通事業者への支援を行う際には国の補助金活用の検討が必要となるため、補助金や近隣自治体の状況等の情報収集を行うとともに、事業者の経営状況等の現状把握に努める。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
維持奨励金額	3,000,000 円	6,000,000 円	7,800,000 円

船橋市新型コロナウイルス感染症対策事業公共交通運行継続支援金

(令和2年度は船橋市地域公共交通新型コロナウイルス感染症対策事業支援金)

(4・5・6・7波)

【課名等】

道路計画課

【経緯】

令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の影響で経営が困難となっているバス及びタクシー事業者より支援の要望を受けていた。

そのような中、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の情報があり、バス及びタクシーの事業者の支援等に活用できることがわかったことから、令和2年度から令和4年度まで(令和2年度3月(令和3年度へ繰越明許)・令和3年度12月・令和4年度6月の各補正予算)、公共交通の継続を図るためバス及びタクシー事業者に支援金を交付した。

【実施内容】

<支援目的>

令和2年度： 新型コロナウイルス感染症拡大防止

令和3年度： 新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援

令和4年度： 新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援及びエネルギー価格高騰対策

<申請受付期間>

令和2年度： 令和3年4月～8月

令和3年度： 令和4年1月～3月

令和4年度： 令和4年7月～10月

【成果・課題等】

公共交通の担い手である路線バス及びタクシー事業者に補助金を交付することで、公共交通の継続に寄与した。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のための設備投資や物資の購入等に要

第3章 市役所の主な対応について

した費用の補助だったが、領収書の写し等の提出が事業者負担であった。令和3年度からは運行継続のための費用として、領収書の写しに代えて事業者が通常作成している運行実績書類の提出に改善した。これにより、事業者の事務負担を軽減することができた。

次の感染症発生時においても、公共交通事業者への支援を行う際には国の補助金活用の検討が必要となるため、補助金や近隣自治体の状況等の情報収集を行うとともに、事業者の経営状況等の現状把握に努める。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
バス路線数	45 路線	44 路線	44 路線
支援金額	9,000,000 円	13,200,000 円	17,160,000 円
タクシー台数	612 台	635 台	610 台
支援金額	18,355,256 円	31,750,000 円	39,650,000 円

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

(4・5・6・7・8 波)

【課名等】

資産税課

【経緯】

政府は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講じることとした。

そのことにより、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日に施行されたため、船橋市市税条例の一部を改正した。

船橋市市税条例の改正後は、一定の新規設備投資を行った中小事業者等について、軽減に関する申告書の受理及び申告内容の審査を行い、軽減対象となる者に対して令和4年度以降の固定資産税の軽減を実施した。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、軽減適用対象に一定の事業用家屋や構築物を追加して、既存の制度が拡充された。

【成果・課題等】

上記の軽減制度について、納税者に対して周知を図る必要があったため、令和2年9月1日号の『広報ふなばし』に制度に関する記事を掲載。また、ホームページは11月上旬に制作、12月上旬には償却資産の申告の手引きに制度の内容を掲載して納税義務者に送付する等して、軽減制度に関する十分な周知を行った。

第3章 市役所の主な対応について

なお、この制度の令和4年度における適用件数は6件であったため、この制度に関する特別な体制作りをしなかったが、十分に申告書の受理及び申告内容の審査業務を終えることができた。

次の感染症発生時においても、関係する部署と連携を密に行い、条例改正、納税義務者に対する制度の周知及び制度運用に向けた体制作りを行えるように留意したい。

【実績等】

	令和3年度	令和4年度
適用件数	0件	6件
軽減税額	0円	1,562,000円

中小企業等月次支援金

(5・6波)

【課名等】

商工振興課

【経緯】

国の月次支援金の要件は「売上高減少率が前年または前々年同月比 50%以上」となっており、また、2019 年以降に開業した者は対象外となっていた。要件に合致しない事業者も困窮している状況は変わらないことから、市が制度の狭間にある事業者の事業継続を支援するため、国の月次支援金の対象外となる事業者を対象に支援金を交付することとした。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、国の月次支援金の給付対象とならない事業者（前年及び前々年同月比の売上高減少率が 20%以上 50%未満で、売上高減少額が 5 万円以上）に対し助成金を交付し、制度の狭間にある事業者の事業継続を支援した。

給付対象月は、令和3年4～10月（当初は、4～6月分を対象として開始したが、国の月次支援金の対象期間の延長に合わせ、10月に7～9月分、11月に10月分を追加交付することとした）。助成額は一月あたり5万円（最大35万円）。受付期間は7月13日から2月28日まで。

【成果・課題等】

国の補助制度の狭間にある事業者を支援することにより、市独自の事業者支援として一定の効果があったと考えている。

また、感染拡大防止の観点から窓口混雑緩和のため、原則郵送またはオンライン申請とし、さらに、提出書類を簡便化したことにより、事業者が申請しやすくなったとともに、審査時の確認項目が減り、可能な限り素早い助成を行うことができた。

今後、多くの申請件数が見込まれるような事業については、申請者及び事務処理双方の負担軽減から、書類は極力簡便化やオンライン申請などにすることが望ましいと考える。

第3章 市役所の主な対応について

【実績等】

交付事業者数	1,446 事業者
総交付額	227,650,000 円

貨物自動車運送事業者燃料費高騰対策助成金

(7・8 波)

【課名等】

商工振興課

【経緯】

ロシアによるウクライナ侵攻の影響を受けた原油価格の高騰から千葉県トラック協会より「燃料費負担の軽減に資する補助金創設の要望」を受け、コロナ禍における物価高騰対策として、燃料費高騰の影響を特に受けている貨物自動車運送事業者の事業継続を支援した。

【実施内容】

コロナ禍における物価高騰対策として、燃料費高騰の影響を特に受けている貨物自動車運送事業者の事業継続を支援するため、市独自の助成金を交付した。

《助成額》

対象車両の保有台数に応じて交付 ※大型 13 万円 中型 7 万円 小型 4 万円 軽 1 万円

《上限額》

200 万円

【成果・課題等】

「燃料費負担の軽減に資する補助金」については令和 4 年 7 月の要望を皮切りに令和 5 年 4 月、令和 5 年 12 月と継続して要望を受けており、運送業における事業継続において効果があるものとする。

【実績等】

	令和 4 年度
交付件数	281 件
執行額	237,600,000 円

船橋市物価高騰対策助成金（畜産業）

(7・8 波)

【課名等】

農水産課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症拡大以降、各種統計調査による景況動向だけではなく市内畜

第3章 市役所の主な対応について

産農家を対象とした緊急聞き取り調査や関係機関などでの意見交換を通じて、市内畜産農家が置かれている課題を把握して、支援策として国や県の施策や動向を見極めながら新型コロナウイルス感染症拡大防止と畜産経営活動を両立させるため粗飼料の高騰分について支援を開始することとした。

新型コロナウイルス感染症対応地方臨時交付金を活用し事業を行った。

【実施内容】

穀物等の輸入原料価格高騰による飼料価格高騰の影響を緩和するため、令和4年度は畜産農家に対し乳牛1頭につき5,000円、採卵鶏1羽につき62円の支援金を交付したが、飼料価格が高騰し続けていることから、令和5年度更なる支援を実施した。乳牛1頭につき30,000円、採卵鶏1羽につき1,130円支援金を給付し、継続的な農業経営を支援した。

【成果・課題等】

コロナ禍における物価高騰対策として、飼料費高騰の影響を受けている畜産農家に対し畜産業の維持・継続の支援となった。

次の感染症発生時においても、各種統計データを参考にしながら、市内畜産農家の聞き取り調査・関係機関による意見交換などを迅速に行い、畜産業の衰退を避けるべく支援の取り組みを構築する。

【実績等】

	令和4年度		令和5年度	
	頭羽数	支援金額	頭羽数	支援金額
乳牛	477 頭	2,385,000 円	421 頭	12,630,000 円
採卵鶏	6,002 羽	372,000 円	5,680 羽	6,418,000 円
合計額		2,757,000 円		19,048,000 円

事業再構築・設備投資促進補助金

(7・8波)

【課名等】

商工振興課

【経緯】

コロナ禍での燃料費・物価高騰など、事業者を取り巻く環境が大きく変わる中、時代に即した事業再構築・設備投資を促進するため、事業者が国の補助制度を円滑に利用できるよう、専門家から申請支援を受けるための経費を補助することとした。

【実施内容】

事業者が国の3補助金（事業再構築補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、小規模事業者持続化補助金）のいずれかを申請する際、専門家からの申請支援に係る経費の1/2(上限25万円)を補助した。

第3章 市役所の主な対応について

【成果・課題等】

事業者が国の補助金を申請する際、複雑な資料の作成等があるため、専門家等から申請の支援を受けることがほとんどである。その際に係る経費を補助することで、事業者の負担を軽減することができた。

【実績等】

交付事業者数	4 事業者
総支給額	825,000 円
申請受付期間	R4.10.13～R5.3.24

船橋市物価高騰対策助成金（農業）

(7・8 波)

【課名等】

農水産課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症拡大における肥料や資材などの価格高騰を受け、農業者の農業経営が圧迫されたことから、JA いちかわ及び JA ちば東葛並びに市内農業者から物価高騰対策に係る要望があった。

農業者を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方臨時交付金を活用し事業を行った。

【実施内容】

市内の販売農家に対し、物価高騰分として令和3年分の肥料費の35%、諸材料費の30%を助成（各上限200万円）

【成果・課題等】

令和4年10月の事業開始から令和4年12月までの3か月間で概ねの助成金を交付することができ、迅速に農業者を支援することができた。なお、令和5年7月からも同様の支援を行っている。

次の感染症発生時においても、生産者が求める支援を迅速に実施できるような仕組みとなるよう留意する。

【実績等】

	令和4年度
申請件数	487 件
助成合計額	168,301,000 円

【課名等】

商工振興課

【経緯】

コロナ禍において、世界情勢を背景としたエネルギー価格の高騰による電気・都市ガス料金等の上昇が日本経済社会に広範な影響を与えており、その影響を受けた市内事業者（一般枠）及び市として特に支援が必要な福祉事業者・市場事業者（特定枠）の負担を軽減し、事業継続を支援することを目的として助成を行うこととした。

【実施内容】

令和4年4月～9月分の電気料・ガス料の利用総額に応じて助成金を交付した（最大60万円）。

【成果・課題等】

ロシアのウクライナ侵略等の世界情勢を背景にエネルギー価格の高騰が続いているコロナ禍以後においても、市ではエネルギー料金高騰対策として助成を継続している。電気料やガス料は事業を営む上で必ずかかる費用であるから、事業継続の一助となっているものと考えている。

交付対象事業者数・事務処理量が多いことから、申請受付から一次審査までの業務を委託（入札により東武トップツアーズを選定）し、最終審査及び支払い業務は直営で実施した。簡易事務の委託により事務負担が軽減し、本来の業務（現地調査、制度設計等）に時間を費やすことができると考える。

【実績等】

	交付事業者数	総支給額	申請受付期間
一般枠	1,594 事業者	474,000,000 円	R4.11.15～R5.3.24
特定枠	815 事業所	183,790,000 円	R4.11.15～R5.3.24

2. その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための、かかりまし経費や備品・消耗品等の購入費用の補助金（安全対策推進事業補助金、新型コロナウイルス感染防止事業費補助金、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業（緊急包括支援交付金分）補助金）

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

保育入園課

【経緯】

国が補正予算にて、新たな補助項目として保育所等に対する新型コロナウイルスの感染防止のために要したかかり増し経費や備品等購入費用に対する補助金を新設したことから、本市においても当該補助金を活用し、新たに要綱を制定のうえ補助金を支出することとした。

【実施内容】

国庫（県）補助金を活用し、保育所等（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を実施する施設を含む）に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために発生したかかり増し経費（職員が時間外に消毒作業等を行ったことによる時間外手当等）や、マスクや消毒液などの購入費用を対象とした補助金を支出した。

<国庫等補助金>

- ・安全対策推進事業補助金
 - 保育対策総合支援事業費補助金（国 1/2）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金
 - 子ども・子育て支援交付金（国 1/3）、子ども・子育て支援補助金（県 1/3）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業（緊急包括支援交付金分）補助金
 - 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（国 10/10）

【成果・課題等】

各年度において、単年度で国が予算措置（いずれも補正予算）を行ったことから、本市においても前年度末に補正予算を措置し、全額翌年度への繰越し明許費とした。国の交付決定後に事業者へ案内していたことから、案内の送付が12月頃になることもあった。また、申請のほとんどが3月末に集中し、書類の不備も多かったことから、出納閉鎖期間中の事務量が増大した。令和3年度以降は他係も応援し課全体で対応したが、次回感染症発生時において同様の補助金交付を行う場合は、応援等の体制を含め、あらかじめ体制を整えておくことが必要と考える。

第3章 市役所の主な対応について

【実績等】

安全対策推進事業補助金

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金額	14,806,000 円	32,369,000 円	61,251,000 円	65,064,000 円

新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金額	7,777,000 円	5,786,000 円	38,629,000 円	39,391,000 円

緊急包括支援交付金 ※令和2年度の実施

	令和2年度
交付金額	109,693,000 円

新型コロナウイルス感染防止対策取組事業所登録制度・現場調査

(2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

商工振興課

【経緯】

感染を防ぐため、外出や飲食店等の利用を控える方が増えていた状況において、事業所等の感染対策を「見える化」することにより、市民等が安心して市内の店舗・事業所を利用できる環境を作ることが目的として登録制度を開始した。

当登録制度は、5類移行に伴い廃止とした。

【実施内容】

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組んでいることを届け出た事業所を登録し、ステッカーやポスターを提供するとともに、市ホームページで周知した。これにより、市民の方々が安心して利用できるように、また従業員の方々が安心して働けるように支援した。

令和3年4月5日から5月21日にかけて一部の対象店舗を訪問し現場調査を行ったが、令和3年4月21日から県が県内全域の飲食店を対象とした見回り調査を実施したことから、市の現場調査は終了とした。

【成果・課題等】

ステッカーやポスターを掲示することにより、感染対策が施された店舗・事業所であることの周知につながり、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を図った。

また、令和3年4月5日から5月21日にかけて、商工振興課と保健所の職員で一部の対象店舗（船橋駅・津田沼駅・西船橋駅周辺の登録飲食店（391店））を訪問し、所定の感染防止対策が実施されていることを確認し、実施できていない場合は改善を依頼するなど、実効性のある感染拡大防止対策になるよう努めた。

第3章 市役所の主な対応について

本制度の実施後、千葉県が営業時間の短縮・酒類提供の制限を緩和する「確認店」「認証店」制度を実施し、類似制度が市・県にて重複する状況となった。県内全域で行われるような事業に関しては、市から県への要望や状況共有をしっかりと行い、制度設計を行うべきと考える。

【実績等】

令和2年8月5日開始

登録事業者総数（令和3年3月31日時点）	1,977 事業者
登録事業者総数（令和3年7月13日時点）	2,076 事業者

（ステッカー）

（ポスター）



第6節 職員・組織・庁舎

1. 職員体制（勤務体系含む）

新型コロナウイルス感染症対策保健所本部への応援職員の派遣

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

人事課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年2月より保健所の業務の縮小を図りながら、保健所内で対応していた。

しかし、感染の拡大に伴い、市民からの問い合わせへの対応、PCR検査、陽性となった患者対応などの関連業務が増加し、保健所職員のみでは対応が困難となったため、他所属からの応援職員が必要な状況となった。

その後も、感染の波に合わせて業務量の増減が生じたことから、感染状況に応じた柔軟な対応が必要となった。

【実施内容】

職員体制については、感染状況に応じ、保健所本部職員の増員に加え、他所属からの応援職員の派遣についても継続して行った。

応援職員については、部ごとに応援職員数の割振りを行った上で、各部に人選を依頼し、職員を派遣した。

各部にて人選された応援職員については、保健所等の関係所属と情報共有を行い、システム権限の付与など支障が無く業務が行えるよう準備を行った。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の流行初期である令和2年3月から応援職員を保健所へ派遣することができた。また、感染者数の増減に合わせて応援職員を柔軟に派遣することができた。

一方で、感染者数が急増する中では、業務の効率化（業務委託や申請のデジタル化、労働者派遣の導入など）に取り組むのが遅れ、効率的な業務執行体制を確立するのに時間を要し、職員が疲弊するとともに、応援職員を派遣している所属にも負担が生じた。

このたびの応援職員の派遣の取組を踏まえ、今後はより効率的かつ迅速に応援職員を派遣することが可能となる。

【実績等】

最大応援人数：120 人工

※宿泊療養施設への応援職員は含まない。

新型コロナウイルス感染症に係る軽症者等療養施設への職員派遣

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

人事課

【経緯】

感染者数が増加し、医療機関等への入院調整が困難となってきたことから、軽症者等については、市で独自に借り上げた宿泊療養施設での療養を行うこととなり、施設の管理運営業務を実施するため、職員を派遣した。

【実施内容】

部ごとに応援職員数及び応援日の割振りを行った上で、各部に人選を依頼し、職員を派遣した。

各部にて人選された応援職員については、事前説明の実施や、保健所等の関係所属と情報共有を行い、システム権限の付与など支障が無く業務が行えるよう準備を行った。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の流行初期である令和2年4月から応援職員を宿泊療養施設へ派遣することができた。また、感染者数の増減に合わせて応援職員を柔軟に派遣することができた。(宿泊療養施設における主な業務は、現金管理等の事務、入所者の出退管理、緊急時対応など。)

新型コロナウイルス感染症に関する健康観察の徹底

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

人事課

【経緯】

感染の拡大により感染経路不明者が増大し、職員が感染するリスクが高まるなか、職員が感染した場合には、市民生活に必要不可欠な行政サービスの提供が困難になるなどのリスクがあった。

そのようなことから、職員に対する健康観察を実施し、体調不良者が職務に当たらないようにすることで、職員間での感染のリスクを低減し、職場における感染を未然に防ぐ必要があった。

【実施内容】

各所属において、毎日始業時等に、「健康観察簿」により職員が自身の健康状態を所属長に報告することとした。

なお、職員の感染が確認された場合には、感染例について、市ホームページ等により公表を行った。

地域子育て支援課で発生したクラスターに伴う他課職員の応援による体制確保

(5波)

【課名等】

地域子育て支援課

【経緯】

令和3年7月31日(土)～8月3日(火)にかけて地域子育て支援課職員12名が新型コロナウイルス感染症に感染し、本課所属の全職員が出勤停止となった。これを受けて、地域子育て支援課で勤務経験がある他課職員へ応援を依頼し、8月4日(水)～8月16日(月)まで地域子育て支援課の執務室にて電話対応や窓口対応等を行った。

【実施内容】

応援職員による窓口対応・電話対応等の実施。

該当期間に無症状で体調に問題のなかった本課所属の7名について出勤停止期間は在宅勤務を行った。

(うち、2名は土日でも対応ができるような体制を整えた(放課後ルーム関係))

【成果・課題等】

課題

在宅勤務職員と応援職員の連絡が速やかに行えなかった状況は生じたが、連携して業務継続することができた。

生活支援課内で発生したクラスターに伴う他課職員の応援による体制確保

(6波)

【課名等】

生活支援課

【経緯】

生活支援課(分庁舎)において、新型コロナウイルス感染者が多数発生し、令和4年1月23日に船橋市保健所より新型コロナウイルス感染者のクラスター発生と認定された。

これに伴い、船橋市保健所の指導に従い、同年1月24日より分庁舎の窓口を閉鎖したが、生活保護という性質上、業務を継続させる必要性があることから、保護の申請・相談や保護費の支給等を行うため、通常より規模を縮小した臨時窓口を市役所本庁舎等に開設した(1月24日～1月28日)。

生活支援課職員は、全員が濃厚接触者として認定されており、市民と接することや、本庁舎への立ち入りが出来ないことから、応援職員(生活支援課で勤務経験がある他課職員)による対応を行った。

第3章 市役所の主な対応について

【実施内容】

応援職員（生活支援課で勤務経験がある他課職員）による保護費の支給、保護の申請・相談等の窓口対応や郵便物の運搬等を行った。

【成果・課題等】

市民の生命にかかわる生活保護という業務の性質を鑑み、クラスター発生下においても本課で勤務経験がある他課職員の協力を得て、保護費の支給や保護の申請・相談等の窓口対応を継続することができた。

次の感染症発生時の懸念事項としては、今回と同様に窓口が閉鎖となった場合の臨時窓口開設場所の確保や、課内全職員が出勤停止となった場合に臨時窓口にて対応する応援職員等の迅速な確保が挙げられる。

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等の緊急雇用

(1・2・3波)

【課名等】

人事課・職員課

【経緯】

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響により、内定を取り消された者、離職を余儀なくされた者等の雇用の確保のため、市の会計年度任用職員として採用した。

【実施内容】

令和2年5月1日号の広報ふなばし等で募集を行い、新型コロナウイルス感染症対応に関する事務や、給付金支給事務などの業務に従事した。なお、任期は令和3年3月31日まで。

【成果・課題等】

33名を採用し、新型コロナウイルス感染症対応等により、業務量が増加している所属等に配置することで、業務執行体制を確保することができた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた者、内定を取り消された者等の雇用を確保することができた。

採用した職員のうち、事業終了後も継続して任用を希望する職員の適正な配置について課題がある。

【実績等】

採用者数：33人

第3章 市役所の主な対応について

新型コロナウイルス感染症にかかる業務に従事した職員への特殊勤務手当の支給

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

職員課

【経緯】

国において令和2年3月に人事院規則を改正し、感染者が発生したクルーズ船に係る対応等の作業を行った職員に対し、特例的に日額4,000円以内の防疫等作業手当が支給できることとなった。

令和2年6月に条例改正を行い、新型コロナウイルス感染症が国において指定感染症とされた令和2年2月から、日額6,000円以内の感染症防疫作業手当（特殊勤務手当）を支給することとした。

【実施内容】

職員が新型コロナウイルス感染症にかかる作業に従事した場合、管理職も含め感染症防疫作業手当（特殊勤務手当）を支給する。また、保健所のほか感染者が発生した北総育成園、軽症者等の患者を宿泊させる施設等において、市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置にかかる作業に従事した職員に対し、日額6,000円以内の感染症防疫作業手当を支給した。

【成果・課題等】

患者等の対応にあたる職員は、感染のリスクに加えて、極めて緊迫した勤務環境の中で、平常時には想定されない作業を行うため、特殊勤務手当を支給することで、給与上適切な措置を講じた。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症となったが、今後、新型インフルエンザ等感染症に該当する状況が生じた場合、同様に手当を支給できるよう条例改正を行った。（令和6年4月施行）。

【実績等】

作業場所等	作業内容	支給額
保健所、軽症者等の 受け入れ宿泊施設等	患者の搬送、食事提供等	3,000円／日
	患者に直接接触する作業等	4,000円／日
北総育成園	施設内での長時間の作業等	4,500円／日
	患者に直接接触する作業等	6,000円／日

執務場所の分散による勤務

(1 波)

【課名等】

人事課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症による市民サービスへの影響を最小限にするために、職場内での「3密」を防ぎ、職員間での感染リスクの低減を図る必要があることから、職員（会計年度任用職員を含む。）の執務場所について、会議室等を利用した分散勤務を実施した。

【実施内容】

本来の執務場所とは別に、本庁舎及び職員研修所内の各会議室等を利用し、職員を分散させて勤務を行った。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の流行初期である令和2年4月から、同一の執務場所で勤務する職員数を抑制するために、本来の執務場所以外の会議室等に職員を分散させて勤務することで、職場内の感染リスクの低減を図った。

特に職員数の多い所属においては、この分散勤務を実施することで、本来の執務場所における職員の距離の確保に努めた。

週休日出勤による勤務日の振替

(1 波)

【課名等】

人事課

【経緯】

令和2年5月に国の緊急事態宣言が解除された後も、引き続き人との接触機会の低減を図る必要があることから、週休日出勤による勤務日の振替を実施した。

【実施内容】

土・日曜日等の週休日に出勤し、平日に週休日を振り替えることで、人との接触機会の低減を図った。

【成果・課題等】

週休日出勤し平日に振り替えることで、出勤職員数が減少するため、業務継続の観点からその影響を抑制できるよう調整が必要となる。

職員の変則勤務実施

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

人事課

【経緯】

公共交通機関を利用して通勤する職員の感染リスクの低減を図るため、職員の変則勤務を実施した。

【実施内容】

変則勤務のパターンとして、従来からあった7時45分～16時15分勤務の区分を早番とし、10時30分～19時00分勤務の遅番を新たに設け、励行した。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の流行初期である令和2年4月から、職員が混雑した公共交通機関を利用することによる感染リスクを低減させるため、変則勤務パターンの一部を早番とし、遅番を新たに設定のうえ励行した。

その結果、当日職場に出勤すべき職員のうち、全部局平均で約10%程度の職員が早番、遅番を利用して出勤した。(令和5年5月以降は早番、遅番の励行は終了)

感染症発生時において速やかに変則勤務の一部パターンの励行やパターンの新設等を行うことで、職員の感染リスクの低減を図るとともに、業務の継続性の確保に寄与するものと考えている。

会計年度任用職員の休憩時間の変更

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

職員課

【経緯】

職員の感染リスクの低減を図る必要があることから、会計年度任用職員の休憩時間の変更を実施した。

【実施内容】

休憩時間の変更は、休憩パターンを原則、11時00分～12時00分、11時30分～12時30分、12時00分～13時00分、12時30分～13時30分、13時00分～14時00分の5パターンの範囲内で分散して取得するようにした。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の流行初期である令和2年4月から、職員の感染リスクを低減させるため、休憩時間の変更を励行した。

第3章 市役所の主な対応について

令和2年6月時点の会計年度任用職員における、休憩時間の変更率の平均は、約6%程度であった。

会計年度任用職員の勤務時間のシフト変更

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

職員課

【経緯】

職員の感染リスクの低減を図る必要があることから、会計年度任用職員の勤務時間のシフト変更（同一日内の勤務時間の振替）を実施した。

【実施内容】

勤務時間のシフト変更は原則、9時から勤務を開始する会計年度任用職員を対象に9時30分、10時00分、10時30分の範囲内で勤務開始時間を変更できるようにした。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の流行初期である令和2年4月から、職員の感染リスクを低減させるため、勤務時間のシフト変更を励行した。

令和2年6月時点の9時から勤務開始の会計年度任用職員における、勤務時間のシフト変更率の平均を確認したところ、約6%程度であった。

なお、勤務時間帯を変更することで、市民サービスへ影響することがないよう、留意した上で実施する必要がある。

地下1階職員食堂における座席数の削減及びパーティションの設置

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

職員課

【経緯】

本庁舎地下1階の食堂において、利用する人と人の距離を確保するための感染防止対策を実施した。

【実施内容】

令和2年4月よりテーブルあたりの座席数を半分程度に削減するため、4人席をなくし、距離が保てるよう2人席とした。また、令和3年4月から各席にパーティションを設置し、飛沫防止の対策を行った。このほかにもマスクを外した状態での会話を控えるよう掲示し注意喚起を行った。

【成果・課題等】

第3章 市役所の主な対応について

基本的な感染症対策として実施した。感染症収束後において、座席数を元に戻し、パーティションを撤去することについては、状況を踏まえて判断していく必要がある。

在宅勤務の活用

(1・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

人事課

【経緯】

職場内での「3密」を防ぎ、職員間での感染リスクを低減させるため、職員（会計年度任用職員を含む。）の在宅勤務を活用して、業務継続を図った。

【実施内容】

令和2年度においては、個人パソコン等を使用し、業務に関する企画書・報告書等の資料作成や、情報収集、担当業務に関する根拠法令等の再確認など事務を行った。

令和3年度からは、テレワークパソコンを貸与することで、庁内で保有している情報へのアクセスや、各種システム等が利用可能となった。情報系パソコンを使用して行う業務と同様のことを自宅で実施可能となったため、在宅勤務の活用を推奨した。

【成果・課題等】

令和2年4月から、出勤職員数の抑制を図り、最も多い時で当日職場に出勤する職員のうち、約25%（全部局平均）の職員が在宅勤務を行った。

在宅勤務の開始当初は、情報管理の観点から紙の資料の職場外への持ち出しの制限等の課題があったが、テレワークパソコンが貸与されて以降は、自宅においても、職場に近い環境で業務を実施することが可能となった。職員の感染リスクの低減を図り、業務の継続性の確保に寄与したものとする。

なお、市民対応窓口のある所属に関しては、所管業務の内容等から在宅勤務の実施が困難な状況もあった。

時間外勤務の抑制

(3・4・5波)

【課名等】

人事課

【経緯】

令和3年1月に国から緊急事態宣言が発出され、これに伴い政府及び千葉県が事業者に対して「20時以降の不要不急の外出自粛の徹底」の働きかけが行われたことから、その趣旨を踏まえ実施した。

第3章 市役所の主な対応について

【実施内容】

令和3年1月の緊急事態宣言期間、4月のまん延防止等重点措置期間、7月の緊急事態宣言から9月末までの期間において、原則として19時以降の時間外勤務を行わないよう通知等により全庁的に依頼し、時間外勤務の抑制を実施した。

【成果・課題等】

時間外勤務の抑制に一定の効果があった。

第3章 市役所の主な対応について

2. 庁舎における感染防止策・業務の運用

手指消毒剤（アルコール）の配布

(1 波)

【課名等】

財産管理課

【経緯】

新型コロナウイルスの感染予防対策として接触感染による感染リスクを低減するため、手洗い等の手指衛生が求められていたが、本庁舎や市内各施設に来庁する不特定多数の人が即座に手洗いをすることが難しいことから手指消毒剤（アルコール）による手指消毒を行うこととした。当時は消毒用のアルコールが不足し、各施設での調達が難しかったため、本庁舎及び市内各施設で必要となる手指消毒剤を一括購入して配付した。

【実施内容】

令和2年3月から本庁舎出入口3箇所（正面玄関・北通用口・Aコア1階EVホール）に手指消毒剤噴霧器を設置し感染対策を実施していたが、市内の感染の拡大をうけて、市の公共施設を対象に手指消毒剤配置の希望調査を実施し、必要な数量を一括購入し配付した。新型コロナウイルスが5類に移行した以降も数量を減らし定期的に購入している。

【成果・課題等】

手指消毒用アルコールは本庁舎では使用量が多く、定期的な発注が必要となった。アルコールについては施設内でも分散して保管するなど消防法（法第9条の4、火災予防条例第30条）上での保管について注意も必要となり、一括購入した場合に即時に配付する必要があるなどの工夫が必要であった。

【実績等】

配布実施月	令和2年4月	令和2年6月
配布数	4,000L	7,500L

市職員による本庁舎内の環境消毒

（エレベーターボタン・非常口扉のドアノブ・非常階段手すり）

(1・2・3・4・5・6・7 波)

【課名等】

財産管理課

【経緯】

新型コロナウイルス感染者が本市においても確認され、国の緊急事態宣言が発令されている中、接触感染による感染リスクを低減するため市職員による環境消毒を実施した。接触感染は患者が触れた箇所を他の人が触り、その手で目、鼻、口に触れることで感染するもの

第3章 市役所の主な対応について

で、本庁舎は不特定多数の人が来庁することから、環境消毒を実施し感染予防対策を強化した。

【実施内容】

令和2年4月13日から本庁舎内に設置するエレベーター7基の呼び出しボタン及び非常口階段防火扉のドアノブ、非常階段の手すりを職員が消毒した。市役所には不特定多数の人が来庁することから、各階の職員が1日3回（9時、12時、15時）に当該箇所をアルコールにより消毒した。（令和4年10月中旬から本庁舎の清掃委託業者が消毒を継続中）

【成果・課題等】

職場内で感染症発症者が出た際に職場等の消毒を実施したが、消毒には次亜塩素酸を薄めて使用したが、施設消毒用のアルコールの方が管理等行いやすく、消毒も扱いやすい。施設消毒用アルコールが手に入るのであれば、次亜塩素酸は不要と考えて良い。

アルコールは施設内でも分散して保管するなど消防法（法第9条の4、火災予防条例第30条）上の注意も必要となる。

【実績等】

実施期間	令和2年4月～令和4年10月
環境消毒箇所	エレベーターボタン（各フロア） 中央エレベーター 2か所 Aコアエレベーター 2か所 Cコアエレベーター 2か所
	非常階段ドアノブ（各フロア） A～Dコア 4か所
	非常階段手すり（各フロア） A～Dフロア 4か所

本庁舎出入口への手指消毒剤噴霧器の設置

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

財産管理課

【経緯】

新型コロナウイルスの感染予防対策として接触感染による感染リスクを低減するため、手洗い等の手指衛生が求められていたが、本庁舎に来庁する不特定多数の人は即座に手洗することが難しいため、アルコールによる手指消毒が実施できるよう手指消毒剤噴霧器を設置した。

【実施内容】

令和2年3月から本庁舎出入口3箇所（正面玄関・北通用口・Aコア1階EVホール）に手

第3章 市役所の主な対応について

指消毒剤噴霧器を設置し感染対策を実施していたが、感染の拡大をうけて、令和2年12月には本庁舎出入口他6箇所（正面玄関・北通用口・南通用口・Aコア1階EVホール・地下1階時間外通用口・秘書課）に設置、令和3年8月には本庁舎出入口の他に各フロアのBコア・Dコア付近にも設置し手指消毒剤噴霧器の総設置台数として28台設置した。新型コロナウイルスが5類に移行した後は台数を減らし設置を継続している。

【成果・課題等】

特に手指消毒用アルコールの使用量が多く、定期的な発注が必要となる。アルコールは施設内でも分散して保管するなど消防法（法第9条の4、火災予防条例第30条）上の注意も必要となる。

【実績等】

実施期間	令和2年3月～11月	令和2年12月～ 令和3年7月	令和3年8月～ 令和5年3月
手指消毒剤 噴霧器の 設置個所	正面玄関 北通用口 Aコア1階EVホール	正面玄関 北通用口 南通用口 Aコア1階EVホール 地下1階時間外通用口 秘書課	正面玄関 北通用口 南通用口 Aコア1階EVホール 地下1階時間外通用口 秘書課 Bコア Dコア

執務室の換気を促す庁内放送の実施

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

財産管理課

【経緯】

本市において新型コロナウイルス感染者が確認された令和2年3月から、基本的な感染対策の一つである換気を効果的に実施するため、庁内放送による換気の実施を呼びかけた。本庁舎でのエアロゾル感染の対策として、機械換気による常時換気のほかに窓開け換気による換気を実施し感染予防対策を強化した。

【実施内容】

令和2年3月26日から本庁舎内では庁内放送による窓開け換気を呼び掛けており、令和2年3月から午前1回、午後1回、令和3年8月からは午前2回、午後3回、庁内放送を実施した。新型コロナウイルスが5類に移行したことに伴い、庁内放送による窓開け換気の呼びかけを終了した。

第3章 市役所の主な対応について

【成果・課題等】

窓の一部を開放することにより、空調効率は低下するが、年間の光熱水費をコロナ前後で比較すると使用量の大幅な変化は見受けられなかったため、呼びかけは感染予防の意識づけとして有効であると思われる。

【実績等】

実施期間	令和2年3月～令和3年7月	令和3年8月～令和5年3月
庁内放送回数	開庁時・午前1回・午後1回	開庁時・午前2回・午後3回

附属機関等の会議の臨時的取扱いについて

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

総務法制課

【経緯】

本市では附属機関等の会議を集合形式で行うことを前提としているため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、多くの附属機関等の会議が延期・中止となっていた。

法令により附属機関の議を経る必要があるなどの理由により、延期・中止が困難な会議について、対応を検討する必要性が生じた。

【実施内容】

法令により附属機関の議を経る必要があるなどの理由により、延期・中止が困難な附属機関等の会議については、書面会議などの方法で会議を開催し、通常の会議に準じて会議ごとに日額報酬（報償費）を支給して差し支えないこととした。

【成果・課題等】

書面会議等の方法で延期・中止が困難な附属機関等の会議を開催することにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、会議を開催できないことによる業務の支障を軽減することができた。

会議の開催方法の一つとして、オンライン会議等が標準的になりつつある社会の中で、書面会議、オンライン会議等で開催することの利点、集合形式で行うことの利点等を考慮し、今後の会議の開催方法について検討していく必要がある。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
書面会議等により会議を開催した件数	540件	632件	615件

Web 会議環境の整備

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

デジタル行政推進課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の影響で、社会的に非対面方式が求められるようになったことから、Web 会議に関するニーズが急増した。「密」の解消を図るため、重要かつ緊急的な会議等を、職員・外部有識者等が集合することなく実施できる環境を整備することを目的とした。また、各種講座等をオンラインで再開するためのツールとしても活用した。

【実施内容】

Web 会議システムを利用するためにソフトウェアライセンス、専用の PC および周辺機器を導入した。また、Web 会議の質の向上を図るため、庁舎の会議室に大型モニターやマイクを設置し環境を整備した。

【成果・課題等】

非対面で会議を実施することができるようになり、感染拡大防止および事業の再開のためのツールとすることができた。ニーズの増加により PC の貸出率が 90%を超え職員が利用したい時に利用ができないという時期があったが、機器を増設したことにより解消された。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いが 5 類となった現在も、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド会議の実施等、その利便性を活かし活用されている。また、テレワークなどの多様な働き方の実現に資するものとなっている。

今後新たな感染症が流行した際に、接触機会を減らすことが感染拡大防止に有効な状況であれば、新型コロナウイルス感染症の際と同様に有効活用できるものである。

【実績等】

	令和 3 年度	令和 4 年度
端末貸出件数	2,029 件	1,725 件

窓の無い会議室へ二酸化炭素濃度計の設置

(5・6・7・8波)

【課名等】

財産管理課

【経緯】

新型コロナウイルスに対する基本的な感染対策の一つである換気を効果的に実施するため、機械換気による常時換気のほかに窓開け換気を実施していた。室内の換気状況を確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器を使用し、二酸化炭素濃度が 1000 p p m をこえていないかを確認することも有効であることが示されたことから、機械換気による常時換気はおこなわれているものの、窓の無い 701 会議室・706 会議室に二酸化炭素濃度計を設置し、その数値から室内の換気が適切に行われているか確認した。

【実施内容】

機械換気による常時換気はおこなわれているものの、窓の無い 701 会議室・706 会議室の換気状況を確認するため、二酸化炭素濃度計を設置し、その数値から室内の換気が適切に行われているか確認した。

新型コロナウイルスが 5 類に移行した後においても二酸化炭素濃度計を継続して設置している。

【成果・課題等】

窓の無い部屋であり任意の換気が困難であるため、室の利用における目安として見える化できることは感染対策として一定の効果が見込める。任意の数値以上となった際に警告音などが鳴るとより良いと思われる。

【実績等】

実施期間	令和 3 年 10 月～令和 5 年 3 月
設置場所	本庁舎（701 会議室、706 会議室）

本庁舎出入口への体温測定器の設置

(5・6・7・8波)

【課名等】

財産管理課

【経緯】

新型コロナウイルスの感染予防対策として、厚生労働省が令和2年2月25日付で発出した『新型コロナウイルス感染症対策の基本方針』によると「発熱等の風邪症状がみられる場合の休暇取得」が示されており、本市においても風邪症状がみられる際には自宅療養する指示が出されていた。令和3年9月に緊急事態宣言が発令されたなかで、本庁舎での業務を継続するにあたり来庁者や市職員の健康管理が重要となるため、自身の健康管理を目的とした体温測定器を本庁舎出入口に設置した。

【実施内容】

令和3年10月から来庁者や市職員の健康管理を目的とした体温測定器を本庁舎出入口4箇所（正面玄関2台・北通用口・南通用口・時間外通用口）に設置した。新型コロナウイルスが5類に移行した後においても設置を継続している。

【成果・課題等】

測定等は任意であるため、拘束力はないが一定数は測定を自主的に行うなど、意識改善にはつながったと思われる。

【実績等】

実施期間	令和3年10月～令和5年3月
本庁舎における 体温測定器の設置箇所	正面玄関（2台）・北通用口・南通用口・ 地下1階時間外通用口（全5台）

3. イベント等

市公共施設・市主催（共催）イベントの取り扱いについて

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

健康危機対策課

【経緯】

令和2年2月、大規模な感染リスクがあることを勘案し、保健所内で他市動向等を踏まえて提案資料を作成し、市公共施設の休館やイベントの制限について市対策本部会議で制限内容の決定を行った。その後も緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、繰り返し訪れた感染拡大期など外的要因に対応する形で基準の策定やその見直し、運用方針の変更を行う必要があった。

【実施内容】

令和2年2月、大規模な感染リスクがあることを勘案し、市公共施設の休館やイベントの制限について市対策本部会議で制限内容の決定を行った。同年6月にはいわゆる第1波の感染拡大が落ち着いたため、「船橋市における公共施設再開に向けての基本的な基準」を策定、同年10月まで当該基準を参考に、市対策本部会議等でイベント毎の必要性を判断するなどして開催の可否を決定していた。

施設、イベントの制限という取り組みの評価と今後の感染拡大防止の強化により、11月以降はイベントの必要性を所管課で判断し、イベントごとに感染対策を定めたガイドラインを作成したうえで実施することを市対策本部会議で決定した。

令和3年12月、「船橋市における公共施設再開に向けての基本的な基準」を「船橋市における公共施設利用の基本的な基準」に名称変更し、一部利用制限の解除（定員制限等）を市対策本部会議で決定した。また、活動内容毎に基準を定めた「公民館等の利用基準」を廃止し、各中央競技団体等のガイドラインに従って活動を実施することも決定した。

令和4年度以降は、基本的に緩和の方向で「船橋市における公共施設利用の基本的な基準」を段階的に改定した。

【成果・課題等】

市公共施設の休館やイベントの中止に対する評価は難しいが、休館施設等からの応援があり、市民の命を守るための保健所体制の強化に繋がった。

また、保健所は感染症を所管している立場上、強い制限内容を提案せざるを得なく、施設所管課との調整が困難であった。

みんなで校歌を歌ってみようプロジェクト

(1 波)

【課名等】

文化課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策で小学校の臨時休業が続き、まだ学校に通えていない新 1 年生のために、市にゆかりのある音楽家と市が力を合わせて「みんなで校歌を歌ってみよう」プロジェクトを立ち上げた。

【実施内容】

市内小学校の校歌の演奏動画を市ホームページ等で公開し、新 1 年生に動画を見ながら一緒に歌って校歌を覚えてもらうことで、登校することの楽しみやワクワク感を感じてもらうことを目的としていた。また、現在イベントの中止や施設の休館により、活動場所が減っている音楽家への演奏機会の提供にもつながった。

【成果・課題等】

ライブ・コンサート等の活動場所を失っている音楽家に、演奏機会を提供すると共に、登校できていない子供たち（新 1 年生）が、校歌の練習を通じて学校へ登校することへ楽しみ・期待等を感じてもらうことができた。また、各校の校歌を音源として市ホームページに掲載することで、市民が各校の校歌を知ることができるようになるとともに、文化資源の蓄積に繋がった。

【実績等】

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金	825,880 円
-----------------------	-----------

ふなばし生涯学習チャンネル（YouTube による動画配信） 青少年課

(1 波)

【課名等】

青少年課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中止となった大神保青少年キャンプ場イベントに係る動画を配信することで、市民への学習の機会を提供する。

【実施内容】

大神保青少年キャンプ場イベントに係る動画を配信することで、市民への学習の機会を提供する。

<動画タイトル>

簡単！おいしい！キャンプ料理をお家で作ろう！（サバ味噌トマトカレーおよび焼きバナナの作り方）

第3章 市役所の主な対応について

【成果・課題等】

配信本数の増加や、動画作成後の有効な活用方法について検討が必要。

【実績等】

	令和2年度
配信件数	1本

ふなばし生涯学習チャンネル（YouTubeによる動画配信） 西部公民館

（1・2波）

【課名等】

西部公民館

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国及び県からの通知・要請を受け、本市における新型コロナウイルス感染症対策会議において協議され、全公民館を休館し、団体利用の中止及び主催事業を中止した。市民の学びの場が多く制限されているなかで、「生涯学習部として何ができるのか」を考えた際に YouTube を活用した情報発信を行うこととなった。

【実施内容】

西部公民館の位置する本中山周辺にかつて存在していた、東葛人車鉄道の歴史を15分程度で振り返る動画を「地域学習室」第1回「～木下街道を走った～東葛人車鉄道」というタイトルで「ふなばし生涯学習チャンネル」に投稿した。

【成果・課題等】

公民館が休館しているなかで、動画配信を通して市民に対し学びの場を提供することが出来た。

【実績等】

令和2年8月3日投稿

視聴回数	1,616回
高評価数	24

※令和6年8月時点

ふなばし生涯学習チャンネル（YouTube による動画配信） 飛ノ台史跡公園博物館

(1・2・3 波)

【課名等】

飛ノ台史跡公園博物館

【経緯】

令和2年4月1日～5月31日、12月26日～令和3年3月31日臨時休館を実施したが、12月26日からの休館に際して来館できない市民等に向け、縄文時代について解説する動画をシリーズで配信することで縄文時代に親しみを持ち、将来の来館の動機となるような工夫を実施することを企図して12本の動画を作成し、生涯学習チャンネルで配信することとした。

【実施内容】

飛ノ台史跡公園博物館のオリジナルキャラクターが縄文時代の不思議などについて解説するシリーズ動画。

【成果・課題等】

博物館活動は来館者に向けた企画展示やワークショップの実施、展示解説を主たる活動としているが、今回の動画配信で狙っていた来館できなかった方々へ博物館への興味関心を持ってもらい、行動制限解除後の来館者導入に繋げるという本来意図した動画の使い方以外に、本コンテンツを学校教育の教材として継続使用するという副効果を生んだ。休館中の職員の出勤状況にもよるが、このような取り組みをきっかけに、これまでの活動を見直すなど、マイナスの効果だけとは限らない側面もあったことにも着目する必要があると考える。

【実績等】

令和2年度制作動画：12本

ふなばし生涯学習チャンネル（YouTube による動画配信） 郷土資料館

(1・2・3・4・5・6・7・8 波)

【課名等】

郷土資料館

【経緯】

コロナ禍により施設へ来られない方へ YouTube 動画の配信により各時代の環境や暮らしについて学ぶ機会を提供する

【実施内容】

市の生涯学習支援として、自宅でも学べるようにオリジナル動画を配信する

第3章 市役所の主な対応について

【成果・課題等】

さまざまな分野と時代に関する動画を発信した。今後も市内学校や市民の関心・要望を踏まえ、対面・非対面の両方で、効果的な情報発信を行えるよう効果的な情報発信について検討を重ねていく。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
配信件数	18件	3件	4件

ふなばし生涯学習チャンネル（YouTubeによる動画配信） 社会教育課

(2波)

【課名等】

社会教育課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、休校となったふなばし市民大学校の授業内容などの動画を配信することで、市民への学習の機会を提供する。

【実施内容】

ふなばし市民大学校の授業内容などの動画を配信することで、市民への学習の機会を提供する。

<動画例>

- ・ 庚申塔の謎を紐解くクイズ形式の動画
- ・ 簡単にできるフレイル（老化）チェックの紹介
- ・ 簡単にできる運動プログラムの紹介
- ・ 3Q体操の紹介
- ・ お家にいながらアンデルセン公園花緑ウォッチング
- ・ 家庭菜園や野菜づくりの楽しさと野菜づくりのワンポイントアドバイス など

【成果・課題等】

作成した動画を活用するため、令和5年度以降パンフレット及び入学案内・願書等に2次元コードを掲載し、周知に努めている。

【実績等】

	令和2年度
配信件数	23本

バーチャル市展の開催

(2波)

【課名等】

文化課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の影響で現地での船橋市美術展覧会「市展」の開催が中止となったため、市ホームページで公募作品を紹介する「バーチャル市展」を開催した。

【実施内容】

市ホームページで公募作品を紹介する「バーチャル市展」を開催した。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症の影響で現地での船橋市美術展覧会「市展」の開催が中止となった中、仮想の展覧会「バーチャル市展」を開催することで、市民に作品発表の場や、自宅にしながら鑑賞できる機会を提供することができた。

【実績等】

	日本画	工芸	書道	洋画
作品数 計 101 点	4 点	20 点	17 点	60 点

市民文化ホール「ホールの舞台で演奏 etc.しませんか♪～空館芸術～」

市民文化創造館（きらら）「きららのピアノを弾いてみよう！」

(2波)

【課名等】

市民文化ホール・市民文化創造館

【経緯】

市民文化ホール・市民文化創造館（きらら）の両館では、市民の文化・芸術活動を支援するため、新型コロナウイルスの影響で主催事業等が開催中止となって空いたホールを無料で提供し、特別な空間であるステージに立つ喜びを体験していただく事業を企画した。

【実施内容】

市民文化ホールでは全 11 日、市民文化創造館では全 5 日の日程で、1 日 3 枠(1 枠 90 分)に分けて無料貸し出しを行った。新型コロナウイルスの影響で活動の機会がなくなっているアーティスト（プロ・アマ問わず）に、市民文化ホールでは楽器の演奏や練習、ダンスや演劇などのパフォーマンスを、市民文化創造館ではフルコンサートピアノを楽しんでいた。ホールの広い空間を利用して、接触や密接を避け、基本的な感染対策を十分に講じたうえでの実施となった。

第3章 市役所の主な対応について

【成果・課題等】

子どもから70歳以上の方まで様々な年齢層の方に参加いただいた。また、家族で参加されたグループも見受けられた。

グランドピアノを弾く体験やホールでの演奏体験等大変好評であり、今後もこうした事業を行ってほしいという意見も寄せられた。

本番に近い特別な空間での試奏に多くの利用者に喜んでいただけたと同時に、市民文化ホール及び市民文化創造館の舞台やピアノを知る良い機会になったと考える。

【実績等】

	利用可能 枠数	申込 件数	利用 枠数	利用 人数	利用内容
市民文化 ホール	33 枠	82 件	30 枠	142 人	ピアノ演奏 22 枠、 ピアノとヴァイオリンの演奏 4 枠、 ピアノとギターの演奏 2 枠、 ジャズダンス 1 枠、 演劇 1 枠
市民文化 創造館	15 枠	70 件	14 枠	86 人	ピアノ演奏 14 枠

イベントのインターネット配信サービス

(2・3・4・5・6 波)

【課名等】

文化課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の影響で現地でのイベント開催が中止となったため、インターネット配信によるオンラインイベントを開催した。

【実施内容】

<ふなばしミュージックストリート>

○令和2年度

インターネット配信によるオンラインフェス形式で、YouTubeチャンネルを4番組編成し、リアルタイム・アーカイブ配信を行った。

○令和3年度

YouTubeによる録画演奏動画とMCトークチャンネルの生配信をイベント当日に実施した。動画チャンネルは同月末まで配信を行った。

第3章 市役所の主な対応について

<音楽のまち・ふなばし 千人の音楽祭>

○令和2年度

「千人の音楽祭」の事業の開催経緯や歴史を振り返るケーブルテレビの特別番組として放映した。

○令和3年度

ケーブルテレビの特別番組として、作曲家・ピアニスト新垣隆氏に委嘱したメッセージソングや、中学校吹奏楽部の楽曲演奏などコロナ禍での音楽活動状況を伝える映像を放映した。

<地域ふれあいコンサート>

○令和2年度

公民館4館合同のオンラインコンサートを実施した。

【成果・課題等】

<ふなばしミュージックストリート>

コロナ禍においては、市民の文化活動の場の確保や、従来の集客型のイベントの開催は難しく、オンラインイベントとして開催したが、ライブ感を出演者・鑑賞者に感じてもらうことは困難であった。しかし、自宅に居ながら参加できるオンラインフェスの特性を活かし、音楽でまち・人をつなぎ、これまでにない実施形態の音楽イベントとして実現できた。

<音楽のまち・ふなばし 千人の音楽祭>

コロナ禍で2年連続となるケーブルテレビ特別番組放映、YouTube 配信企画となったが、「千人の音楽祭」のあゆみを記録として後世に残すことができた。これにより、本市の音楽振興事業の継続性が確保でき、一定の成果が得られた。

<地域ふれあいコンサート>

配信に取り組んだ4館での収録当日は、各地域ふれあいコンサートの実行委員も運営に参加し、出演者と共に当時できる形でのコンサートを実施することができた。

【実績等】

ふなばしミュージックストリート

	令和2年度	令和3年度
視聴回数	10,611 回	8,893 回

※令和2年度、令和3年度ともにアーカイブ視聴数を含む。

※令和3年度はMCトークチャンネル視聴回数 1,729 回を除く

第3章 市役所の主な対応について

音楽のまち・ふなばし 千人の音楽祭

	令和2年度	令和3年度
視聴回数	—	22,080回

※令和2年度はJ:COMの特別番組として放映したのみのため、視聴回数不明

※令和3年度はJ:COMの特別番組として放映したほか、令和4年3月14日(月)～3月30日(水)の期間でJ:COM公式YouTubeチャンネルにてアーカイブ配信を実施した。

地域ふれあいコンサート

	令和2年度	令和3年度
視聴回数	1,759回	—

※令和2年度は配信を実施した公民館4館の合計、令和3年度は配信対応なし。

ザイタク (在宅)船橋調べ隊

(2・3・4・5・7・8波)

【課名等】

郷土資料館

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の拡大による市民の学習環境面の制約を踏まえ、「船橋のことを学びたい」市民のニーズに応えるために、郷土資料館だからこそできる教育普及事業を検討した。

【実施内容】

参加希望者は、郷土資料館が用意するテーマの中で興味があるものを選び、郷土資料館が提供する参考文献や課題にチャレンジする。その後は、メール等で課題の提出を受け、郷土資料館職員が適宜助言する。希望者は、展示物の作成や展示解説にもチャレンジする。

【成果・課題等】

各年度とも申込みは募集定員に満たなかったが、いずれの利用者からもメールあるいは口頭で、事業参加によって学びを深めたという実感を得た旨の謝意が示された。また、利用者の関心の所在や調査成果を、企画展に反映させることができ、企画展の内容が市民に親しみやすいものになった。

定員未満の利用者だったことで、利用者に対する学習支援を手厚くすることができた。今回のような質を担保しつつ、より多くの市民が参加したくなるような学習支援プログラムを考えていく必要がある。

第3章 市役所の主な対応について

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	5人	3人	3人
利用者内訳	中学生以上の部4人・ 小学生の部1人	中学生以上の部1人・ 小学生の部2人	小学生2人・大人1人

東京2020オリンピック時の対応

(3・4波)

【課名等】

健康危機対策課

【経緯】

東京2020オリンピックの事前合宿の際に陽性者が発生した場合の対応等の確認や周知が必要であったため。

【実施内容】

生涯スポーツ課からの依頼に基づき、同課の作成したマニュアルの確認・周知及び、とりまとめや打ち合わせの実施など。

【成果・課題等】

内閣官房主催の説明会や千葉県主催の説明会に参加し、ホストタウン等における選手等の受入れや陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対応について確認を行い、実際の事前合宿の際の対応について検討を行った。

上記検討を踏まえ、生涯スポーツ課が作成したマニュアルの最終確認を行い、アメリカ体操選手団の事前合宿を受け入れた。

実際に陽性者等が発生しなかったため対応等はなかったが、確認作業を行ったことで発生時の対応の想定をすることができた。

オンライン成人式（YouTubeによる動画配信）

(3・6・8波)

【課名等】

社会教育課

【経緯】

令和3年については、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により、救急医療や一般の診療にも影響が出るなど、市民の安全を確保する体制が危機的な状況であったため、会場開催を中止し、無観客にて成人式を開催し内容をオンライン配信した。

令和4年・5年については、三密を回避するため、会場を市民文化ホールから船橋アリー

第3章 市役所の主な対応について

ナへ変更した。また、来場することができない方のため、オンライン配信も併せて実施した。

【実施内容】

送付した案内状の2次元コードを読み取ることにより、特設サイトから新成人が閲覧できるように配信。(当日は市ホームページからも閲覧可能。)

国歌斉唱、主催・来賓祝辞、20歳のアピールなど式典の内容を配信。

【成果・課題等】

令和3年は会場開催を中止とし、オンライン開催としたことにより、コロナ禍において安全に成人式を開催することができた。

一方で、振袖等のキャンセル料に関する問い合わせや、一生に一度の成人式を会場開催にしてほしい旨のご意見が多数寄せられたため、1年後の令和4年1月に代替イベントを実施した。

次の感染症発生時においては、安全な成人式の開催を目指しつつ、広く市民の声を聞いて対応を検討していきたい。

【実績等】

	令和3年	令和4年	令和5年
式典対象者	6,505人	6,093人	6,226人
参加者	無観客	3,789人	4,060人
視聴回数	9,460回	11,385回	6,615回

※令和3年は1月13日時点の視聴回数

令和4、5年は1月31日時点での視聴回数

予約棚システムの導入

(4・5・6・7・8波)

【課名等】

西図書館

【経緯】

西図書館以外の中央・東・北図書館では、利用者自らがカウンターで予約本の貸出手続きを行っており、取り置かれている本棚から予約した資料を借りることが可能な予約棚システムは未導入であった。

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、図書貸し出しの際の職員と利用者との接触や、会話の際に生じる飛沫などの感染リスクを低減しなければならなかった。

そのため、中央・東・北図書館でも予約棚システムを導入し、市内全ての図書館で、利用者がより安全に資料を借りることができる環境を整備する必要が生じた。

第3章 市役所の主な対応について

【実施内容】

令和2年11月に物品供給契約を締結し、令和3年3月から中央・東・北図書館に予約棚システムを導入・稼働開始した(以降、現在まで継続)。

【成果・課題等】

予約棚システムを導入・稼働開始したことで、令和3年度以降、自動貸出機による貸出率の割合が大幅に増加。職員と利用者との接触機会を減らし、感染リスクの低減に繋げることができた。

また、カウンター業務の負担が軽減されたほか、利用者の利便性も向上し、プライバシーに配慮した図書館サービスが提供できるようになった。

自動貸出機を利用した貸出率は令和3年度・令和4年度ともに8割を超えており、自動貸出機による貸し出し方法が利用者に受け入れられ、定着したと考えられる。次に感染症が発生した際も、現状のサービスを提供できるよう、システムの不具合を防ぐため機器の保守・管理を適切に行っていく必要がある。

【実績等】

	令和元年度			令和2年度		
館名	総貸出冊数	自動貸出機 貸出冊数	自動 貸出機 貸出率	総貸出冊数	自動貸出機 貸出冊数	自動 貸出機 貸出率
西	423,249 冊	376,220 冊	88.8%	353,594 冊	312,101 冊	88.2%
中央	553,121 冊	329,744 冊	59.6%	435,853 冊	252,987 冊	58.0%
東	451,768 冊	270,557 冊	59.8%	381,696 冊	228,190 冊	59.7%
北	328,181 冊	229,094 冊	69.8%	104,641 冊	47,695 冊	45.5%
計	1,756,319 冊	1,205,615 冊	68.6%	1,275,784 冊	840,973 冊	65.9%

	令和3年度			令和4年度		
館名	総貸出冊数	自動貸出機 貸出冊数	自動 貸出機 貸出率	総貸出冊数	自動貸出機 貸出冊数	自動 貸出機 貸出率
西	461,491 冊	411,528 冊	89.1%	454,080 冊	400,160 冊	88.1%
中央	591,999 冊	521,004 冊	88.0%	581,762 冊	515,220 冊	88.5%
東	492,429 冊	395,913 冊	80.4%	484,566 冊	385,624 冊	79.5%
北	325,722 冊	280,873 冊	86.2%	330,861 冊	297,052 冊	89.7%
計	1,871,641 冊	1,609,318 冊	85.9%	1,851,269 冊	1,598,056 冊	86.3%

船橋市文化芸術ホールチケットオンライン販売管理システムの導入

(4・5・6・7・8波)

【課名等】

市民文化ホール

【経緯】

市民文化ホール・市民文化創造館で行う自主事業の公演チケットを窓口にて対面で販売(一部プレイガイドでの販売)していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、チケット購入者との接触感染のリスク低減を図ることを目的としてオンラインチケット販売管理システムの導入を検討した。

併せて、システムを導入することにより、現金取り扱い機会の削減、販売機会の拡大及びチケットの販売管理の一元化を図ることも目的とした。

【実施内容】

令和2年度に船橋市文化芸術ホールチケット販売管理システムの構築・導入を検討し、令和3年6月より運用を開始。オンラインでのチケットの予約・購入ができるようにした。

【成果・課題等】

令和3年6月より運用を開始したが、チケット購入者は高齢者が主な客層であったため、「インターネットの使用方法が分からない」という声が多かった。しかし、周知やご案内等を丁寧に進めていくにつれ、インターネット予約も増え、チケット購入者との接触感染のリスクを大幅に回避することができた。併せて、今まで窓口及びプレイガイド販売では来館できなかった市外・県外からのお客様も多くご来場されるようになり、販売機会の拡大を図ることができた。

また、チケットの発券、販売、在庫管理について、現金取り扱い機会の削減や管理の一元化を図ることができた。

【実績等】

支払方法	予約方法	令和3年度	令和4年度	令和5年度
現金 (窓口)	電話	1,703 枚	3,150 枚	3,629 枚
	ネット	357 枚	755 枚	868 枚
セブン イレブン	電話	281 枚	646 枚	649 枚
	ネット	311 枚	520 枚	632 枚
クレジット カード	電話	—	—	—
	ネット	1,370 枚	2,722 枚	3,193 枚

4. その他

職員による公園パトロール

(1 波)

【課名等】

公園緑地課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症等緊急事態宣言下における都市公園の安全な利用方法について、利用者に対して周知を図ることを目的に準備を進め、国および県より基本的対処方針が示されたことから、屋外活動の需要の高まりにあわせて、ポスター掲出や職員によるパトロール等を実施して利用相互の安全利用を促したものの。

【実施内容】

大型複合遊具がある公園や近隣公園などの人が多く集まる公園について、職員によりパトロールを行い、公園利用者へ「3つの密」を避けるよう呼びかけや注意ポスター等掲出して周知した。

【成果・課題等】

災害時においても都市公園の役割や重要性を認識していたが、新型コロナウイルス感染症のように目に見えない緊急事態時においても、身近な都市公園は市民の活動場所として重要な機能を有しており、その安全な利用にあたっての対策等を通常時から備えること、予防策を整理することの必要性を感じた。

【実績等】

職員によるパトロール

期間	令和2年4月16日(木)～5月31日(日)
実施日数	21日間 (土日を含め比較的天候の良い日を選定)
公園数	99公園
パトロール回数	486回

公園への掲出物

掲出期間	令和2年4月～令和5年5月
注意事項ポスター	134枚
ソーシャルディスタンス掲出物	30枚(遊具メーカーからの提供物)
スポーツ庁ポスター	6公園

避難所における備蓄品（感染症対策物品）の配備

(1・2・3波)

【課名等】

危機管理課

【経緯】

令和2年5月21日付「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」により、新型コロナウイルス感染症時下の災害時における避難所の衛生環境対策を講じるよう示され、新型コロナウイルス感染症対策として、間仕切りやその他消耗品等の購入検討を開始した。

【実施内容】

令和2年度中に避難所での飛沫感染の防止等を目的として感染症対策物品を購入し、全ての避難所へ配備を行った。

(主な購入物品：間仕切り、蓄電池、手指消毒液など)

【成果・課題等】

消耗品等についてガウンなどの製品が同様の需要により全国的に品物薄となったが、代替品の検討により速やかな配備を進めることが出来た。間仕切りはサイズが大きいため、コンテナ倉庫等に備蓄品を配備している施設では備蓄倉庫での備蓄が行えず、体育館裏などのスペースで備蓄を行った施設が多い。また、間仕切りについては別途、災害時の供給協定を締結し、災害発生時には速やかな調達を図っている。

なお、間仕切りは総合防災訓練等において市民とともに組立訓練を行うなど、防災啓発活動における資機材としても活用している。

【実績等】

令和2年度	決算内容
間仕切り(3,870区画分)	31,540,700円
蓄電池(91個)	52,952,900円
消耗品等	4,076,578円

保健所で実施する健康相談（超過勤務による健康障害防止対策、カウンセラー相談）

（1・2・3・4・5・6・7・8波）

【課名等】

職員課

【経緯】

超過勤務者に対する産業医の面接指導については、保健室で実施しているが、新型コロナウイルス感染症が流行し、保健所職員の業務負担が大きくなったことにより、産業医の面接指導を保健所でも実施した。また、カウンセラーによる相談については、希望する職員が業務時間内に手上げをして相談を受けることが困難であることや、職場外で気軽に相談できる場を希望する声が多く上がったことなどから、新たに外部相談窓口を開設した。

【実施内容】

超過勤務者に対しては、令和2年3月から保健所での産業医の面接指導を実施。またカウンセリングも実施したが、職場内ではなかなか相談しにくい状況から職場外で気軽に相談できる場として、「こころの相談室」を開設した。

【成果・課題等】

新型コロナウイルス感染症流行直後より、保健所での産業医の面接指導を導入したため、超過勤務が多い職員の健康状態を把握することができた。面接対象者が増加し、産業医1人での対応が難しくなったため、他の産業医の協力を仰ぎつつ、令和3年8月から保健所産業医を2人体制に増員した。

また、カウンセリングについては、現在は、外部相談窓口を設置しているため、周囲の目を気にせず相談できる環境が広がっていると思われる。

【実績等】

保健所で実施した相談回数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
産業医相談	1回	14回	22回	5回

第3章 市役所の主な対応について

第7節 財政対応（補正予算・補助金・歳入確保等）

1. 補正予算・補助金・歳入確保等

新型コロナウイルス感染症対策寄附金の募集

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

政策企画課・商工振興課

【経緯】

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、北総育成園においても集団感染が発生したほか、市内の飲食店をはじめとする多くの事業者が営業を自粛するなど、市民生活や事業活動等に大きな影響が発生している中、新型コロナウイルス感染症対策に活用するため、寄附金の募集を開始した。

【実施内容】

市ホームページや広報ふなばし、ふるさと納税総合サイト等で新型コロナウイルス感染症対策に活用するための寄附金を募った。

【成果・課題等】

複数の所属で寄附金や物品を受け入れており、寄附者としては、寄附先が分かりづらいという問題があったため、本部等において寄附金・物品ともに一元的に受け入れる体制の整備が必要である。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	390件	49件	7件	0件
金額	91,219,443円	71,023,572円	61,360,796円	0円

当初予算・補正予算等の対応

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

財政課

【経緯】

感染拡大に伴い、企業・個人への支援、軽症者等の療養のためのホテル運営やワクチン接種に関すること等、様々な事業を迅速に開始するため、当初予算に加え、補正予算（定例会、臨時会、専決処分）を速やかに編成した。

【実施内容】

当初予算・補正予算（定例会、臨時会、専決処分）の編成

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

財政課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」及び「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が創設されたことから、コロナ対応のための各種事業を選定し、地方創生臨時交付金充当事業のとりまとめを行った。

【実施内容】

地方創生臨時交付金のとりまとめを行った。また、地方創生臨時交付金の対象メニューが増設されていったため、それに伴うとりまとめも随時実施した。

【実績等】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付金額	5,332,451,000 円	3,160,888,000 円	3,721,364,000 円	4,274,534,000 円

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の対象事業として位置づけられた 新型コロナウイルス感染症対策事業に対する寄附金の募集

(4・5・6波)

【課名等】

政策企画課

【経緯】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公共施設における感染症対策を強化し、新しい生活様式に対応してイベント・事業（ふなばし音楽フェスティバル、成人式等）を実施することを用途として、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の対象事業の一つとして「新型コロナウイルス感染症対策事業」を設定し、市外に本社がある企業から寄附金を募集した。

【実施内容】

市ホームページ等で寄附を募った。

【成果・課題等】

法人関係税において軽減効果が得られ、社会貢献に取り組む企業として PR できる「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）」を活用し、「新型コロナウイルス感染症対策事業」を使

第3章 市役所の主な対応について

途として寄附金を募集できた。令和3年度の寄附件数全体の12件のうち、5件の寄附が本事業に対する寄附であったことから、企業に対し使途としての訴求力があったものと考えられる。次の感染症発生時には、今回の事例を参考に速やかに対応する。

【実績等】

令和3年度決算

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）寄附件数12件、寄附金9,700,000円

※このうち、「新型コロナウイルス感染症対策事業」への寄附件数は5件。

※寄附額非公表の企業が含まれるため件数のみ

第3章 市役所の主な対応について

2. その他

指定管理者に対する補償

(1・2・3・4・5・6・7・8波)

【課名等】

行政経営課

【経緯】

一部の指定管理者制度導入施設において、下記の理由により、市民への必要なサービス維持のために指定管理者に対し補償を行った。

- ・市の要請による施設の休館等の影響により、指定管理者の収入が減少したこと
- ・市の要請による感染拡大防止策を指定管理者が実施した結果、指定管理者の費用が増加したこと

【実施内容】

市が指定管理料を支払っている施設を対象に市と指定管理者で協議を行い、補償対象年度の収支を精査したうえで、支出が収入を上回る金額を上限とし、指定管理料の不足として補償金を支払った。

【成果・課題等】

指定管理者に対する補償を行ったことで公の施設における市民サービスの安定性及び継続性を確保できた。

次に新たな感染症が発生した際にも、各施設における影響と状況に応じ、必要な対応の検討を行う。

【実績等】

	令和元・2年度	令和3年度	令和4年度
対応施設数	21 施設	5 施設	6 施設
補償総額	248,421,932 円	121,524,301 円	737,340 円